



# 行政ガイドINDEX

Administration guide index



- 32  救急・消防・防災
- 42  庁舎案内
- 47  届出・証明
- 56  保険・年金
- 62  税金
- 66  子育てガイド
- 87  福祉
- 98  健康づくり
- 100  生活環境・暮らし
- 113  仕事・経営
- 115  市民活動
- 117  公共施設
- 126  議会・選挙・広聴・広報
- 130  各種相談
- 134  マップ・電話帳





# 救急・消防・防災

ここでは、台風、地震、火災、交通事故等の緊急時に備えて、指定緊急避難場所(避難所)、救急などのご案内をします。

## 台風や地震などの災害に備えて

### 日ごろ(日常)からできること

- 家具類の転倒・落下防止をしておきましょう。
- 家屋や塀の強度を確認しておきましょう。
- 家族で災害時の行動を話し合っておきましょう。
- 防災訓練等に参加し、知識や技術を身に付けておきましょう。
- 住宅用火災警報器を設置し、消火器などを備えておきましょう。

### 自主防災会

災害時には、地域の皆さんの助け合いが重要です。「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念のもとに災害発生直後の地域を守るため、各自治会単位に自主防災会が設立されています。

### 緊急時の心得

- 火の始末
- ガスの元栓は必ずしめる
  - 電気のブレーカーは必ず切る
- 家の中では
- 転倒防止をした丈夫な家具や柱のそば、テーブルの下などに身を寄せる
  - 食器・ガラスなどの破片に気をつける
- 路上では
- ブロック塀、カワラ、ガラスの破片に注意する
  - 広いところへ移動する
- 運転中には
- 交差点をさけ、左側に停止する
  - ラジオなどで情報を収集し、あわてずに行動する

### 非常備蓄品

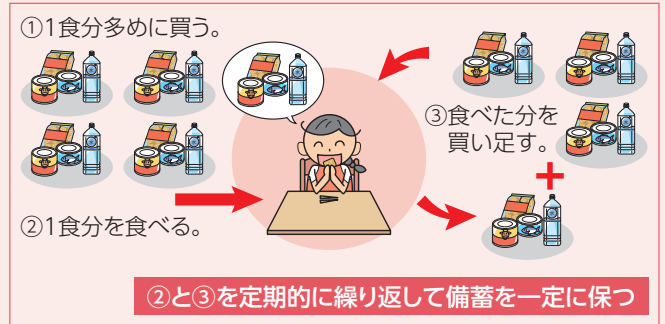
水やガスの供給停止、食料品や日用品の入手困難といった万に備えて、7日分の非常備蓄品を用意しておきましょう。

用意するもの(例)	
非常食	飲料水、缶づめ類(缶切り)、インスタントラーメン、ビスケット、粉ミルク、チョコレート、レトルト食品など
日用品	携帯トイレ、卓上コンロとボンベ、LEDランタン、懐中電灯、乾電池、携帯ラジオ、救急薬品、ナイフ、タオル、毛布、寝袋、下着類、手袋、笛、スニーカー、ごみ袋、ヘルメット など

### 食べながら備える「ローリングストック法」

ローリングストック法は、保存食を日常的に消費し、食べた分だけ買い足していく備蓄方法です。

日頃から食べ慣れている賞味期限が1年程度のものを意識的にストックして、月に1、2度食べるときに防災について考えるきっかけにしましょう。



▶ 危機管理課

## 地震の揺れと被害(震度階級)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	_____	_____
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	_____	_____
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	_____
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

▶ 危機管理課



救急・消防・防災

## あなたの災害への備え度チェック

### ◎ ～いざというとき日ごろの備えが大切です！～

この機会に、今一度身の回りをチェックしてみましょう。質問に○×で教えてください。

No.	チェック内容	○ ×
1	時々家族で、地震などの災害が起きたときの行動や連絡方法について話し合っている。	
2	地震が起きた時、炊事の火やストーブを消し、火事を出さないための行動をとったことがある。	
3	家具の配置や留め具合など家の中の空間や外回り（ブロック塀など）の安全に気を配っている。	
4	災害に備え、日ごろから飲料水や食糧を3日以上備蓄している。	
5	脱出や避難のルートになる所には、障害になるものを、置いていない。	
6	自宅付近の地形や環境について、危険な所をよく知っている。	
7	近所の高齢者や障害がある方、外国人等いわゆる避難行動要支援者のいる家族の安全確保や避難時の行動は把握している。	
8	子どもとは、登校下校時や学校にいる時、外で遊んでいる時などに地震が起きた場合の行動について話し合っている。	
9	災害が起きた時、テレビやラジオで最新の情報を入手するように努めている。	
10	各自主防災会で行っている防災訓練に毎回参加している。	

あなたの災害への備え度は

○の数が0～4個…初級 備えあれば憂いなし。できることから行動してください。

○の数が5～7個…中級 天災は忘れたころに。×がついた所を再点検してください。

○の数が8～10個…上級 よくできました。しかし、油断は大敵です。現状を維持しさらに防災意識を高めましょう。

▶ 危機管理課

## 大規模テロ等の緊急事態に備えて

大規模テロや外国からの武力攻撃が万が一発生した場合は、市民の自発的な行動や協力が必要です。近隣住民や自主防災会の皆さんで、下記の助け合いや協力をお願いします。

- ①避難住民の誘導・救援への協力      避難・誘導、避難所での救援物資の配布・炊き出し など
- ②消火、負傷者の搬送、救助等への協力      負傷者の搬送、応急手当て など
- ③保健衛生の確保への協力      健康相談所の開設支援 など

### ◎ 日ごろからの備え

- 食料や飲料水などを備蓄する。
- 近隣住民等とのコミュニケーションづくり（自助・共助）をする。

### ◎ 警報が発令されたら

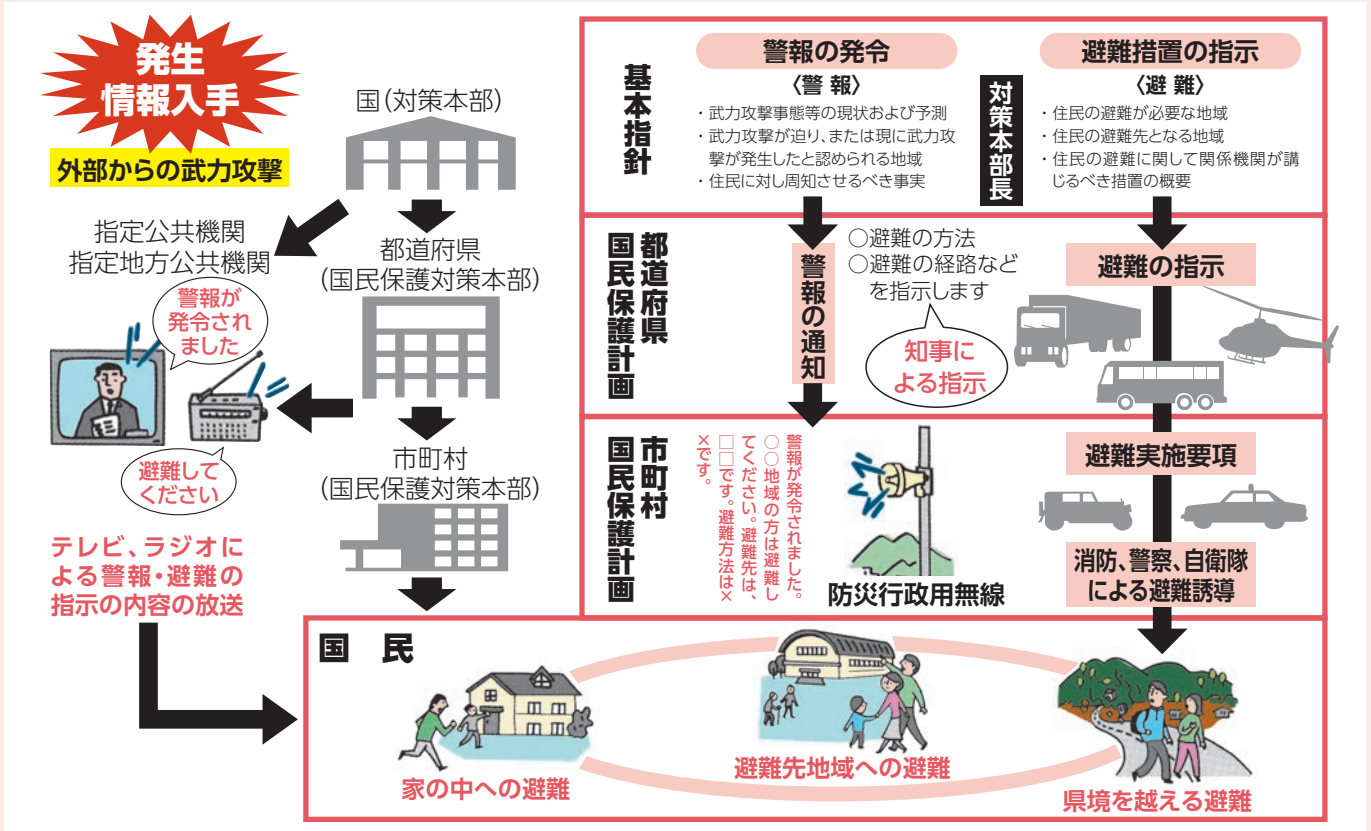
- 屋内にいる場合は、ドアや窓を閉め、ガス・水道・換気扇を止めて、ドア・壁・窓ガラスから離れて座る。
- 屋外にいる場合は、近くの頑丈な建物や地下街など屋内に避難する。
- 車を運転中の場合は、なるべく道路外の場所に車両を止める。
- 防災行政用無線、テレビ、ラジオなどを通して正確な情報を収集する。

### ◎ 避難の指示が出たら

- 元栓を閉め、コンセントを抜く（冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておく）。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参する。
- パスポートや運転免許証など身分を証明できるものを携帯する。
- 家の戸締りをする。
- 近所の人に声をかける。
- 行政機関からの指示に従い適切に避難する。

▶ 危機管理課

▶「警報」や「避難の指示」の伝達の流れ



救急・消防・防災

● 入間市国民保護計画

市では、国民保護法に基づき、入間市国民保護計画を作成しています。この計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の皆さんを迅速かつ的確に保護するため、平成18年に作成したものです。

● 計画の主な内容

- 住民の避難、救援等を迅速に実施するため、市民の協力、自主防災会、関係機関、団体等との連携協力体制を構築します。
- 自主防災会・警察・消防等、関係機関と連携して訓練を実施します。
- 国からの指示により市国民保護対策本部を設置し、住民の避難・救援などを実施します。
- 国からの警報や避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を実施します。
- 県、関係機関と連携協力し、避難住民の救援を実施します。(食料、飲料水などの供与など)

▶ 危機管理課

指定緊急避難場所・避難所一覧 → 指定緊急避難場所・避難所MAPは134～139ページをご覧ください

地区	番号	施設名	所在地
豊岡地区	①	豊岡小学校	向陽台1-1-14
	②	豊岡高等学校	豊岡1-15-1
	③	入間向陽高等学校	向陽台1-1-1
	④	豊岡中学校	向陽台2-1-20
	⑤	東町公民館	東町3-1-35
	⑥	富士見公園	東町1-16
	⑦	東町小学校	向陽台2-1009-3
	⑧	東町中学校	向陽台2-1-22
	⑨	高倉公民館	高倉4-6-20
	⑩	高倉小学校	高倉4-14-7

地区	番号	施設名	所在地
豊岡地区	⑪	市民会館・中央公民館	豊岡3-10-10
	⑫	扇町屋公民館	扇町屋1-9-34
	⑬	扇小学校	久保稻荷4-1195-2
	⑭	向原中学校	久保稻荷3-34-1
	⑮	久保稻荷公民館	久保稻荷3-9-3
	⑯	黒須公民館	黒須2-3-13
	⑰	黒須小学校	春日町2-14-60
	⑱	黒須中学校	鍵山3-13-17
	⑲	武道館	鍵山3-10-20
	⑳	黒須地区体育館	鍵山3-10-20

次ページに続く



地区	番号	施設名	所在地
豊岡地区	②1	彩の森入間公園	向陽台2丁目
	②2	産業文化センター	向陽台1-1-7
	②3	市民体育館	豊岡4-2-1
	②4	運動公園	豊岡4-2-1 他
	②5	中央公園	扇町屋1250-1 他
東金子地区	②6	東金子公民館	小谷田77-3
	②7	東金子小学校	小谷田1524
	②8	新久小学校	新久500
	②9	東金子中学校	小谷田451-1
	③0	東金子地区体育館	小谷田371
	③1	青少年活動センター	小谷田1681-1
	③2	入間わかくさ高等特別支援学校	小谷田745-1
金子地区	③3	金子公民館	寺竹535-1
	③4	金子小学校	西三ツ木150
	③5	金子中学校	西三ツ木187
	③6	農村環境改善センター	下谷ヶ貫915-3
	③7	埼玉県茶業研究所	上谷ヶ貫244-2
宮寺・二本木地区	③8	宮寺公民館	宮寺2405-1
	③9	宮寺小学校	宮寺594-1
	④0	宮寺地区体育館	宮寺567
	④1	武蔵中学校	宮寺3193
	④2	老人福祉センターやまゆり荘	宮寺2655-1
	④3	勤労福祉センター	宮寺4102-17
	④4	二本木公民館	二本木256-1
	④5	狭山小学校	二本木65-1

地区	番号	施設名	所在地
藤沢地区	④6	藤沢公民館	下藤沢846-1
	④7	藤沢小学校	上藤沢384
	④8	藤沢南小学校	上藤沢52
	④9	上藤沢中学校	上藤沢146-2
	⑤0	藤沢東小学校	東藤沢7-9-1
	⑤1	東藤沢公民館	東藤沢3-19-19
	⑤2	藤沢中学校	下藤沢1263-1
	⑤3	藤沢北小学校	東町7-1-19
	⑤4	藤の台公民館	上藤沢406-31
	⑤5	藤沢地区体育館	下藤沢988-1
西武地区	⑤6	藤沢中央公園	下藤沢773-1
	⑤7	西武公民館	野田496
	⑤8	仏子小学校	仏子165
	⑤9	西武中学校	仏子960-1
	⑥0	西武小学校	野田512
	⑥1	新光中央公園	新光303-2
	⑥2	野田中学校	野田1741
	⑥3	西武地区体育館	野田1134-57
	⑥4	西武市民運動場	野田字丸山地内

※外出中の災害時には、近くの避難所(場所)に避難してください。

▶ 危機管理課

## 火災予防

### 火災が発生したら

火災を出したり発見したりしたら、どんなに小さくても早く知らせることが大切です。すぐに☎119番に通報してください。また、近所の方にも火災の発生を知らせてください。

#### 【119番のかけかた】

あわてず、早く、正確に、「火事です」

場 所(例) 入間市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇宅です。

目 標(例) 〇〇小学校の〇〇側です。とはっきり告げましょう。消防署の方が了解してから電話は切りましょう。

通報内容(例) 「何が燃えているか？」  
「どこが燃えているか？」

### 初期消火

☎119番に通報してから消防車が到着するまでには数分間かかります。その間、初期消火に努めてください。煙が増えたり天井に火が燃え移ったりしたら無理に消火しようとせず、煙を吸い込まないようにタオルで口や鼻を押さえ、姿勢を低くして逃げましょう。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

#### ▶3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

#### ▶4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しましょう。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

### 消火器点検をもう一度

消火器は、いざという時に不具合等で使えなければ意味がありません。購入したら、半年に1回程度異状がないかチェックしましょう。また古い消火器は絶対に使用せずに販売店等に相談しましょう。

### こんな時は消防署へ届出が必要

- ・火災とまぎらわしい煙または火災の発生するおそれのある行為
- ・ガソリンや灯油、重油など引火性の危険物を定められた数量以上貯蔵したり、取り扱ったりするとき



入間消防署



藤沢分署



西武分署

### 火災の証明等

火災などにより被害を受けた場合、火災保険金等の請求や税の減免等に必要なり災証明を発行します。

入間消防署予防指導課	☎04-2962-7257	小谷田581
入間消防署	☎04-2962-7255	
入間消防署藤沢分署	☎04-2965-1190	下藤沢858-1
入間消防署西武分署	☎04-2932-1190	野田2182

▶ 入間消防署

## 入間消防署テレホンガイド

(火災情報) ☎04-2963-8181

自動音声対応によるテレホンガイドです。  
火災の発生時には、発生場所等の情報をお知らせします。  
なお、回線数には限りがあり、火災発生時には電話が繋がりにくくなる場合があります。ご了承ください。

## 住宅用火災警報器を設置しよう！

平成20年6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられています。

大切な命を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。  
住宅用火災警報器は煙や熱を感知して警報音や音声で火災の発生を知らせます。

## 日頃から点検・メンテナンスをしよう！

住宅用火災警報器が正常に作動するか、1カ月に1回程度、定期的に点検しましょう。また、住宅用火災警報器は長く取り付けている間に感知部分にほこりが付いたり、台所に設置してある場合は油や煙で汚れたりして、火災が感知しにくくなる場合があります。いざというときに効果を発揮するためにも、日頃から定期的な点検・メンテナンスをしましょう。

## 10年を目安に取り替えましょう！

設置から10年以上が経過すると、電池の寿命や本体内部の電子部品の劣化などで不具合が発生しやすくなります。交換の目安を設置後10年とし、本体の交換をお勧めしています。

▶ 入間消防署 ☎04-2962-7255

## 交通事故にあったら

### 交通事故の処理

#### ▶ 被害者は

- ① すぐに警察☎110番に届ける
- ② 軽いけがと思っても医師の診断を受ける
- ③ 相手の住所、氏名、車の持ち主の住所、氏名、車の番号、保険の加入年月日、保険会社名などを確認する

#### ▶ 加害者は

- ① 応急手当や救急車を呼ぶなど、被害者を救護する
- ② 警察に知らせて、警察官の指示を受ける

▶ 狭山警察署 ☎04-2953-0110

## 自転車放置整理区域

市では、自転車等の放置による生活環境の障害を防止するため、次のとおり自転車放置整理区域を指定しています。この区域内に放置した自転車については随時撤去し、保管場所で保管します。引き取りの際には、撤去費用として、自転車1台1,000円、原動機付自転車1台2,000円を納めていただきます。



### 放置整理区域

- ① 入間市駅周辺
- ② 仏子駅周辺
- ③ 武蔵藤沢駅周辺
- ④ 元加治駅周辺

▶ 放置整理区域には右上のマークが表示されています。

## 市営自転車駐車場

### 市営自転車駐車場(有料)

入間市駅南口自転車駐車場 ☎04-2962-7395

利用者の区分			使用料			
			1階	2階	屋上	
定期利用者	1カ月	自転車	一般	2,200円	1,800円	500円
			学生	1,700円	1,400円	400円
		原動機付自転車	一般	3,500円	—	—
			学生	2,800円	—	—
	3カ月	自転車	一般	5,900円	4,800円	1,300円
			学生	4,500円	3,700円	1,000円
		原動機付自転車	一般	9,400円	—	—
			学生	7,500円	—	—
	6カ月	自転車	一般	11,100円	9,100円	2,500円
			学生	8,600円	7,100円	2,000円
		原動機付自転車	一般	17,700円	—	—
			学生	14,200円	—	—
一時利用者(1回)	自転車	一般	150円	—	—	
		学生	120円	—	—	
	原動機付自転車	一般	200円	—	—	
		学生	160円	—	—	

### 市営自転車駐車場(無料)

- 入間市駅北口自転車駐車場
- 入間市駅北口第2自転車駐車場
- 仏子駅自転車駐車場
- 仏子駅第2自転車駐車場
- 仏子駅第3自転車駐車場
- 武蔵藤沢駅第1自転車駐車場
- 武蔵藤沢駅第2自転車駐車場
- 金子駅自転車駐車場
- 金子駅第2自転車駐車場
- 金子駅第3自転車駐車場
- 元加治駅自転車駐車場
- 元加治駅第2自転車駐車場

▶ 交通防犯課



## 防災行政用無線

災害時に備え、市内に防災行政用無線を整備しています。

### 防災行政用無線放送

防災行政用無線では、主に次のような放送をしています。

#### ▶ 緊急放送

- 地震、台風等災害に関するもの
- 人命の救助等特に緊急を要するもの
- 光化学スモッグ注意報・警報
- 気象台発表の大雨・洪水注意報や警報など

#### ▶ 一般放送

- 市の一般行政事務に関するもの(交通安全運動のお知らせ、振り込め詐欺など) ほか

### タヤけこやけの放送時間

期間	放送時間
4月1日から 8月31日まで	午後5時30分
9月1日から 9月30日まで	午後5時
10月1日から10月31日まで	午後4時30分
11月1日から 1月31日まで	午後4時
2月1日から 2月28日まで (29)	午後4時30分
3月1日から 3月31日まで	午後5時

▶ 広報課

### 放送が聞こえなかったときは

風向きなどの理由で良く聞こえない場合があります。また、バッテリー切れ・故障などの場合もあります。

放送が聞こえなかった場合は、試験放送等の確認をしますので、市役所危機管理課へお知らせください。

▶ 危機管理課

## 救急車の要請

### 救急車を呼ぶとき

局番なしの☎119番へ通報し「救急です」と告げて、

- ① 出勤する場所、目標
- ② けがの状態、人数、病気の状態
- ③ 通報者の氏名と電話番号

通報が終わったら、健康保険証または診察券を用意し、救急車がくるまで病人やけが人の応急手当を続けてください。救急車のピーポー音が聞こえてきたら、案内人を出しましょう。

### 救急病院一覧(市内救急指定病院)

医療機関名	電話番号	住所
豊岡整形外科病院	2962-8256	豊岡1-8-3
豊岡第一病院	2964-6311	黒須1369-3
原田病院	2962-1251	豊岡1-13-3
小林病院	2934-5121	宮寺2417
西武入間病院	2932-1121	野田946

### 救急車の正しい利用にご協力を

救急車は、緊急に病院へ搬送しなければならない傷病者のためのものです。

「救急車で病院に行けば優先的に診察してもらえる。救急車は無料だから…」等の理由で救急車を使用されると、本当に救急車が必要な方への対応が遅れ、救える命が救えなくなるという事態が心配されます。

救急車を呼ぶ前に自家用車やタクシーで病院へ行くことが出来ないかもう一度考え、本当に必要な方がすぐ利用できるよう、市民の皆さんのご理解と、ご協力をお願いします。

▶ 入間消防署



## 休日・夜間・救急医療

### 初期救急診療

初期救急診療は、急な発熱や下痢など症状が比較的軽症で、入院の必要のない患者に対応する救急医療です。一般病院の時間外診療のような利用や、継続的な受診はできません。

■夜間(診療時間:午後7時30分～午後10時30分) ○診療科目 内科、小児科

診療所	診療日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
入間市夜間診療所 ☎04-2966-5515 上藤沢730-1(健康福祉センター内)		○	○			○		○
狭山市急患センター(※1) ☎04-2958-8771 狭山市狭山台3-24(狭山市保健センター隣)				○	○		○	

※12月31日、1月1日・2日は休診 ※電話による対応は診療時間内のみです。

※1 混雑する場合がありますので、診療終了30分前までに受付をお願いします。

■休日昼間(診療日:日曜日、国民の祝日および休日、12/29～1/3)

医療機関	診療科目	診療時間
入間市休日当番病院(※1)	内科、外科(各1病院)	午前9時～正午、午後1時～5時 各病院で休診時間を設けています。 必ずお問い合わせの上、受診してください。
狭山市急患センター(※2)	内科、外科、小児科	午前9時～正午、午後1時～5時
	歯科	午前9時～正午(※3)



モバイルサイト  
QRコード

※1 入間市休日当番病院は、広報いるま1日号「健康だより」のページや、市公式ホームページ、モバイルサイト等で確認してください。また、市のメール配信サービス(茶の都メール)に登録していただくと、毎月1回メールで当番病院をお知らせします。詳しくは、市公式モバイルサイト(<http://mobile.city.iruma.saitama.jp/>)にアクセスし「メール配信サービス」をご覧ください。

※2 混雑する場合がありますので、診療終了30分前までに受付をお願いします。

※3 5月3日～5日および12月29日～1月3日は午後1時～3時も診療します。

### 休日夜間の急病は、まず、「救急電話相談」のご利用を

県では、急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処方法や、受診の必要性について、24時間365日看護師が電話で相談に応じる「埼玉県救急電話相談」を行っています。

症状が比較的軽く、病院で受診すべきか迷うときは、まず、電話相談を利用してください。

**埼玉県救急電話相談** #7119 ※電話機の#ボタンに続けて「7119」をダイヤルしてください。  
なお、ダイヤル回線・IP電話・PHS・都県境の地域でご利用の場合は  
☎048-824-4199に電話してください。

#### 利用方法

音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

①子供の相談(小児救急電話相談)

#8000からも電話ができます。(つながらない場合は☎048-833-7911)

②大人の相談(大人の救急電話相談)

#7000からも電話ができます。(つながらない場合は☎048-824-4199)

③医療機関案内(小児・大人に対応)

歯科・口腔外科・精神科は除きます。

医療相談のお答えはできません。

案内された医療機関を受診する前に、必ずその医療機関に電話でご確認ください。

※お問い合わせに対し、対応ができない場合もあります。

#### 相談時間

24時間365日

※これらの相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありません。

### 深夜や早朝、休日の急病で、診察可能な病院が分からないとき(24時間対応)

緊急な場合以外の利用はご遠慮ください。

■埼玉県救急医療情報センター

☎048-824-4199

■埼玉西部消防局 休日夜間病院案内

☎04-2922-9292

### 救急指定病院(24時間体制)

入院治療を必要とする、救急患者を受け入れるための救急指定病院です。

医療機関	所在地	電話
原田病院	豊岡1-13-3	04-2962-1251
豊岡第一病院	黒須1369-3	04-2964-6311
豊岡整形外科病院	豊岡1-8-3	04-2962-8256
西武入間病院	野田3078-13	04-2932-1121
小林病院	宮寺2417	04-2934-5121

▶ 健康管理課 ☎04-2966-5511

# AEDを用いた心肺蘇生法

## AEDとは

AEDとは、「自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator)」のことで、突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器です。

AEDは、コンピューターを内蔵しており、電極を胸に貼ると自動的に心電図を解析して、電気ショックが必要かどうかを決定します。音声による指示があるので、どなたでも簡単に操作できます。操作に特別な資格等は不要です。

## AEDを用いた心肺蘇生法

<p><b>1</b></p> <p>意識の確認</p>	 <p>大丈夫ですか</p>	<p><b>5</b></p> <p>人工呼吸の実施 (2回)</p>	 <p>人工呼吸を実施できる方は、人工呼吸を2回</p>
<p><b>2</b></p> <p>助けを呼ぶ</p>	 <p>誰か119番通報とAEDをお願いします</p>	<p><b>6</b></p> <p>AEDの電源を入れる</p>	
<p><b>3</b></p> <p>呼吸の確認 (10秒以内)</p>	 <p>10秒以内に胸と腹部の動きがないかみる</p>	<p><b>7</b></p> <p>電極パットを貼り付ける</p>	
<p><b>4</b></p> <p>胸骨圧迫の実施 (30回)</p>	 <p>30回連続して強く、速く、絶え間なく</p>	<p><b>8</b></p> <p>電気ショックと心肺蘇生法の再開</p>	

●AEDが到着するまで④・⑤を繰り返す

●消防では、各種救命講習会を行い、心肺蘇生法やAEDの使い方を紹介しています。ぜひご参加ください。

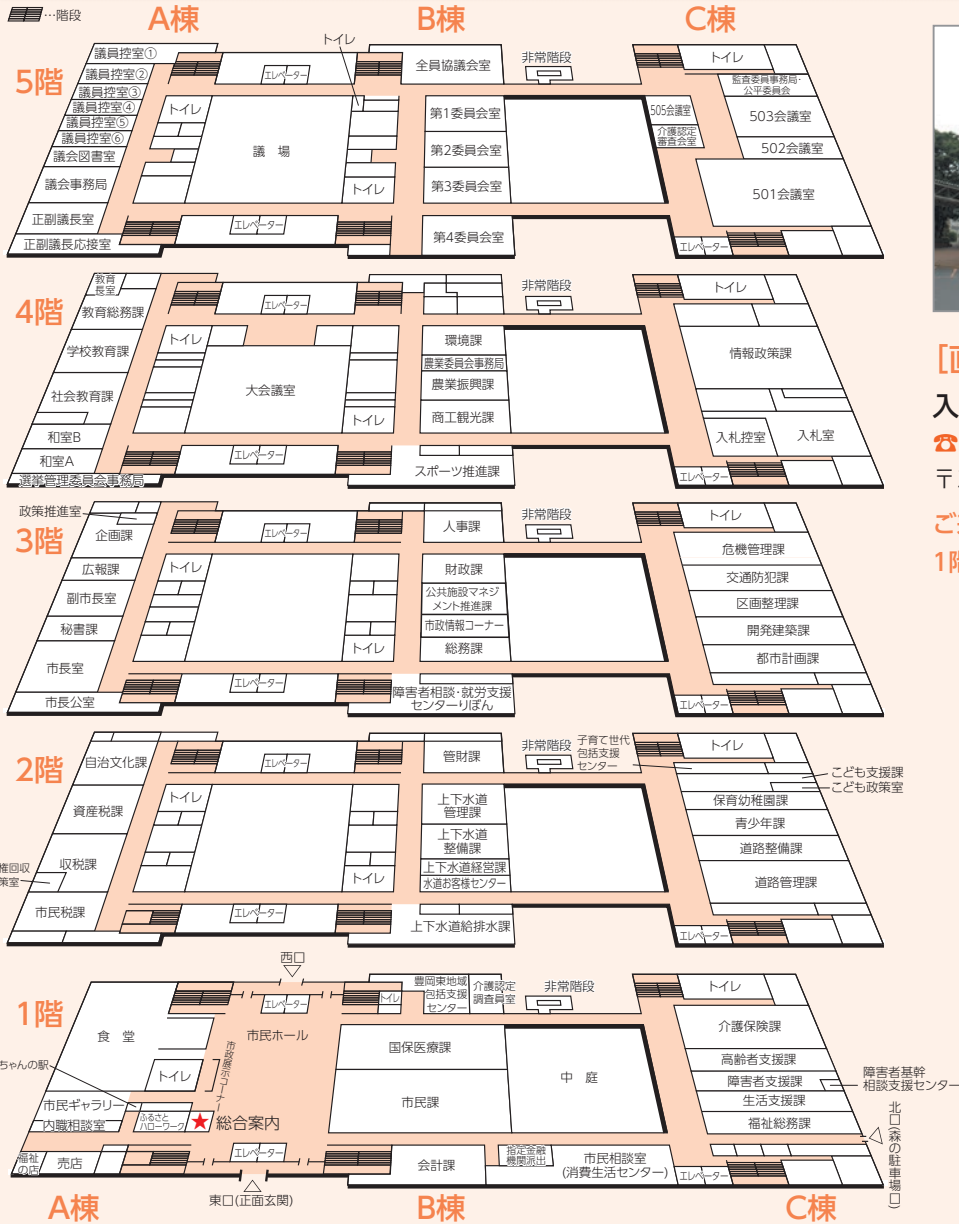
▶ 入間消防署



# 庁舎案内

ここでは、主な施設の業務時間、各課の主な業務、行政機構図、支所のご案内をします。

## 施設窓口ガイド



[直接ご来庁の方々へ]

入間市役所

☎04-2964-1111 (代表)

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

ご来庁の際の、担当窓口のご案内は1階の総合案内★でいたします。



## 主な施設の業務時間

主な施設	業務取扱時間・利用時間	休業・休館日
市役所本庁 支所・出張所	午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時の間、支所においては、証明事務を優先して取り扱います。 ※毎月第2・4土曜日午前8時30分～正午の間、土曜開庁(市民課業務)を行っています(詳しくは51ページ)。	土・日曜日、祝日、年末年始
公民館	利用時間:地区公民館 午前8時30分～午後10時(毎日) 中央公民館 午前9時～午後9時30分(火～日曜日) 事務取扱:午前8時30分～午後5時15分(月～土曜日)	祝日、年末年始
市民会館 産業文化センター	利用時間:午前9時～午後9時30分 事務取扱:午前8時30分～午後7時30分	月曜日(祝日を除く)、年末年始
図書館	開館日時 本館・西武分館・藤沢分館 火曜日～金曜日 午前9時～午後8時 ※本館のみ午後8時～午後9時30分は、閲覧席のみ利用できます。 土・日曜日、休日 午前9時～午後5時 金子分館 火～日曜日、休日 午前9時～午後5時 宮寺配本所(宮寺公民館2階) 火～土曜日 午前9時30分～午後4時	月曜日(平日)、年末年始(12月29日～1月4日)、館内整理日(毎月末、ただし末日が土曜日・日曜日・月曜日の場合と8月は翌月の最初の平日)、特別整理期間 ※宮寺配本所は月曜日、日曜日、休日は休みです。
児童センター	午前9時～午後6時	月曜日(祝日の時は翌日が休み)、年末年始
市民体育館 武道館	利用時間:午前9時～午後9時30分 事務取扱:午前8時30分～午後9時30分	年末年始、施設保守のため臨時休館日有り
老人福祉センター 「やまゆり荘」	午前9時～午後4時	月曜日(祝日の時は翌日も休み)、祝日(敬老の日は開館)、年末年始
総合クリーン センター	ごみの搬入時間:平日/午前8時30分～11時30分、午後1時～4時 土曜日/午前8時30分～11時30分 事務取扱:午前8時30分～午後5時15分(土曜日は午後0時30分まで)	土曜日の午後、日曜日、祝日、振替休日、年末年始
リサイクルプラザ	午前8時30分～午後5時	月曜日、年末年始
博物館アリット	午前9時～午後5時 入館は午後4時30分まで	月曜日(祝日の時は翌日が休み)、祝日の翌日(土・日曜日、祝日の時は除く)、年末年始、館内整理日(祝日を除く毎月第4火曜日)
文化創造アトリエ 「アミーゴ」	利用時間:午前9時～午後10時30分 事務取扱:午前8時30分～午後8時	年末年始
健康福祉センター	利用時間:午前8時30分～午後10時(トレーニング室のみ日曜日は午後5時まで) 事務取扱:午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く月～土曜日)	年末年始
青少年活動センター	利用時間:午前9時～午後9時45分 事務取扱:午前9時～午後5時15分	年末年始
市民活動センター	利用時間:午前9時～午後9時30分	年末年始
男女共同参画推進 センター	利用時間:午前9時～午後9時30分 事務取扱:午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日)	年末年始
水道お客様センター	営業時間:平日/午前8時～午後6時 土・日曜日/午前8時～正午	土・日曜日の午後、祝日、振替休日、年末年始
消費生活センター	利用時間:午前9時30分～正午、午後1時～4時30分	土・日曜日、祝日、年末年始

## 電話による証明などの交付

右表の証明などは、電話で予約しておき、その週の土・日曜日・祝日に市役所へ来庁していただきますと、当直者が交付します。交付の際、印鑑と本人であることが確認できるもの(運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、写真のある身分証明書)と手数料、印鑑登録証(印鑑登録証明書の場合)が必要です。

- 電話受付は平日の午前8時30分～午後4時です。
- 予約できる方は、請求者本人が同一世帯の人に限りです。また、受取の際は、本人のみの交付となります。(印鑑登録証明書については、受取人として指定した同一世帯の方も可)

▶ 市役所 ☎04-2964-1111

電話予約による交付	予約先
住民票の写し 印鑑登録証明書(予約時に印鑑登録証をご用意ください)	市民課
市県民税課税(所得)証明書 市県民税非課税証明書	市民税課
評価証明書・公課証明書	資産税課
納税証明書	収税課

▶ 土・日曜日・祝日の交付時間・場所  
午前8時30分～午後5時15分に市役所地下守衛室



## 各課の主な業務のご案内

### 企画部

秘書課……市長・副市長の秘書  
 広報課……広報紙の編集・発行、テレビ・FM広報、ホームページ、まちの魅力発信、広聴  
 企画課……行政改革、行政機構、基地対策  
 政策推進室……市総合計画、人口減少対策、広域行政、基地跡地利用  
 情報政策課……情報政策、業務・システム全体最適化、マイナンバー制度、地域情報化、統計  
 財政課……財政運営、予算編成

### 総務部

総務課……文書管理、情報公開、例規  
 人事課……職員の採用、人事、給与、福利厚生、研修  
 管財課……市有財産の管理、市本庁舎管理、工事・物品等の入札・契約、工事検査、公用車の管理  
 公共施設マネジメント推進課  
 ……公共施設マネジメント、公共建築物耐震化、建築・設備工事の設計  
 市民税課……市民税・県民税の賦課と証明、軽自動車税の賦課・原付バイク等の標識交付  
 資産税課……固定資産税・都市計画税の賦課と証明、土地・家屋・償却資産の評価  
 収税課……市税の徴収、納税の証明  
 債権回収対策室……各種市債権の徴収

### 市民生活部

自治文化課……コミュニティ、自治会、市民協働、文化振興、文化施設、姉妹都市、外国人支援  
 人権推進課……人権施策、同和行政、平和行政、男女共同参画  
 市民相談室……市民相談、消費生活相談  
 市民課……戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード、特別永住者証明書、印鑑登録、市営葬、住居表示、住基ネット、電子証明書、パスポート、国民年金  
 交通防犯課……交通安全対策、防犯対策

### 環境経済部

環境課……環境政策、環境衛生、公害対策、犬の登録・予防注射、浄化槽の指導  
 総合クリーンセンター  
 ……廃棄物の減量・処理  
 農業振興課……農業の振興、家畜の防疫、林業、市民農園、自然保護、野生動植物の保護  
 商工観光課……商工業の振興、企業誘致、観光、勤労者福祉

### 都市整備部

都市計画課……都市計画、公共交通、空き家活用、市営住宅、緑化推進、公園管理、加治丘陵  
 道路管理課……道路占用等の許可、道路・水路等の管理、土地台帳・家屋台帳・公図の閲覧、境界確認、雨水対策

道路整備課……道路整備、土木工事の設計・施工、道路等の維持補修、側溝・水路等の清掃  
 開発建築課……開発許可、建築確認、宅地開発指導要綱  
 区画整理課……土地区画整理事業の計画調整、土地区画整理事業の設計・施工（武蔵藤沢駅周辺・入間市駅北口・扇台土地区画整理事業）、土地区画整理組合

### 福祉部

福祉総務課……地域福祉計画、民生・児童委員、災害見舞金  
 生活支援課……生活保護、生活困窮者の自立支援  
 障害者支援課……障害者の福祉・手当、障害福祉サービス  
 高齢者支援課……高齢者福祉サービス、老人クラブの支援、敬老事業、高齢者保健福祉計画、老人福祉センター等施設管理

### こども支援部

こども支援課……子ども医療費、児童手当、家庭児童相談、母子健康手帳交付、児童発達支援  
 こども政策室……子ども・若者・子育て支援の企画・推進  
 保育幼稚園課……保育所、民間保育園の運営支援、私立幼稚園の就園奨励  
 青少年課……青少年教育、学童保育室、放課後子ども教室

### 健康推進部

健康管理課……地域医療、市民健康診断、献血、新型インフルエンザ等対策  
 地域保健課……健康づくり、食育、保健指導・健康相談、母子健康手帳交付、予防接種、感染症  
 スポーツ推進課……スポーツの推進、体育施設  
 国保医療課……国民健康保険、後期高齢者医療  
 介護保険課……介護保険事業、介護予防事業、地域包括支援センター運営

### 危機管理課

……危機管理、防災計画、災害対策、国民保護、消防団、空き家対策

### 会計課

……支出命令票等の審査、現金の出納管理

### 上下水道部

上下水道経営課……水道用メーターの検針、水道料金・下水道使用料  
 上下水道給排水課……給水装置、水道利用加入金、指定上下水道工事店の指導監督、排水設備  
 上下水道整備課……水道施設・公共下水道施設の設計・施工監督、受益者負担金の賦課  
 上下水道管理課……配水施設・公共下水道施設の維持管理、消火栓の維持管理

### 議会事務局

……本会議・委員会の運営、会議録の調製、請願・陳情の受付

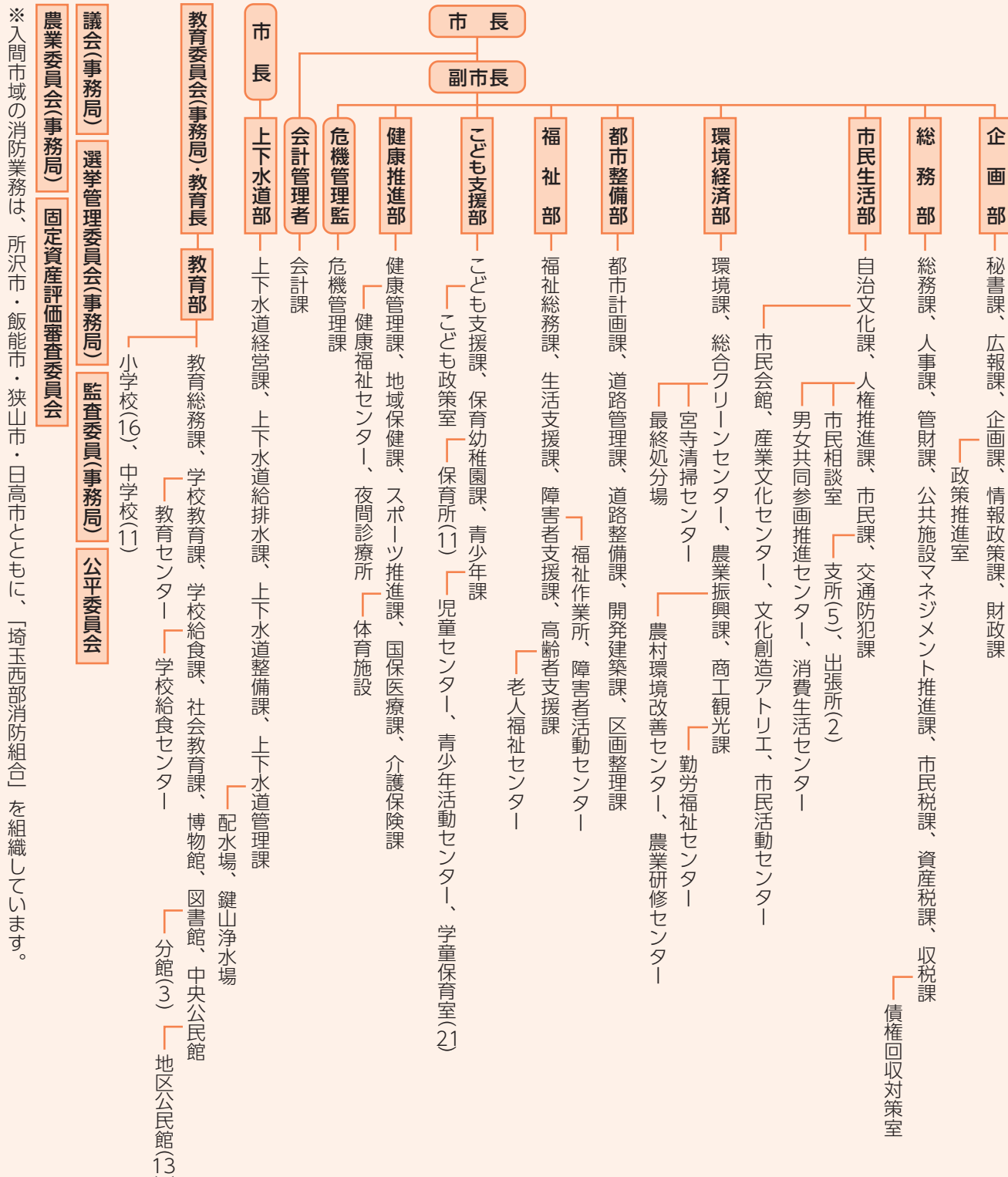
## 行政委員会

- 選挙管理委員会事務局……選挙の実施
- 監査委員事務局……事務事業に関する監査・検査・審査
- 農業委員会事務局……農業委員会の事務

## 教育部

- 教育総務課……教育委員会の事務、学校施設等の維持管理、学校事務
- 学校教育課……学校教育の管理、教職員の指導・管理・人事、奨学金、就学事務、就学援助費、子ども未来室事業
- 学校給食課……学校給食
- 社会教育課……生涯学習の推進、社会教育、人権教育
- 博物館……博物館運営・文化財保護
- 図書館……図書館運営
- 中央公民館……公民館運営

## 行政機構図



庁舎案内

## 支所・出張所

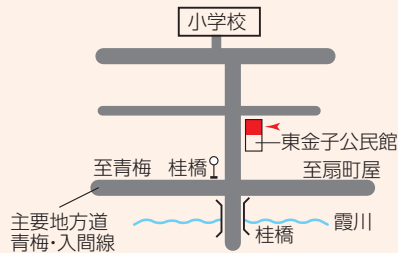
各支所では、住民票、戸籍、印鑑登録証明書、国民年金・国民健康保険の加入・脱退等の届出、市税関係の証明、市税・公金の収納事務等を取り扱っています。

### 東金子支所

小谷田77番地3 ☎04-2964-0111

#### ◎管内区域

小谷田・上小谷田・新久・森坂  
牛沢町・狭山ヶ原・狭山台4丁目

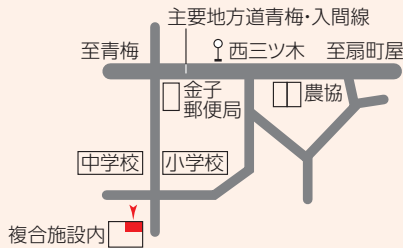


### 金子支所

寺竹535番地1 ☎04-2936-0111

#### ◎管内区域

根岸・中神・花ノ木・下谷ヶ貫  
上谷ヶ貫・西三ツ木・三ツ木台・寺竹  
金子中央・南峯・木蓮寺・狭山台3丁目

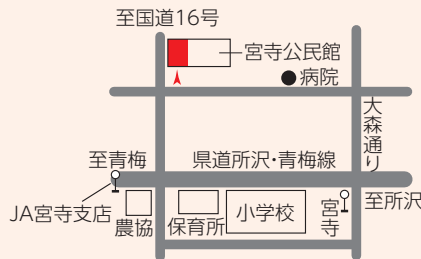


### 宮寺支所

宮寺2405番地1 ☎04-2934-2002

#### ◎管内区域

宮寺・二本木・駒形富士山  
狭山台・高根・狭山台1・2丁目

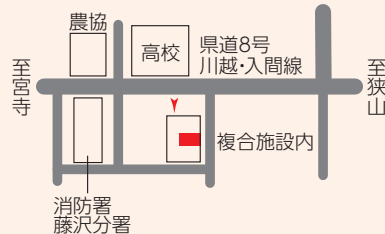


### 藤沢支所

下藤沢846番地1 ☎04-2964-1278

#### ◎管内区域

上藤沢・下藤沢・東藤沢  
武蔵藤沢駅下車徒歩約15分

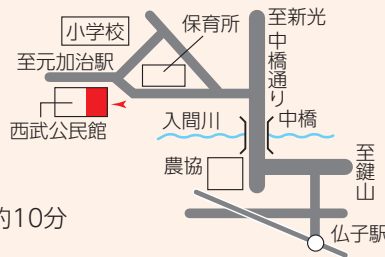


### 西武支所

野田496番地 ☎04-2932-1171

#### ◎管内区域

仏子・野田・新光  
元加治駅下車徒歩約7分、仏子駅下車徒歩約10分



出張所では、住民票、印鑑登録証明書の交付事務、年金受給者現況届、住民票記載事項の証明事務を取り扱っています。

### 黒須出張所(黒須公民館内)

黒須2丁目3番13号 ☎04-2962-7511

### 東藤沢出張所(東藤沢公民館内)

東藤沢3丁目19番19号 ☎04-2962-6922



庁舎案内





# 届出・証明

ここでは、戸籍、住民登録、印鑑登録、証明手数料、死亡から埋葬までの手続などのご案内をします。

## 戸籍

### ▶戸籍に関する主な届出一覧表

種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの	届出通数
出生届	生まれた日を含めて14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 父母の本籍地</li> <li>• 届出人の所在地</li> <li>• 出生地</li> </ul>	父または母	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出生証明書 (医師、助産師が証明したもの)</li> <li>• 印鑑 (届出人のもの)</li> <li>• 母子健康手帳</li> </ul>	1通
死亡届	死亡を知った日を含めて7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 死亡者の本籍地</li> <li>• 届出人の所在地</li> <li>• 死亡地</li> </ul>	1.同居の親族 2.同居していない親族 3.同居者 4.家主 5.地主 6.家屋管理人 7.土地管理人 8.公設所の長 9.後見人 10.保佐人 11.補助人 12.任意後見人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 死亡診断書 (医師が証明したもの)</li> <li>• 印鑑 (届出人のもの)</li> </ul>	
婚姻届	届出をした日から法律上の効力が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夫か妻の本籍地または所在地</li> </ul>	結婚する当事者2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夫婦双方の印鑑 (一方は旧姓の印鑑)</li> <li>• 戸籍全部事項証明 (届出地が本籍でない方)</li> <li>• マイナンバーカードまたは通知カード・国民健康保険証 (加入者) (氏・住所に変更が生じる場合)</li> </ul> ※未成年者が結婚する場合は父母の同意書	
離婚届	(同上) ※裁判離婚の場合は調停成立・和解成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夫婦の本籍地または所在地</li> </ul>	夫・妻 ※調停離婚、和解離婚、裁判離婚の場合は申立人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夫婦双方の印鑑</li> <li>• 裁判離婚の場合は、調停調書または和解調書等の謄本、審判書または判決の謄本および確定証明書</li> <li>• 戸籍全部事項証明 (届出地が本籍でない方)</li> <li>• マイナンバーカードまたは通知カード・国民健康保険証 (加入者) (氏・住所に変更が生じる場合)</li> </ul>	
転籍届	届出をした日から法律上の効力が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 転籍者の本籍地</li> <li>• 所在地</li> <li>• 転籍地</li> </ul>	戸籍筆頭者およびその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 印鑑 (届出人が2人のときは2個)</li> <li>• 戸籍全部事項証明</li> </ul> ※同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます	

※その他の届出として、養子縁組届、養子離縁届、認知届、入籍届、死産届等があります。

※戸籍に関する届出のうち、創設的な届出 (婚姻届、協議離婚届、養子縁組届等) については、届出の際に本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等) を提示いただき、本人確認をしています。また、創設的な届出の一部については、当該届出を受理しないよう申し出ることができます。

※毎月第2・4土曜日午前8時30分～正午の間、市民課を開庁しています (詳しくは51ページ)。

※戸籍に関する届出は、土・日曜日、祝日も市役所地下守衛室で受領しています。

※これらの手続については市民課または支所へお問い合わせください。

▶市民課、支所



いるまし いまむかし

むかし



昭和13～15  
(1938～1940) 年頃  
宮岡徳次郎氏 提供

いま



仏子のたんぼ (仏子)



## 住民基本台帳

住民登録の届出をもとに住民基本台帳が作成されます。住民基本台帳は、私たちの住所や、転入・転出事項、家族構成等を記録、証明し、選挙人名簿への登録、就学、国民健康保険、国民年金等各種行政サービスの基礎となるものです。

住所や家族構成が変わるときは、必ず所定の期間内に届出の手続を済ませましょう。

### 住民登録に関する届出一覧

※届出は、本人または同一世帯の方が行ってください。

※住民異動届出(転入届、転出届、転居届)の際に、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、写真つき住民基本台帳カード、外国人の方は在留カード、特別永住者証明書等(有効なもの))などを提示いただき、本人確認をしています。

種類	届出の期間	届出に必要なもの
<b>転入届</b> 市外から引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>印鑑</li><li>転出証明書</li><li>国民年金手帳(第1号被保険者)</li><li>マイナンバーカード(作成した方)</li><li>住民基本台帳カード(作成した方)</li><li>通知カード(マイナンバーカード所有者を除く異動者全員分)</li></ul>
<b>転出届</b> 市外へ引っ越すとき	転出する前	<ul style="list-style-type: none"><li>印鑑</li><li>国民健康保険証(加入者)</li><li>後期高齢者医療保険証</li><li>印鑑登録証(登録者)</li><li>マイナンバーカード(作成した方)</li><li>住民基本台帳カード(作成した方)</li></ul>
<b>転居届</b> 市内で引っ越したとき	転居した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>印鑑</li><li>国民健康保険証(加入者)</li><li>後期高齢者医療保険証</li><li>マイナンバーカード(作成した方)</li><li>住民基本台帳カード(作成した方)</li><li>通知カード(マイナンバーカード所有者を除く異動者全員分)</li></ul>
<b>世帯変更届</b> 世帯の構成または世帯主に変更があった場合	変更のあった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>印鑑</li><li>国民健康保険証(加入者)</li></ul>

▶ 市民課、支所

## 「特別永住者証明書」について

平成24年7月9日から、外国人登録制度に代わり新しい在留管理制度が施行され、いままでの「外国人登録証明書」の代わりに、「特別永住者証明書」が交付されることになりました。

### 住所変更について

住居地の届け出の際は、必ず世帯全員の「特別永住者証明書」をお持ちになり、市民課または支所で転入、転居、転出届出などの手続きを行ってください。

### 有効期間更新について

「特別永住者証明書」の更新手続きは、有効期間満了日の日までに行ってください。

なお、有効期間満了の2カ月前から、16歳未満の方は16歳の誕生日の6カ月前から申請できます。

「特別永住者証明書」へ更新する時期は、「外国人登録証明書」表面に記載されている「次回確認(切替)基準日」の日付によって異なります。

- ①「外国人登録証明書」に記載された次回確認(切替)申請の日が、2015年(平成27年)7月8日までの場合  
＝2015年(平成27年)7月8日まで「特別永住者証明書」とみなされます。
- ②「外国人登録証明書」に記載された次回確認(切替)申請の日が、2015年(平成27年)7月8日後の場合  
＝「外国人登録証明書」に記載された次回確認(切替)申請基準日の前日まで「特別永住者証明書」とみなされます。
- ③16歳未満の方の場合  
16歳の誕生日まで「特別永住者証明書」とみなされます。

また、有効期間内の「外国人登録証明書」をお持ちの特別永住者の方は、任意の日「特別永住者証明書」へ更新することができます。

法務省入国管理局ホームページ

特別永住者の皆様へ

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2)

▶ 市民課、支所

## 証明手数料

### ▶ 戸籍に関するもの

証明の種類	内容と注意事項	手数料
戸籍全部事項証明	戸籍に記載されている全部を写したもの(戸籍謄本)	1通 450円
戸籍個人事項証明	戸籍に記載されている一部を写したもの(戸籍抄本)	1通 450円
除籍全部事項証明	除かれた戸籍に記載されている全部を写したもの(除籍謄本)	1通 750円
除籍個人事項証明	除かれた戸籍に記載されている一部を写したもの(除籍抄本)	1通 750円
改製原戸籍謄本	旧法戸籍に記載されている戸籍全部を写したもの	1通 750円
改製原戸籍抄本	旧法戸籍に記載されている戸籍一部を写したもの	1通 750円
受理証明書	出生届、婚姻届など戸籍に関する届書が受理されたことの証明	1通 350円
戸籍(届書)記載事項証明書	戸籍に記載されている事項の証明	1通 350円
除籍記載事項証明書	除籍に記載されている事項の証明	1通 450円
身分証明書	後見登記、禁治産者宣告、破産宣告の通知を受けていないことの証明	1通 200円
不在籍証明書	市内に戸籍がないことの証明。不動産登記の手続きで、登記名義人の同一性を確かめるなどの場合に利用される反対証明です。	1通 200円

※代理請求の場合は、委任状が必要です。

※不当な目的(プライバシーの侵害、差別)につながる場合は交付できません。

※交付請求の際に、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等(有効なもの)を提示いただき、本人確認をしています。

### ▶ 住民基本台帳に関するもの

証明の種類	内容	手数料	
住民票の写し	住民票(世帯全員)	住民票に記載されている世帯全員を写したもののマイナンバーカード(※)をお持ちの方は、コンビニエンスストア等で交付できます。	1通 200円
	住民票(世帯一部)	住民票に記載されている世帯一部の人を写したもののマイナンバーカード(※)をお持ちの方は、コンビニエンスストア等で交付できます。	1通 200円
	除住民票	除かれた住民票に記載されている人を写したもの	1通 200円
	広域交付住民票	住基ネット参加市区町村の住民票に記載されている世帯全員および世帯一部の人を写したもの	1通 200円
戸籍の附票	住所の移り変わりが記載されているもの(本籍地の市区町村で発行されます)	1通 200円	
住民票記載事項証明書	住民票に記載されている事項の証明	1通 200円	
不在住証明書	市内に住所がないことの証明。不動産登記の手続きで、登記名義人の同一性を確かめるなどの場合に利用される反対証明です。	1通 200円	

※代理請求の場合は、委任状が必要です。

※不当な目的(プライバシーの侵害)に使用したり、そのおそれがあったりする場合は、住民票の写しの交付や閲覧の請求に応じられません。

※交付請求の際に、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、外国人の方は在留カード、特別永住者証明書等(有効なもの)を提示いただき、本人確認をしています。

※コンビニ交付サービスを利用するには利用者証明用電子証明書が必要です。

▶ 市民課、支所

## ● 自動車の臨時運行許可申請(仮ナンバー)

自動車の車両検査を受ける目的などで回送等をする場合は、臨時運行許可が必要です。

▶ 手数料 1車両につき 750円

▶ 市民課

# 印鑑登録

## ● 印鑑登録ができる方

成年被後見人を除く満15歳以上の方で、入間市に住居登録している方。

## ● 登録できる印鑑

印影の大きさが一辺8mm以上25mm以下の正方形に収まるもの

※ただし、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ①住民基本台帳に記載されている字以外が印刻されているもの
- ②ゴム印、スタンプ印等で変形しやすいもの
- ③印鑑の一部が欠けていたり、印影が鮮明に表しにくいもの
- ④印影の判読または照合が困難なもの

⑤指輪印や逆彫りなど、その他市長が認めないもの

### !!ご注意ください!

- ◆登録印鑑は一人一個です。また印鑑の共用はできません。
- ◆同世帯で同じか非常に似ている印影の印鑑登録はできません。
- ◆大量生産の印鑑(いわゆる三文判)は登録印鑑としては不適切です。

## ● 印鑑登録の手続

印鑑登録は次のいずれかの方法で登録できます。本人申請が原則です。本人確認書類は、全て有効なものに限ります。

### 本人申請(来庁)による登録

**照会書および回答書による方法**  
[3~4日後に登録]

- 1 本人が登録申請
  - ①登録する印鑑
  - ②健康保険証等、本人確認できるもの
- 2 市は照会書および回答書を申請者の自宅に郵送
- 3 申請者は郵送された回答書に記入のうえ、再度来庁
  - ①登録申請した印鑑
  - ②郵送された回答書
  - ③保険証等、本人確認ができるもの
- 4 窓口において確認・登録

**官公署発行の身分証明書(写真入り)による方法**  
[即日登録]

- 1 本人が登録申請
  - ①登録する印鑑
  - ②運転免許証等、官公署発行の写真入りの本人確認書類(有効なもの)
 (例)
  - ・運転免許証
  - ・パスポート
  - ・マイナンバーカード
  - ・各種国家試験の免許証や許可証 など
- 2 窓口において確認・登録

**保証書による方法**  
[即日登録]

- 1 本人が保証人の保証書を持って登録申請
  - ①登録する印鑑
  - ②保証人が自署・押印した保証書
  - ③健康保険証等、本人確認できるもの
 (例)
  - ・健康保険証
  - ・年金手帳
  - ・会社の身分証明書
  - ・学生証 など
- 2 窓口において確認・登録
 

※保証人は、入間市に印鑑登録をしている方に限ります。

※申請しても登録できない場合もありますので、詳しくは職員におたずねください。

### 代理人による登録

**照会書および回答書による方法**  
[3~4日後に登録]

- 1 代理人が登録申請
  - ①登録する印鑑
  - ②代理人選任届
  - ③健康保険証等、代理人の本人確認できるもの
- 2 市は照会書および回答書を申請者の自宅に郵送
- 3 申請者は郵送された回答書に記入・押印のうえ、来庁
  - ①登録申請した印鑑
  - ②郵送された回答書
  - ③健康保険証等、申請者の本人確認できるもの

※代理人が再度来庁するときは、上記①~③に加え、下記のものもお持ちください。

  - ④登録する人が記入した代理人選任届(回答書裏面)
  - ⑤代理人の印鑑
  - ⑥代理人の本人確認できるもの
- 4 窓口において確認・登録

▶ 市民課、支所



### ◎ 印鑑の変更

登録印鑑を変更する場合は、すでに登録してある印鑑の廃止届をした後、新たに登録手続きをしてください。

### ◎ 印鑑や印鑑登録証を無くしたとき

登録してある印鑑、または登録証を無くした場合は、お持ちの印鑑、または登録証を添えて、早急に亡失届を提出してください。

### ◎ 印鑑登録を廃止するとき

廃止の届出をする場合は、運転免許証等の本人確認できるもの、印鑑登録廃止申請書と印鑑登録証、登録印鑑を添えて申請してください。

### ◎ 印鑑登録証明書が必要なとき

印鑑登録証明書交付申請書に記入のうえ、印鑑登録証を添えて申請すれば、交付を受けられます。代理人に交付を依頼するときは、印鑑登録証を預け、あなたの氏名、住所、生年月日をお伝えください。代理人選任届や登録印鑑は必要ありません。

- ・ 印鑑登録証交付手数料……………1通 200円
- ・ 印鑑登録証明手数料……………1通 200円

※印鑑登録証は、黒い手帳タイプです。

※利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等で交付できます。

▶ 市民課、支所

### ◎ 毎月第2・4土曜日に市役所市民課開庁 (支所は開庁していません)

毎月第2・4土曜日の午前8時30分～正午に市役所1階市民課窓口の開庁を行っております。取り扱い業務については下記の通りです。

※国民健康保険や後期高齢者医療制度、児童手当、子ども医療費関係、学校関係等の手続きは、平日にお越しください。

※市役所1階正面玄関からお入りください。

#### ▶ 取り扱い業務

- ・ 転入、転出などの住民異動届受け付け
- ・ 住民票の写し、戸籍に関する証明の交付
- ・ 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- ・ 戸籍届け出受け付け
- ・ パスポートの交付
- ・ マイナンバーカードの交付(予約者のみ)
- ・ 通知カード返戻受渡し

※住民異動届、戸籍届け出は手続上、土曜日に休業している関係機関(住所地・本籍地の市区町村等)への問い合わせや確認が必要な場合は、その日に手続きができないことがあります。その際には、後日あらためて来庁をお願いすることがあります。

※住民異動届、戸籍届け出、戸籍に関する証明または住民票の写しの請求等の場合、本人確認を行っています。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、外国人の方は在留カード、特別永住者証明書(有効なもの)等をお持ちください。

※下記の業務は取り扱いができません。ご了承ください。

- ・ マイナンバーカードによる転入届受け付け(転入届の特例)
- ・ 電子証明書の発行、廃止など
- ・ 住民票の写しの広域交付(市外に住民登録している方の住民票の写し)
- ・ パスポートの申請

▶ 市民課



## マイナンバーカード

### ▶マイナンバーカードとは

マイナンバーカード(個人番号カード)とは、マイナンバーを記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面で利用できるカードです。カード表面には氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真等が記載され、裏面にはマイナンバー等が記載されています。また、ICチップに記録されている電子証明書により、さまざまなサービスが利用できるようになります。

### ▶電子証明書

マイナンバーカードには、ICチップに、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」という、公的個人認証サービスによる2つの電子証明書が搭載されます。「署名用電子証明書」は、e-Taxの確定申告など電子文書を送信する際に使用できます。「利用者証明用電子証明書」は、マイナポータルで本人であることを証明する手段や、コンビニエンスストア等で住民票等の交付を受けるのに必要な証明です。マイナポータルでは、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこことやりとしたかなどが、自宅のパソコン等から確認できます。

### ▶有効期間

マイナンバーカードの有効期間は、発行の日から10回目の誕生日まで、また2つの電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

ただし、20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日までとしています。

署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方や成年被後見人の方については発行できません。

カード発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
20歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上～20歳未満	5回目の誕生日(※1)	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日(※1)	5回目の誕生日(※2)	×(※3)

※1:20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。

※2:15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

※3:15歳未満については、署名用電子証明書は原則として発行できません(実印に相当するため)。

### ▶手数料

マイナンバーカードの初回発行手数料は当面は無料です。ただし、紛失等の再発行の際には、原則として1000円の手数料がかかります。(電子証明書再発行手数料200円を含みます。)

### ▶住所や氏名が変わったら

住所変更や婚姻等による氏名変更など、券面情報に変更があった場合は、市民課・支所の窓口で申請してください。追記欄に変更内容を記載します。

### ▶申請

申請先およびカードの作成は「地方公共団体情報システム機構」となります。

### ▶交付

マイナンバーカードの交付準備が整いましたら、市役所から交付のお知らせを郵送します。受取方法や必要書類等についてご案内いたしますので必ずご確認ください。

## 住民基本台帳カード

住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月をもって終了しました。発行済みの住民基本台帳カードと格納された電子証明書は、有効期限内またはマイナンバーカード(個人番号カード)と交換するまでは有効です。

## コンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカード(個人番号カード)を使って、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)から住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書、所得証明書などを取得できるサービスです。

### ●利用できる方

入間市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方  
 ※通知カードおよび住民基本台帳カードでの利用はできません。  
 ※利用者証明用電子証明書の搭載を希望しなかったマイナンバーカード(個人番号カード)では、サービスを利用することはできません。利用者証明用電子証明書は、市民課で搭載することができます。その際は、カード所持者本人がマイナンバーカード(個人番号カード)と本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)を窓口を持参していただく必要があります。

### ●利用できない方

成年被後見人の方  
 支援措置等の届出を提出している方

### ●利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで(土曜・日曜・祝日を含む)  
 ※いずれも店舗営業時間内に限ります。また、12月29日から1月3日の期間およびメンテナンス期間はお利用できません。メンテナンス期間につきましては、詳細が決まり次第、市公式ホームページに掲載します。

### ●コンビニ交付サービスにおけるセキュリティ対策

店舗内の多機能端末機(マルチコピー機)を、店舗従業員を介さずに、利用者ご本人が操作しますので、申請から交付まで他人の目に触れず、手続きを行うことができます。

個人情報漏えい防止や不正アクセス対策として、ネットワークの回線は、通常のインターネット回線ではなく、専用のネットワーク回線を使用し、暗号化して通信しています。

証明書発行後は、多機能端末機(マルチコピー機)からデータが自動で速やかに消去されます。

証明書の両面には高度な偽造・改ざん防止処理が施されています。

## ● 問い合わせ

### ▶ マイナンバーカード

▶ 市民課

### ▶ 住民票の写し、印鑑登録証明書

▶ 市民課

### ▶ 課税(非課税)証明書、所得証明書

▶ 市民税課

### ▶ コンビニ交付サービス全般に関すること

▶ 情報政策課

## ● 電子申請

従来の申請・届出等は、行政窓口へ郵送するか持参して提出する必要がありましたが、電子申請・届出サービスを利用してインターネット経由で行えば、自宅や職場のパソコンから原則として24時間・365日、申請・届出をすることが可能となります。

このサービス(電子申請・届出サービス)は、埼玉県と県内の市町村で共同運用しており、通信の盗聴、データの改ざん防止やウイルス対策など、万全のセキュリティ対策をとっておりますので、安心してご利用いただけます。

窓口での手続きも、これまで通り行えます。

## ● 電子申請・届出サービスを利用するために必要なもの

- ・インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン
- ・電子メールアドレス
- ・電子署名が必要な手続きは、署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード(個人番号カード)とICカードリーダライタ

## ● ご利用にあたっての注意

- ・「住民票の写し請求」などのように交付物がある場合は、窓口での交付となります。
- ・手数料が必要な手続きは、窓口で納付をしていただく必要があります。
- ・多くの方がサービスを利用できるように、電子証明書が必要な手続きを必要最小限にしました。そのため本人確認が必要な手続きについては、交付物を窓口で交付する際に、マイナンバーカード(個人番号カード)や運転免許証等による本人確認を行いますのでお持ちください。

## ● 問い合わせ

### ▶ 電子申請・届出サービスご利用に当たっての操作方法、パソコンの設定方法に関すること

埼玉縣市町村電子申請・届出サービス コールセンター

電話番号:0120-464-119

受付時間:平日午前9時から午後5時(年末・年始除く)

### ▶ 申請・届出の手続きの内容に関すること

▶ 各担当課

### ▶ マイナンバーカード(個人番号カード)に関すること

▶ 市民課

### ▶ 電子申請全般に関すること

▶ 情報政策課

## ▶ 電子申請・届出サービスが利用できる手続き

	手続き名(担当課)	電子証明書
1	情報公開請求書(総務課)	
2	任意的情報公開申出書(総務課)	
3	個人情報開示請求書(総務課)	必要
4	個人情報訂正等請求書(総務課)	必要
5	住民税課税・所得・非課税証明書交付申請(市民税課)	
6	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(市民税課)	
7	軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(市民税課)	
8	固定資産評価証明交付申請(資産税課)	
9	納税証明書交付請求書(収税課)	
10	住民票の写し請求(市民課)	
11	住民票記載事項証明書請求(市民課)	
12	戸籍の附票の写し請求(市民課)	
13	印鑑登録証明書交付申請(市民課)	
14	マイナンバーカードによる転出届(転入届の特例)(市民課)	必要
15	町名地番(住居表示)変更証明交付申請(市民課)	
16	犬の死亡届(環境課)	
17	犬の登録事項変更届(環境課)	
18	子ども医療費受給資格登録申請(こども支援課)	必要
19	子ども医療費支給申請(こども支援課)	
20	ひとり親家庭等医療費支給申請(こども支援課)	
21	児童手当の受給資格および額についての認定請求(こども支援課)	
22	児童手当の額の改定の請求(こども支援課)	
23	児童手当現況届(こども支援課)	必要
24	児童手当の氏名変更/住所変更(こども支援課)	
25	児童手当の受給事由消滅の届出(こども支援課)	
26	児童手当寄附変更届出書	
27	未支払の児童手当の請求(こども支援課)	
28	児童手当に係る寄付の申出(こども支援課)	
29	給食費等の徴収等申出(こども支援課)	
30	給食費等の徴収等変更・撤回申出(こども支援課)	
31	児童扶養手当現況届(こども支援課)	
32	教育・保育給付支給認定(支給認定変更)申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書(保育幼稚園課)	必要
33	妊娠届出(地域保健課)	必要
34	水道使用開始届(上下水道経営課)	
35	水道使用中止届(上下水道経営課)	
36	水道中止開始届(上下水道経営課)	
37	水道料金納付書等の送付先変更(上下水道経営課)	

▶ 各担当課



届出・証明

## パスポート申請・交付

### ▶申請できる方

- ・入間市に住民登録のある方
- ・学生や単身赴任などで埼玉県外に住民登録があり、入間市に居所のある方および海外からの一時帰国者(居所申請)

※申請手続きは、本人または代理人が行ってください。ただし、居所申請の場合は、本人のみの申請となります。

### ▶受付時間

市役所1階市民課

申請	月～金曜日	午前9時～午後4時30分
交付	月～金曜日	午前9時～午後4時30分
	第2・4土曜日	午前9時～正午

※支所および出張所では取り扱いできません。  
 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

### ▶申請に必要な書類(新規・切替)

一般旅券発給申請書 1通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年用と5年用の2種類があります。(20歳未満の方は5年用のみ)。</li> <li>・申請書は、支所・出張所にもあります。(外務省ホームページの「パスポート申請書ダウンロード」から印刷した申請書も利用できます。)</li> </ul>
戸籍抄本または謄本 1通 (6カ月以内に発行されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効旅券をお持ちの方で、氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。</li> <li>・同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)1通とすることができます。</li> </ul>
写真 1枚 (カラー・白黒いずれも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。</li> <li>・提出前6カ月以内に撮影したもの。</li> <li>・縁なしで左図の各寸法を満たしたもの。</li> <li>・無帽、無背景、影がないもの。</li> </ul> <p>〈不適當な写真の例〉                  カラーコンタクトレンズ、フレームの太い眼鏡、ヘアバンド着用等</p> <p>※写真は申請書に貼らずにお持ちください。                  ※機械処理をするため、規格外あるいは不適當な写真の場合は、撮り直しをお願いすることがあります。                  ※市役所本庁舎正面玄関脇に証明写真機があります。</p>
本人確認の書類 (原本が必要です。コピー不可) ※代理人が申請書を提出する場合は申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。	<p>〈1点でよいもの〉                  日本国旅券(失効後6カ月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード、官公庁職員証、写真付き身体障害者手帳など</p> <p>〈2点必要なもの〉                  健康保険証、年金証書、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、学生証、社員証、印鑑登録証明書および実印など</p>
前回取得した旅券	有効・失効にかかわらず旅券をお持ちの方は、必ずその旅券をお持ちください。
特別な場合に必要となる書類	居所申請で埼玉県外に住民登録がある方は、住民票(6カ月以内に発行されたもの)が必要です。

▶市民課

### ▶手数料

旅券を受け取る際には、手数料を収入印紙と埼玉県収入証紙で納めていただきます。なお、旅券は本人のみ受け取ることができます。

申請区分	収入印紙	埼玉県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券	4,000円	2,000円	6,000円
増補	2,000円	500円	2,500円

収入印紙:郵便局および市役所1階売店(平日のみ)で販売しています。

埼玉県収入証紙:市役所1階会計課(平日のみ)・市民課(第2・4土曜日のみ)で販売しています。



## 死亡から埋葬までの手続

- ①死亡届を市民課または支所へ提出しますと、「死体埋火葬許可証」をお渡しします。
- ※午後5時15分～午前8時30分は、死体埋火葬許可証の発行はできません。
- ※休業日は、市役所守衛室で日直が受け付けます。
- ②「死体埋火葬許可証」を斎場で係員に渡してください。
- ③火葬が済みますと「死体埋火葬許可証」に火葬済の証明をします。その「死体埋火葬許可証」を墓地の管理者に提出してください。

### 市民課、支所

※改葬を行う場合は、改葬許可証が必要です。墓地もしくは納骨堂の管理者の証明書（改葬許可申請書に証明）を添付の上、受け入れ先の墓地の使用を確認できるものを持参し申請してください。申請書は環境課にあります。

### 環境課

## 市営葬のご案内

亡くなられた方に礼をつくし、少ない経費で葬儀を行う「市営葬」の制度を実施しています。

### 対象

施主または死亡した方が、市内に住民登録をしていて、市内または瑞穂斎場で葬儀を行う場合。

### 申込

死亡届と同様に、市民課または支所で印鑑と負担金を持参し、申し込んでいただきます。他の市町村へ死亡届を出された場合は、そこで交付された死体埋火葬許可証を申込のときに提示してください。

### 経費の負担

施主の負担金は5万円（祭壇を使用しない場合または瑞穂斎場で葬儀を行う場合は2万8千円）です。

※霊きゅう車代、骨つば代、お布施、火葬場へのお供の自動車代、肖像写真、式場使用料等は、別途施主負担となります。

### 市営葬委託業者

- (株)愛セレモニー (☎04-2960-2285)
- 葵グループ(株) (☎04-2966-6320)
- アルファクラブ武蔵野(株) さがみ典礼 (☎04-2993-4411)
- あん心セレモニー (☎042-556-0698)
- 入間葬祭 (☎04-2964-1537)
- (株)いるま野サービス第2葬祭センター (☎042-972-0041)
- 入間法要殿 (☎04-2901-4800)
- (株)いわさき (☎04-2962-3170)
- (株)おおば (☎04-2933-5335)
- (有)さやま典礼 (☎04-2956-1525)
- (株)セレモニー西武(いるまや) (☎04-2932-1450)
- (有)セレモニー武蔵野 (☎04-2924-5559)
- 第一日典(株) (☎049-233-8603)
- 田中商事(株) (☎04-2998-1234)
- (株)東上セレモサービス (☎04-2901-7555)
- (株)東綜社 (☎04-2959-1355)
- (株)藤和 (☎04-2963-0081)
- (有)ホーユー葬祭 (☎04-2963-1621)
- (株)メモリード (☎04-2960-0983)

### 市民課、支所

## 瑞穂斎場のご案内

自宅での葬儀が困難な方は、次の料金で斎場が利用できます。組合内（瑞穂町・福生市・羽村市・入間市・武蔵村山市）

	通夜	葬儀	合計
大式場	50,000円	50,000円	100,000円
中式場	40,000円	40,000円	80,000円
小式場	30,000円	30,000円	60,000円
火葬費用	無料		
待合室	無料 ※追加使用は1室5,000円		
保管室	2,000円 ※24時間単位		

▶ 瑞穂斎場組合 ☎042-557-0064

瑞穂町富士山栗原新田244



昭和42(1967)年

消防署から川越方面を望む(小谷田)



# 保険・年金

ここでは、国民健康保険、国民年金のご案内をします。

## 国民健康保険

国民健康保険(国保)は助け合いの保険制度です。病気やけがをしたとき、経済的な負担が少しでも軽く済むように、加入している方がふだんからその収入に応じてお金を出し合い、また国や県からの補助とあわせて、医療費に充てようという相互扶助を目的としています。

### 加入の資格

すべての国民は何らかの医療保険に加入する義務があります。次の社会保険などに加入している方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険等に加入している方とその扶養家族
- ②国民健康保険組合に加入している方
- ③後期高齢者医療制度に加入している方
- ④生活保護を受けている方

国保では加入者一人ひとりが被保険者ですが、異動の届出は世帯主がまとめて行います。

国保に加入すると1人に1枚被保険者証が交付されます。

### 加入の手続

国民健康保険の手続は、市役所または最寄りの支所で受け付けています(57ページの表をご覧ください)。

## 保険税のしくみ

保険税は、医療費に充てるための医療給付費分、後期高齢者支援金に充てるための後期高齢者支援金分、介護保険に充てるための介護納付金分の3つで構成され、それぞれ次のように算定し、合算したものが1年間の保険税額となり、世帯主に課税されます。

### 医療給付費分

- ①前年中の所得に応じてかかる所得割額 7.4%
  - ②市内にお持ちの固定資産に応じてかかる資産割額 10%
  - ③1人当たりにかかる均等割額 20,000円
  - ④1世帯当たりにかかる平等割額 3,000円
- ※合計額が58万円を超える場合は58万円となります。

### 後期高齢者支援金分

- ①前年中の所得に応じてかかる所得割額 2.0%
  - ②1人当たりにかかる均等割額 8,000円
- ※合計額が19万円を超える場合は19万円となります。

### 介護納付金分 40歳以上65歳未満の方に課税されます。

- ①該当者の前年中の所得に応じてかかる所得割額 1.4%
  - ②該当者1人当たりにかかる均等割額 12,000円
- ※合計額が16万円を超える場合は16万円となります。

## 保険税の減免

災害等により生活が著しく困難となった方などで、市長が必要と認める場合、減免を受けることができます。詳しくはご相談ください。

▶ 国保医療課

## 国民健康保険で受けられる給付

	こんなとき	受けられる給付
医療の給付	病気、けが、歯等の治療	医療費のうち3割(70歳以上の方は2割または3割、義務教育(小学校)就学前の方は2割)を本人が支払い、残りの費用は国保が負担します
療養費	旅行、出張中等の急病で被保険者証を使って診察を受けることができなかつたとき	保険診療を基準に算定した額の7割(70歳以上の方は8割または7割、義務教育(小学校)就学前の方は8割)が本人に支払われます 申請から支給まで2~3カ月かかります
	コルセット等の補装具代、輸血のための血液代	
	医師が必要と認めたマッサージ・はり・きゅう等の施術代	
高額療養費(ひと月に高額な医療費を支払ったとき)		57ページ参照
出産育児一時金(被保険者が出産をしたとき)		42万円(産科医療補償制度※1に未加入の医療機関の場合は40万4千円)右欄参照
葬祭費(被保険者が亡くなられ、葬儀を行った場合)		5万円

※交通事故等、他人によるけがで被保険者証を使う場合は、届出が必要です。

※1 産科医療補償制度とは、医療機関が加入するもので、出産に関連して発症した重度脳性麻痺児等に対して補償をするものです。

## ● 国民健康保険の加入、脱退等の手続

☆手続の際には、顔写真付き身分証明書等(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)を提示いただき本人確認をしています。また、世帯主と異動のある方のマイナンバーが必要です。

	こんなとき	手続に必要なもの	手続をするところ
国保に加入するとき	他市区町村から転出した	印鑑、転出証明書	市民課、支所
	職場の健康保険をやめた	職場の健保の離脱証明書※	国保医療課、支所
	生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書	
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳	市民課、支所
国保を脱退するとき	他市区町村へ転出した	印鑑、被保険者証	市民課、支所
	職場の健康保険に加入した	国保の被保険者証と職場の健康保険証	国保医療課、支所
	生活保護を受けることになった	印鑑、被保険者証、保護開始決定通知書	
	死亡した	印鑑、被保険者証	市民課、支所
その他	住所、氏名、世帯主などが変わった	印鑑、被保険者証	市民課、支所
	被保険者証を紛失した	印鑑、顔写真付き身分証明書	国保医療課、支所
	入間市の国保に加入する者が、就学や社会福祉施設等への入所のため他市区町村へ転出した	印鑑、被保険者証、転出先の住民票、在学証明書または入所証明書	
	交通事故などのけがで被保険者証を使いたい	印鑑、被保険者証、交通事故証明書等(まず連絡をお願いします)	国保医療課

※離脱証明書(資格の喪失日と該当者の記載のあるもの)を職場で証明してもらいお持ちください。

## ● 外国人の国民健康保険の加入について

平成24年7月9日より、住民基本台帳法の改正に伴い、住民登録の対象者の方(在留期間が3カ月以上)は、国民健康保険の被保険者(医療滞在の方と同行されている方・勤務先の健康保険に加入する方などを除く)になります。

### ▶ 届出に必要なもの

在留カード・特別永住者証明書のいずれかとパスポート

## ● 出産育児一時金の支給

国保の被保険者が、妊娠4カ月(85日)以上で出産した場合には、その世帯の世帯主に出産育児一時金が支給されます。この出産には、死産も含まれ、妊娠4カ月以降の出産であれば、流産、人工妊娠中絶等の場合でも出産育児一時金の支給を受けることができます。

支給方法には、出産時の医療機関等の支払に出産育児一時金分を充てることができる直接支払制度や受取代理制度※があります。出産費用が出産育児一時金の範囲内であった場合は、国保に申請することで差額が支給されます。

上記の制度を利用されない場合、申請により世帯主に出産育児一時金が支給されます。

※制度を利用できない医療機関がありますので、出産予定の医療機関にお問い合わせください。

▶ 国保医療課

## ● 一部負担金の減免

国民健康保険に加入の方で、災害等特別な事情により、医療機関に支払う一部負担金の支払いが困難になった場合は、一部負担金の減免制度があります。詳しくはご相談ください。

## ● 高額療養費

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費の該当となる世帯には市からハガキ等にて通知します。

### (1) 70歳未満の方の場合

#### ① 1カ月の自己負担が限度額を超えたとき

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

#### 自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額(3回目まで)	4回目以降の限度額(過去12カ月間)
ア:基礎控除後の所得額が901万円を超える世帯	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
イ:基礎控除後の所得額が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
ウ:基礎控除後の所得額が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
エ:基礎控除後の所得額が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
オ:住民税非課税の世帯	35,400円	24,600円

次ページに続く

②同じ世帯で合算して限度額を超えたとき  
一つの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

③あらかじめ高額を支払いが予想される場合  
「限度額認定証」の提示により、医療機関窓口での支払いは限度額までとなります。限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ認定証の交付を受けてください。

## (2) 70歳以上の方の場合

(後期高齢者医療制度で医療を受ける方は除く)

①1カ月の自己負担が限度額を超えたとき  
70歳以上の方は、外来(個人単位)の限度額を適用後、世帯で自己負担限度額を適用します。

### 自己負担限度額(月額)

所得区分	負担割合	自己負担限度額		
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降 (過去12カ月間)
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	3割	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		140,100円
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上 690万円未満		167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		93,000円
現役並みⅠ ※1 課税所得 145万円以上 380万円未満		80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)		44,400円
一般	2割	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ ※2		8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ ※3			15,000円	—

現役並みⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が可能です。この認定証の提示により、医療機関窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

※月半ばに75歳となり、後期高齢者医療制度に移行した被保険者は、移行前後の制度における自己負担限度額が、それぞれ2分の1になります。

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、その該当者の収入合計が2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」の区分と同様になります。

※2 属する世帯の世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税の方。

※3 属する世帯の世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除(年金の場合は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

(※1、※2、※3の区分は、政令で定められた基準額により判定されます)

## (3) 70歳未満と70歳以上(後期高齢者医療制度で医療を受ける方は除く)が同じ世帯の場合

①70歳以上の自己負担限度額をまず計算  
②それに70歳未満の合算対象額を加えて、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算

## (4) 高額の治療を長期間続ける場合(平成29年3月31日現在)

厚生労働大臣が指定した特定の病気で、高度な治療を長期間受けなければならない場合、年齢にかかわらず毎月の自己負担限度額は10,000円または20,000円までとなります。

▶ 国保医療課

## ◎ 柔道整復師・はり・きゅう・あん摩・マッサージの適正受診にご協力ください

柔道整復師・はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受ける場合、保険適用になる(国保を使って受けることができる)ものと、保険適用にならないものがあります。

	保険適用になる 受診内容	保険適用にならない 受診内容
柔道整復師 (整骨院・ 接骨院)	骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉離れを含む) ※骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、予め医師の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる日常からくる疲れ、筋肉疲労、体調不良など</li> <li>病气(神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニア等)からくる痛みやこり</li> <li>症状の改善がみられない長期の施術</li> <li>脳疾患後遺症などの慢性病</li> <li>保険医療機関(病院等)で同時期に同じ負傷等を治療中の場合</li> </ul>
はり・ きゅう	主に神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など慢性的な痛みのある疾患(予め医師の同意書または診断書が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の同意が無い場合</li> <li>疲労回復、疾病予防を目的とするもの</li> <li>保険医療機関(病院等)で同時期に同じ負傷等を治療中の場合</li> </ul>
あん摩・ マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等の症状で医療上必要とされる症例(予め医師の同意書または診断書が必要)	

### ▶ 国保を使う時の注意点

保険適用になる場合でも、原因が労働災害・通勤災害・交通事故による場合は、原則として国保は使えません。

また、柔道整復師から保険適用になる施術を受ける場合は、負傷の経緯(いつ・どこで・原因・症状)を正確に伝えてください。また、1カ月ごとに施術所で「柔道整復施術療養費支給申請書」の委任欄へ、原則、患者の自筆による署名と捺印が必要です。署名する際は、申請書の内容(傷病名・日数・金額等)をよく確認してください。なお、領収書は必ず受け取り、国保から送付される医療費通知と内容を照合してください。

▶ 国保医療課

## ● 特定健康診査

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方を対象に「特定健康診査」を実施しています。

生活習慣病の予防対策として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診と、その結果により保健指導対象者を抽出し、生活習慣を改善する支援を行います。

### ▶ 対象

入間市国民健康保険に加入している、40歳から74歳の方。

ただし、中長期入院中の方、妊娠している方、海外在住の方、施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、障害者自立支援法の指定障害者支援施設等)に入所中の方、刑務所に入所中の方、職場等での事業主健診を受けることのできる方については除きます。また、国保の人間ドックを受診する方は、この特定健康診査を受ける必要はありません。

※年度途中で75歳になる方は、誕生日前日までは国民健康保険の特定健康診査が、誕生日以降は後期高齢者医療制度による健康診査が受けられます。また、年度途中で国民健康保険に加入した方で、年齢要件に当てはまる方のうち、前保険にて特定健康診査を受けていない場合は、国民健康保険での特定健康診査の受診が可能です。希望者はお問い合わせください。

※職場等で健診を受けた場合は、健診結果票の写しの提出をお願いします。詳しくは、お問い合わせください。

▶ 受診期間 6月～12月末

### ▶ 受診方法

5月下旬に、対象の方へ「受診券」「受診案内」「質問票」等を送付します。受診券到着後、医療機関に予約します。受診当日は、「受診券」「国民健康保険被保険者証」「質問票」を持参してください。受診可能医療機関等詳しくは同封される受診案内をご覧ください。

▶ 自己負担額 なし(無料)

▶ 健康管理課

## ● 特定保健指導

特定健康診査の受診結果により、該当する方へ保健指導を行います。対象者へ、後日特定保健指導のご案内をお届けします。この機会に、ぜひ参加して健康ライフをはじめましょう。

▶ 地域保健課

## ● 人間ドック等助成事業

→98ページをご覧ください。

## ● 国民年金

国民年金は、働ける世代が出し合った保険料と国のお金を財源として、お年寄りの世代に年金を支給することで、老後生活の安定をはかる世代間の助け合いの仕組みです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が必ず加入することになっています。加入者は、次の3つのグループに分けられます。

### ①第1号被保険者

日本国内に住んでいる農業、商工業などの自営業者や学生など(第2・3号被保険者に該当しない方)

### ②第2号被保険者

厚生年金(船員保険も含む)の加入者

### ③第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

## ● 日本年金機構から送付される各種通知書

### ①ねんきん定期便

これまでの年金加入記録をご確認いただくもの

送付対象者:国民年金および厚生年金保険に加入している方

送付時期:毎年誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)

### ②年金振込通知書・年金額改定通知書

1年分の「年金支払額」等をまとめてお知らせするもの

送付対象者:年金を受給している方

送付時期:6月上旬および振込額に改定のあるとき

### ③公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる方に、所得税額計算の際の各種控除額の算出の基となる「扶養親族等申告書」を提出いただくため送付するもの

送付対象者:老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方

送付時期:毎年8月下旬～10月下旬

### ④社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

年末調整または確定申告時に必要となる国民年金保険料納付額を証明するもの

送付対象者:毎年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付した方(被保険者ご本人宛)

送付時期:毎年10月下旬～11月上旬

※10月以降に初めて納付した方には2月上旬に送付

### ⑤公的年金等の源泉徴収票

1年分の支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせするもの

送付対象者:老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方

送付時期:毎年1月中旬～1月下旬

次ページに続く

## ● 年金の主な手続

届出が必要な場合	届出に添える書類等
<ul style="list-style-type: none"> <li>取得・再取得(60歳未満の方が厚生年金をやめたとき:第1号被保険者に)</li> <li>種別変更(60歳未満の方が、サラリーマンの被扶養配偶者でなくなったとき:第1号被保険者に)</li> </ul>	年金手帳(届出者・配偶者)退職日の分かるもの(健康保険・厚生年金離脱証明書等) マイナンバーの分かるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>免除の申請(学生や保険料を納付することが困難な方など)</li> <li>年金を受けようとするとき(本人からの請求が必要)</li> <li>第1号被保険者が死亡したとき(遺族が、死亡一時金・遺族基礎年金等を請求できる場合があります)</li> </ul>	市民課へお問い合わせください

## ● 希望すれば加入できる方(任意加入)

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- 海外に住む20歳以上65歳未満の方(日本国民)
- 老齢基礎年金の受給資格が不足する方は、70歳までの間受給資格期間を満たすまで加入できません(昭和40年4月1日以前に生まれた方)。

## ● 保険料

国民年金の保険料は、月額16,410円(平成31年度価額)です。また、これに加えて付加保険料月額400円を納めると、付加年金を受けることができます。

※保険料は、納期限の翌月から2年を過ぎると納められなくなります。保険料を未納のままにしておくと、受け取る年金額が少なくなったり、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなったりします。

### ▶ 保険料の免除

#### ● 保険料免除・納付猶予

収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請を行ってください。日本年金機構で前年の所得を審査して承認を受ければその期間の保険料の全額または一部が免除になります。

免除期間:7月から翌年6月(1年間)

受付時期:7月1日から期間中随時(事前申請不可)

※過年度分は2年1カ月まで遡及して申請できます。

#### ● 学生納付特例

学生本人の所得が一定基準以下であれば、在学中の保険料の納付が猶予されます。

猶予期間:4月から翌年3月(1年間)

受付時期:4月1日から期間中随時(事前申請不可)

※過年度分は2年1カ月まで遡及して申請できます。

※学生証等が必要です。

#### ● 産前産後期間の免除

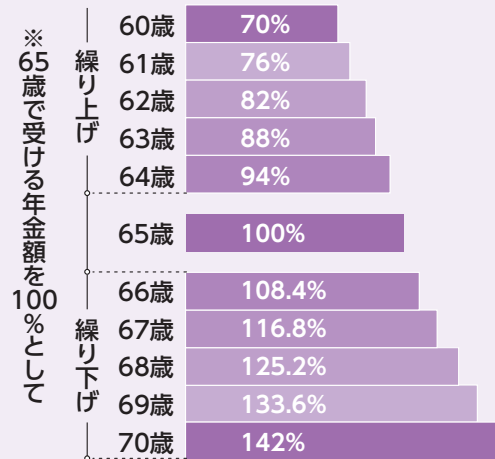
国民年金第1号被保険者が出産するときは、出産前後の一定期間の保険料が免除されます。

詳細は69ページを参照ください。

## ● 年金を受ける年齢を選べます

原則として老齢基礎年金を受けられるのは65歳からですが「繰り上げ」(60~64歳=減額)または「繰り下げ」(66~70歳=増額)で受けることもできます。

ただし、「繰り上げ受給」は、年金額が減額になるほかに、障害基礎年金や寡婦年金が受けられなくなりますのでご注意ください。



注意1.支給率は一生涯変わりません。

注意2.昭和16年4月1日以前生まれの方は支給率が違います。

▶ 市民課

## ● 国民年金の種類と請求(平成31年度価額)

種類	受給要件	年金額	手続に必要なもの
老齢基礎年金	10年以上(免除期間を含む)保険料を納めた方が65歳になったときから支給されます $780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数}}{2} \times \frac{1}{2} + \frac{4\text{分の3}}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{半額免除月数}}{\text{免除月数}} \times \frac{3}{4} + \frac{4\text{分の1}}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$ ※加入可能年数は、生年月日により短縮措置がとられています。 ※(注1)平成21年3月分までは「3分の1」(注2)平成21年3月分までは「2分の1」(注3)平成21年3月分までは「3分の2」(注4)平成21年3月分までは「6分の5」		年金手帳、印鑑、銀行等の通帳、国民年金以外の加入者はその年金証書、戸籍全部事項証明、マイナンバーの分かるもの、その他
特別障害給付金	国民年金の任意加入期間当時、任意加入しなかった人で、その期間内に初診日があり、障害基礎年金や障害厚生(共済)年金を受給することができない方に支給されます ※年金額についてはお近くの年金事務所にお問い合わせください。		市民課へお問い合わせください
障害基礎年金	国民年金に加入している間、または20歳前もしくは60歳以上65歳未満に、初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるときに支給されます。 ※初診日前に、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 (1)公的年金の保険料納付済期間(免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること (2)初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ※20歳前に初診日がある場合は、要件はありません。	障害基礎年金 年金額 1級 780,100円×1.25 2級 780,100円 ・生計を維持されている18歳(障害者は20歳)未満の子がいるときは、加算されます 第1子、第2子 224,500円 第3子以降 74,800円	まずは事前相談(予約制)が必要です。 年金手帳、印鑑、国民年金用診断書(用紙は市民課にあります)、銀行等の通帳、マイナンバーの分かるもの、その他
遺族基礎年金	国民年金に加入している方(納付要件あり)、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます ※子は18歳(障害がある子は20歳まで)に達した年度末まで	〈子のある配偶者〉 子の数1人のとき1,004,600円 子の数2人のとき1,229,100円 子の数3人以上 1人につき74,800円を加算 〈子のみの場合〉 子の数1人のとき780,100円 子の数2人のとき1,004,600円 子の数3人以上 1人につき74,800円を加算	年金手帳、印鑑、住民票(世帯全員)の写し、戸籍全部事項証明、死亡診断書の写し、所得証明、銀行等の通帳
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が、年金を受けずに亡くなったとき、その妻に60歳から65歳までの期間支給されます	夫の老齢基礎年金額の4分の3	同上
死亡一時金	3年以上保険料を納めた方が年金を受けずに亡くなったとき、その遺族に支給されます	120,000～320,000円	年金手帳、印鑑、住民票(世帯全員)の写し、戸籍全部事項証明、銀行等の通帳

▶ 市民課

## ● その他年金に関するお問い合わせ先

### 日本年金機構

「ねんきんダイヤル」(一般的な年金相談に関するお問い合わせ)

●0570-05-1165

●03-6700-1165

(050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間:平日(月～金曜日)午前8:30～午後5:15(週初の開所日午後7:00まで)、第2土曜日午前9:30～午後4:00

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」

●0570-058-555

●03-6700-1144

(050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間:平日(月～金曜日)午前8:30～午後5:15(週初の開所日午後7:00まで)、第2土曜日午前9:30～午後4:00

「予約受付専用電話」(来訪相談の予約)

●0570-05-4890

●03-6631-7521

(050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間:月～金曜日午前8:30～午後5:15

「ねんきん加入者ダイヤル」(国民年金加入者向け)

●0570-003-004

●03-6630-2525

(050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間:平日(月～金曜日)午前8:30～午後7:00、第2土曜日午前9:00～午後5:00

日本年金機構のホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>

### 所沢年金事務所

「お客様相談室一年金給付に関する相談・請求・諸変更届など」

●04-2998-0170

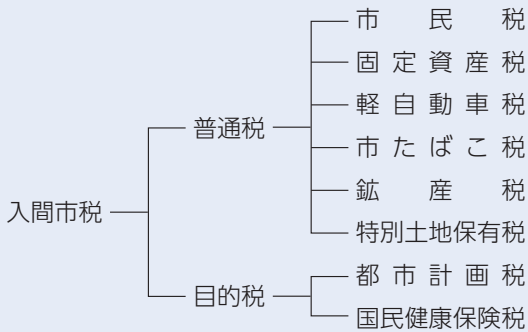
相談時間:平日(月～金曜日)午前8:30～午後5:15(週初の開所日午後7:00まで)、第2土曜日午前9:30～午後4:00



# 税金

ここでは、市民税、固定資産税、その他の市税、市税の納入・証明のご案内をします。

## 市税の仕組み



### ● 普通税とは

納められた税金の使いみちが特別に定められておりませんので、どのような事業の費用にも充てることができる税金のことです。

### ● 目的税とは

例えば都市計画税として納められた税金は、都市計画事業のための費用に充てなければならないというように、その税金の使いみちが特定されている税金のことです。

▶ 市民税課

## 市民税・固定資産税

### ● 個人市民税

毎年1月1日現在、市内に住んでいて、前年中に一定の所得があった方に納めていただきます。税額は、前年の所得に応じてかかる所得割と一律の均等割があり、その合計額を納めていただきます。市内に住んでいなくても、市内に事務所または家屋敷がある方は、均等割が課税されます。市(県)民税の申告は3月15日(土・日曜日の場合は翌日)までです。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ① 給与所得者で、給与以外に所得がなく、勤務先から給与支払報告書の提出が済んでいる方
  - ② 公的年金所得者で、公的年金以外に所得がなく、支払先から公的年金等支払い報告書の提出が済んでいる方
  - ③ 所得税の確定申告をされる方
- ※①、②の場合でも、提出済の内容以外で社会保険料控除や生命保険料控除等の各種所得控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

#### ▶ 市民税が課税されない方

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、未成年者または寡婦(夫)であって前年中の所得が125万円以下である方
- ③ 前年中の所得が条例で定められた金額以下である方

### ● 法人市民税

市内に事務所もしくは事業所などを有する法人に課税されます。事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告をして納めることになっています。

▶ 市民税課

### ● 固定資産税

毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。税額は固定資産税の課税標準額に1.4%の税率をかけたものです。

#### ▶ 土地、家屋の縦覧、閲覧について

縦覧は、納税者が他の資産と評価額を比較することにより、自己の評価が適正であるかどうかを確認していただくものです。期間は、毎年4月1日から行いますが、詳しくは「広報いるま」または入間市ホームページでお知らせします。

閲覧は、納税義務者が縦覧期間にかかわらず自己の資産の課税内容を確認することができます。借地・借家人等の方は、関係する部分のみ閲覧できます。

#### ▶ 土地・家屋の現況変更の場合はご連絡を

市では、現地調査や航空写真で土地・家屋の現況を確認していますが、土地の地目(現況)や利用状況を変えたり、家屋の増築や取壊しをした場合はご連絡ください。

#### ▶ 償却資産の申告

償却資産(事業用の構築物、機械・装置、車両、運搬具、工具・器具、備品等)については、その所有者の申告が義務づけられています。毎年1月1日現在の資産を1月31日までに申告してください。なお、エルタックスの電子申告も利用いただけます。詳しくは、エルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。社団法人地方税電子化協議会 ☎ 0570-081459までお問い合わせください。

▶ 資産税課

## その他の市税

### ● 都市計画税

毎年1月1日現在、市街化区域内に土地、家屋を所有している方に課税されます。税額は都市計画税の課税標準額に0.25%の税率をかけたものです。

▶ 資産税課

### ● 市たばこ税

たばこの代金には、市の財源となる税が含まれています。税率1,000本につき5,692円(たばこ1箱につき約114円)

▶ 市民税課



## ● 軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

▶ **納期限** 5月末日

▶ **登録・廃車**

新たに所有したり、住所・申告事項に異動があった場合は15日以内、所有しなくなった場合には30日以内に各取扱窓口で手続きを行ってください。

▶ **取扱い窓口**

・原動機付自転車・小型特殊自動車

▶ **市民税課**

・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

▶ **関東運輸局埼玉運輸支所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029**

所沢市牛沼688-1

・三輪の軽自動車・四輪以上の軽自動車

▶ **軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎050-3816-3111**

三芳町大字北永井360-3

▶ **軽自動車税税率表**

車種		年額(1台)	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	
	50cc超～90cc以下	2,000円	
	90cc超～125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
軽自動車	二輪車 125cc超～250cc以下	3,600円	
	三輪車	3,900円	
	四輪乗用	営業用	6,900円
		自家用	10,800円
	四輪貨物	営業用	3,800円
		自家用	5,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円	
	その他	5,900円	
小型二輪自動車	250cc超	6,000円	

※平成27年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得された新車のうち、一定の環境性能を有する車両は、翌年度に限り軽課税率が適用されます。

※平成27年3月31日以前に新車登録された三輪および四輪以上の軽自動車は、下表の税率が特例として適用されますが、最初の新規検査から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。

詳しくは市公式ホームページの税率表をご覧ください。

区分		税率	
軽自動車	三輪車	3,100円	
	四輪乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	四輪貨物	営業用	3,000円
		自家用	4,000円

▶ **市民税課**

## 市税の納入

### ● 市税の納付場所

▶ **入間市指定金融機関**

埼玉りそな銀行本・支店および入間市役所内派出所

▶ **入間市収納代理金融機関等**

みずほ銀行 埼玉縣信用金庫

三菱UFJ銀行 飯能信用金庫

三井住友銀行 西武信用金庫

りそな銀行 青梅信用金庫

武蔵野銀行 中央労働金庫

東和銀行 いるま野農業協同組合(本店を除く)

※上記の各本・支店、入間市役所および各支所

▶ **コンビニエンス・ストア(50音順)等(30万円以下に限る)**

○くらしハウス○コミュニティ・ストア

○スリーエイト○生活彩家○セブン-イレブン

○デイリーヤマザキ○ニューヤマザキデイリーストア

○ファミリーマート○ポプラ○ミニストップ

○ヤマザキスペシャルパートナーショップ

○ヤマザキデイリーストア○ローソン

○MMK(マルチメディアキオスク)設置店

### ● 市税の口座振替をご利用ください

▶ **口座振替のできる市税**

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目です。

▶ **申込手続**

預金通帳、通帳の届け印、市税の納税通知書兼領収書をお持ちになり、上記金融機関または全国のゆうちょ銀行・郵便局でお申し込みください。

なお、お申し込みの締め切りは各納期限の40日前までとなります。

※軽自動車税については、お申し込みをした翌年度からの口座振替となります。

▶ **収税課**

次ページに続く



## ● ペイジー納付、クレジット納付、ペイジー口座振替受付サービス、ペイビー納付について

市税の納付は、納付書による金融機関やコンビニの窓口および口座振替による収納に加え、ペイジー納付、クレジット納付、ペイジー口座振替受付サービス・ペイビー納付がご利用いただけます。

1.対象税目 市県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※市民税(特別徴収分)は口座振替はできません。

2.ペイジー納付、クレジット納付およびペイジー口座振替受付サービスの利用方法


 ペイジーマーク	インターネットバンキングやモバイルバンキング、ATM(現金またはキャッシュカード)を使い、自宅や外出先から24時間いつでも納付できます。(手数料無し) ※ペイジーマークの表示のある納付書で納付できます。 ※インターネットバンキング、モバイルバンキングで納付する場合は事前に金融機関への申し込みが必要です。
 ヤフー公金支払いマーク	「Yahoo!公金支払い」を利用すれば市税がクレジットカードで納付できます。(手数料有り) インターネットに接続できるパソコンまたは携帯端末で「Yahoo!公金支払い」から、下記クレジットカードブランドのあるカード番号、「Yahoo!公金支払い」マークのある納付書の納付番号等を入力して納付できます。 MasterCard、VISA、JCB、ダイナース、American Express
ペイジー口座振替受付サービス	市役所2階収税課窓口でキャッシュカードをお持ちいただいで、暗証番号を入力いただくと、簡単に口座振替の申込みができます。(印鑑不要)

3.ペイジー納付、ペイジー口座振替受付サービス取扱金融機関

金融機関名	インターネット モバイル	ATM	口座振替受付	金融機関名	インターネット モバイル	ATM	口座振替受付
埼玉りそな銀行	○	○	○	埼玉縣信用金庫	○	×	○
みずほ銀行	○	○	○	飯能信用金庫	○	×	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	西武信用金庫	○	×	○
三井住友銀行	○	○	○	青梅信用金庫	○	×	○
りそな銀行	○	○	○	中央労働金庫	○	×	○
武蔵野銀行	○	×	○	いるま野農協	○	×	×
東和銀行	○	○	○	ゆうちょ銀行	○	○	○

※ペイジー口座振替受付サービスは市役所2階収税課で受付できます。金融機関窓口では受付できません。

4.ペイビー納付の利用方法

	税金や公共料金、通信販売などの各種支払いを専用アプリを利用し、金融機関の預金口座からリアルタイムで決済できるサービスです。 コンビニエンスストア等払込票に記載されたバーコードを、スマートフォンのカメラ機能で読み取ることで、いつでも、どこでも、簡単に支払いができます。 ※PayBアプリのダウンロードは無料(パケット通信料はご本人負担)です。
利用可能金融機関 ※順次拡大中	じぶん銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、伊予銀行、大分銀行、大垣共立銀行、鹿児島銀行、紀陽銀行、滋賀銀行、ジャパンネット銀行、十六銀行、南都銀行、肥後銀行、百五銀行、広島銀行、宮崎銀行、武蔵野銀行、山形銀行、山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行

※ペイジー納付(インターネット・モバイルバンキング)、クレジット納付、ペイビー納付の場合は、領収証の発行はできません。

▶ 収税課

## ● 市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

### ▶ 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6カ月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権による換価の猶予があります。

### ▶ 徴収の猶予

次のような理由により、市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ①災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ②本来の期限から1年以上経過した後に、課税された場合

### ● 猶予が認められると

- ⇒ 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ⇒ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

## ● 市税の延滞金・滞納処分

税金を納付期限までに納めなかった場合、延滞金がかかります。延滞金は地方税法第56条等の規定および地方税法附則第3条の2の規定により計算され加算されます。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

また、市税を滞納しますと督促状が送付され、そのままですと財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。

## ● 市税納期一覧表

税目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税				1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
市県民税 (特別徴収分)		毎月(6月から翌年5月まで)											
法人市民税		随時 予定=事業年度開始以後6カ月を経過した日から2カ月以内 確定=事業年度終了の日から原則として2カ月以内											

▶ 収税課

## ● 市税の証明

区分	主な使用目的	手数料	取り扱い窓口
課税(所得)・非課税証明※	融資、扶養申請、保証人、奨学金申請、公営住宅の入居等	1件 200円	市民税課 各支所
個人・法人事業届出済証明 (営業証明)	自動車の登録、社会保険加入等		
評価証明	登記、相続税・贈与税算定、資金の借入	1件 200円	資産税課 各支所
公課証明	売買等による税額の算定、競売申し立て		
名寄課税台帳の写し	税額の物件別内訳の確認	1件 200円	資産税課
納税証明	市県民税	融資、保証人、指名参加等	収税課 各支所
	固定資産税 都市計画税	融資	
	法人市民税	融資、指名参加	
	軽自動車税	継続検査用	
	国民健康保険税	融資	
		年度ごとと税目ごとに 1件 200円	
		無料	
		年度ごとに1件 200円	

### ▶ お持ちいただくもの

本人確認ができるもの(運転免許証、保険証、マイナンバーカード等)。ただし、法人の場合は代表者印をお持ちください。

### ▶ 証明を申請する場合の注意点

①申請者は原則として本人ですが、本人にかわって申請する場合は、本人の委任状か代理人選任届をお持ちください。

②最近納められた市税の納税証明を申請するときは、その市税の領収書をお持ちください。

※利用者証明書用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等で交付できます。

▶ 各担当課

## ● 国税・県税についての問い合わせ

所沢税務署 所沢市並木1-7

☎04-2993-9111 (自動音声案内)

飯能県税事務所 飯能市双柳353 (飯能合同庁舎内)

☎042-973-5612

県自動車税事務所所沢支所 所沢市牛沼690-1

☎04-2998-1321

## ● 国税(所得税、相続税、贈与税など)の相談

金曜日(月1~2回)の午前10時から午後3時まで、市民相談室で行っています(予約制)。

※日程については「広報いるま」または市公式ホームページをご覧ください。



# 子育てガイド

ここでは、妊娠期から青少年までの子育て情報をご案内します。

## 子育てカレンダー



### 妊娠

妊娠の届出→P68  
母子健康手帳の交付→P68

産前・産後ケア事業→P69

妊婦健康診査→P68

両親学級「パパママクラス」  
「働くママのための両親学級」→P68



### 誕生

出生届→P70  
出産育児一時金→P70  
児童手当(0歳～中学校修了前)→P70  
子ども医療費(0歳～中学校修了前)→P70



新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問→P70

### 0歳

3～4か月児健診→P71

予防接種→P71

はじめての離乳食→P71  
7か月からのもぐもぐ離乳食→P71  
9か月からのかみかみ離乳食→P71

ホームスタートいるま(0歳～5歳)→P79

保育所(園)・認定こども園／保育部分(0～5歳)→P74～P76

地域型保育(0～2歳)→P76

一時預かり・休日保育→P78

いるまファミリー・サポート・センター(0歳～小学6年生)→P79

子育て緊急サポート事業(0歳～小学6年生)→P79

子育て支援センター(0～2歳)→P72

子育て世代包括支援センター「いるティーきつず」→P68  
家庭児童相談→P83

妊婦・乳幼児相談→P70  
ひとり親家庭等の相談→P84



届出・  
手当等

健診・  
予防接種等

教室

訪問

保育・  
預かり

交流・お出かけ

相談

1歳



1歳6か月児健診→P71

2歳

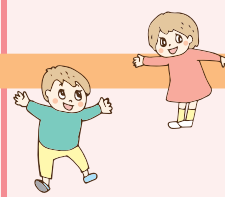
2歳児歯科健診→P71

3歳



3歳児健診→P71

5歳



6歳～



幼稚園・認定こども園/幼稚園部分(3~5歳)→P76・77

児童発達支援「元気キッズ」(就学前)→P85

学童保育室  
(小学1年生~6年生)  
→P80

病後児保育→P78

子育て短期支援(ショートステイ)(2歳~小学6年生)→P78

就学相談→P82



## 妊娠から出産

### 妊娠したら

#### 子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」

保健師または助産師等が、妊娠・出産・育児に関する質問や心配ごとなどの相談に応じています。安心して出産や子育てができるようにサポートします。

#### ●子育て世代包括支援センター「いるティーきっず ふじさわ」

▶受付時間 月～土曜日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

▶地域保健課

#### ●子育て世代包括支援センター「いるティーきっず とよおか」

▶受付時間 月～金曜日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

#### ●利用者支援

子育てに関するどんなことでも気軽に利用者支援専門員にご相談ください。

お子さんやその保護者、または妊婦さんの相談に応じて、保育園・幼稚園等や地域の子育てサービスが利用できるように必要な情報提供や助言等を行っています。

▶こども支援課



#### ●妊娠届出・母子健康手帳

妊娠がわかったら、早めに、子育て世代包括支援センター「いるティーきっず」に届出をしてください。母子健康手帳、妊婦健康診査助成券を交付します。

手帳交付時に、保健師または助産師が面接を行い、母子保健サービスについて説明しますので、できるかぎり妊婦さんご自身で届出を行うようにお願いします。

※各支所での届出もできますが、面接が実施できないため、後日、担当保健師から電話・訪問を実施します。

#### ▶届出時に必要なもの

ご本人の届出の場合	・個人番号カードまたは個人番号通知カード ・本人確認書類 顔写真付きの場合は1つ (例:運転免許証、パスポート) 顔写真がない場合は2つ (例:健康保険証、年金手帳)
代理人の場合	代理人の届出の場合には、本人確認書類の他に委任状が必要となりますので、詳しくは地域保健課にお問い合わせください。

※妊娠届は、電子申請・届出サービス(53ページ)が利用できます。

▶地域保健課

#### ●妊婦健康診査

母子健康手帳と同時に妊婦健康診査助成券を交付しています。

妊婦健診時に助成券を医療機関に提出することで費用の一部を助成することができます。

使用できる医療機関は埼玉県の医療機関と関東地区の契約医療機関です。

また、里帰り等で妊婦健康診査助成券が使用できない医療機関で妊婦健診を受診した場合には、助成券と同額を申請により助成する制度(償還払い)があります。

▶地域保健課

#### ●両親学級「パパママクラス」「働くママのための両親学級」(要予約)

おおむね妊娠5か月から7か月の妊婦と夫を対象に、妊娠中の過ごし方、母乳育児、歯の話、栄養の話、育児体験(沐浴・ミルクづくりなど)を行います。※おひとりでの参加も可能

▶地域保健課

## ● 産前・産後ケア事業

出産前後の体調不良や家庭からの支援が受けられず育児等の支援が必要な方を対象に、産前・産後ケア事業を実施します。ご利用にあたっては事前申請が必要です。

	宿泊型 産後ケア事業	訪問型産前・ 産後ケア事業 (助産師訪問)	産前・産後 ヘルパー派遣事業
内容	医療機関に宿泊して母体・乳児ケア等の育児指導や支援を行う。	母乳マッサージや乳児の健康状態のチェック、育児指導や支援を行う。	ヘルパーを派遣し、日常的な家事(調理・掃除等)や育児支援を行う。
対象	入間市在住であること。 育児不安または心身の不調がある妊産婦。 市内に家族等がおらず、十分な援助が受けられないこと。 母子ともに医療行為が必要でない方。		
対象者	生後2か月未満の赤ちゃん和妈妈	妊婦または生後4か月未満の赤ちゃん和妈妈	
上限	4泊5日	7回 (1回2時間以内)	20時間 (1回2時間以内)
自己負担	1泊2日12,000円	1回3,000円	1時間700円
	※非課税世帯の方は自己負担半額、 生活保護世帯の方は自己負担なし。		
その他	個室料金等のオプションは別途自己負担		買い物代、駐車場等にかかった費用については実費をご負担いただきます。

### ▶ こども支援課



産前・産後ヘルパー派遣事業の様子

## ● 国民年金保険料の産前産後期間の保険料免除 【平成31年4月からの新しい制度】

国民年金第1号被保険者が出産するときは、その産前産後期間の国民年金保険料が免除され、納付済み期間とみなされます。この免除を受けるには、届出が必要です。届出は、出産予定日の6か月前から、市民課または各支所で受け付けます。  
※出産とは、妊娠85日以上の出産(死産・流産・早産を含む)をいいます。

※産前産後期間とは、出産予定日(出産後に届け出た場合は出産日)の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日の属する月の3か月前から6か月間)をいいます。なお、平成31年4月から始まった制度であるため、同年1月以前の出産には適用されません。

※第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員や公務員など)、第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)は、本制度の対象ではありません。

### ▶ 届出時に必要なもの

- 母子健康手帳など出産予定日を明らかにすることができる書類(出産日以降に届出手続きを行う場合は、原則不要)
- 年金手帳
- マイナンバーの分かるもの

### ▶ 市民課



# いるまし いまむかし

昭和20年代  
吉野貞吉氏 提供

新久・根通り(新久)

## ○ 出産したら

### ○ 出生届

お子さんが生まれた日を含めて14日以内に、生まれたお子さんの父母の本籍地、届出人(原則、生まれたお子さんの父または母)の所在地、出生地のうち、いずれかの市区町村に届け出てください。

※併せて、児童手当・子ども医療費支給制度の手続きを届出人(原則、生まれたお子さんの父または母)の所在地等で行ってください。

#### ▶ 届出時に必要なもの

出生証明書(医師・助産師が証明したもの)・母子健康手帳・届出人の印鑑

※詳しくは、戸籍のページ(47ページ)でご確認ください。

#### ▶ 市民課

### ○ 出産育児一時金

国保の被保険者が、妊娠4か月(85日)以上で出産した場合に、「出産育児一時金」が支給されます。

支給方法には、「直接支払制度」と「受取代理制度」があり、出産育児一時金が医療機関等に直接支払われます。出産にかかる費用に「出産育児一時金」を充てることのできるため、まとまった額を事前に用意する必要がなくなります。この制度を希望しない場合、申請により被保険者等に支給されます。

制度を利用できない医療機関がありますので、出産予定の医療機関にお問い合わせください。

※社会保険または共済組合等に加入している場合は、勤務先にお問い合わせください。

#### ▶ 国保医療課

### ○ 児童手当

中学校修了前までのお子さんを養育している方に対して手当が支給されます。

手当を受けるためには、誕生日または転入日の翌日から15日以内に申請(認定請求書の提出)が必要です。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

#### ▶ 手当月額(1人)

3歳未満 一律15,000円

3歳以上 10,000円(小学校6年生までの第3子以降は15,000円)

中学生 一律10,000円

※所得制限限度額を超えた場合は、一律5,000円となります。

#### ▶ 支給時期

原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分まで支給

#### ▶ 必要書類

マイナンバーや請求者名義の金融機関の口座番号のわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

※請求者が被用者(会社員など)の場合は、請求者の健康保険被保険者証の写しが必要です。

#### ▶ 現況届

6月分以降の児童手当を受けるには、現況届が必要となります。毎年6月に通知しますので、忘れずにご提出ください。

#### ▶ こども支援課

### ○ 子ども医療費支給制度

中学校修了前までのお子さんがかかった医療機関の医療費の自己負担金を助成します。

この助成を受けるには、誕生日または転入日の翌日から15日以内に申請し、登録する必要があります。登録後に「子ども医療費受給資格者証」を交付します。

なお、保険外診療自己負担分等(健康診断・予防接種費用など)は対象になりませんので、ご注意ください。

#### ▶ 必要書類

- ・お子さんの保険証の写し
- ・受給者名義の金融機関の口座番号のわかるもの

#### ▶ こども支援課

### ○ 未熟児養育医療制度

出生体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま生まれたお子さんが指定養育医療機関に入院した場合、その医療費を一部負担します。

#### ▶ こども支援課

### ○ 出生連絡票

お子さんが生まれたら※出生連絡票をご提出ください。他市へ里帰りをしている方も入間市にご提出ください。

※出生連絡票は、妊婦健康診査助成券についています。

#### ▶ 地域保健課

### ○ 新生児・こんにちは赤ちゃん訪問事業

出生連絡票をもとに次のどちらかの方法で、生後4か月ごろまでに全戸訪問を行います。

新生児訪問(要予約)	助産師または保健師が家庭訪問をして、保健相談、新生児の体重測定、子育て支援に関する情報提供を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問(要予約)	新生児訪問を利用されなかった方に保健師等が子育てや予防接種の情報をもって訪問します。

#### ▶ 地域保健課

### ○ 電話・訪問・窓口相談・専門相談

妊産婦および乳幼児の健康・育児全般・発育発達に関する相談を受けています。

専門相談は、保健師がお話を伺ったあとに小児科医や心理士などの相談を紹介させていただきます。

### ○ 妊婦・乳幼児相談

健康福祉センターや各公民館の会場で、身体計測や保健師、栄養士、歯科衛生士等による育児相談などを行っています。

#### ▶ 地域保健課



## ● 乳幼児健康診査

- ▶ **受付時間** 午後1時～2時  
 ▶ **会場** 入間市健康福祉センター  
 ▶ **持ち物** 母子健康手帳、問診票等

※対象の方には健診日の約3週間前に個別通知します。

3～4か月児健診	身体計測、内科・整形外科診察、育児相談、育児の話
1歳6か月児健診	身体計測、内科・歯科診察、育児相談、むし歯予防の話
3歳児健診	身体計測、内科・歯科診察、尿・視聴覚検査、育児相談、むし歯予防・食事の話

▶ 地域保健課

## ● 2歳児歯科健診

むし歯になりやすいこの時期に、歯科健診、歯科指導、フッ素塗布等を行っています。また、この時期に合わせたトイレトレーニング等の紹介もしています。

- ▶ **受付時間** 午後1時～2時  
 ▶ **会場** 入間市健康福祉センター  
 ▶ **持ち物** 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、仕上げ用歯ブラシ、コップ、タオル

※対象の方には健診日の約3週間前に個別通知します。

2歳児歯科健診	身体計測、歯科指導、歯科健診、フッ素塗布、保健相談
---------	---------------------------

▶ 地域保健課

## ● 予防接種

予防接種予診票等は、生後2か月ごろまでに、3歳以降の予防接種については、年齢に応じて送付します。また、転入されたお子さんへは転入の翌月に送付します。なお、4歳未満のお子さんには、保健師が訪問してお渡し、もしくは郵送します。

▶ 地域保健課

### ▶ 定期予防接種

予防接種の種類	内容	対象年齢	接種が望ましい時期
B型肝炎	B型肝炎の予防	生後0か月～1歳未満	2か月～9か月未満
BCG	結核の予防	生後0か月～1歳未満	5か月～8か月未満
4種混合(1期)	百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオの予防	生後3か月～7歳6か月未満	3か月～1歳6か月
二種混合(2期)	ジフテリア・破傷風の予防	11歳～13歳未満	11歳～12歳
麻しん風しん混合(1期)	麻しん・風しんの予防	1歳～2歳未満	1歳になったらできるだけ早期に
麻しん風しん混合(2期)		小学校就学前の1年間	就学前年度の4月1日～3月31日
日本脳炎(1期)	日本脳炎の予防	生後6か月～7歳6か月未満	初回3歳追加4歳
日本脳炎(2期)		9歳～13歳未満	9歳
HPV(子宮頸がん予防)	子宮頸がん等の予防	小6～高校1年生相当(女子)	中学1年生
Hib(ヒブ)	Hib(ヒブ)感染症の予防	生後2か月～5歳未満	生後2か月～7か月未満に開始
小児用肺炎球菌	小児の肺炎球菌感染症(細菌性髄膜炎、肺炎など)の予防	生後2か月～5歳未満	生後2か月～7か月未満に開始
水痘	水痘の予防	1歳～3歳未満	1歳～1歳3か月未満に開始

※日程・医療機関等、詳しくは「広報いるま」、市公式ホームページ、「健康いるま」でお知らせします。

※日本脳炎は平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、接種期間が20歳の誕生日の前日まで緩和されています。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、2期の対象期間に、1期の未接種分を接種できます。

※HPV(子宮頸がん予防ワクチン)は、平成25年6月から積極的勧奨が控えられています。

## ● 食育教室(要予約)

子どもの月齢に合わせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ食育教室を行っています。

- はじめての離乳食
- 7か月からのもぐもぐ離乳食
- 9か月のかみかみ離乳食

▶ 地域保健課

## ● 9～10か月育児学級

心身の成長・発達の節目である生後9～10か月の時期に向けた育児学級を行っています。

▶ 地域保健課

## ● ふたご・みつごの会

ふたご・みつごのお子さんとその保護者・妊婦の方を対象に、交流の場を提供しています。

▶ 地域保健課

## ◦ 出かけよう

### ● 児童センター「アイクス」

どなたでも、自由に来館して遊べます。子育て支援の場としての事業や小・中学生向けの教室・クラブのほか、さまざまな催しを行っています。

・所在地…向陽台1-1-6 ☎04-2963-9611

#### ▶施設の概要

天体観測室、プラネタリウム室、おもちゃ図書館、無線室、工作室、遊戯室、幼児室、展示ホール、集会室

#### ▶利用案内

- ・開館時間…午前9時～午後6時
- ・休館日…毎週月曜日(祝日の時は翌日が休み)、年末年始

#### ▶プラネタリウム観覧料

	こども(小・中・高生)	おとな
一般投影・ドームシアター	50円	100円
学習投影・団体投影	免除申請により無料	

※幼児、障害者手帳(身体・知的・精神)提示の方と付き添いの方(一人)の観覧料は、無料です。



児童センター「アイクス」

### ▶投影開始時刻

	火～金	土・日・祝日	春・夏・冬休み
一般投影	午後3時	午前11時 午後3時	午前11時 午後3時
学習投影 団体投影	随時	————	————
ドームシアター	土曜日・日曜日・祝日・午後1時30分		

・天体観望会は、原則として毎月第3土曜日の午後7時から8時30分まで行っています。

※催し物等は「広報いるま」および公式ホームページ、児童センターだよりでお知らせしています。



▶児童センター ☎04-2963-9611

### ● 子育て支援センター(地域子育て支援拠点施設)

親子同士の交流や育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等を行っています。

#### ▶こども支援課

▶対象 おおむね3歳未満の児童とその保護者

名称	電話番号・所在地	開所曜日・時間 ※祝日除く	駐車場
子育て支援センターあおぞら	0120-770765 扇台4-5-19	月～金曜日 午前9時30分～午後3時30分	○
おおぎ第二保育園 子育て支援センターあおいとり	0120-083452 豊岡1-8-24	月～金曜日 午前9時30分～午後3時30分	○
茶々保育園 子育て支援センター	04-2964-6445 小谷田64	月～金曜日 午前9時～午後3時30分	○
こどものくに保育園 子育て支援センター	04-2963-0341 下藤沢1305-1	火～金曜日 午前9時30分～午後4時 土曜日 午前11時～午後4時	なし
あけぼの保育園 子育て支援センターあけぼの	04-2962-2428 東町1-8-5	月～金曜日 午前9時30分～午後3時30分	お問い合わせ ください
NPO法人 子育て家庭支援センターあいくる	04-2966-2848 豊岡1-8-39	月～金および第2・4土曜日 午前9時～午後3時	なし
子育て支援センターあん	04-2907-8319 仏子1089-30	月～金および第1・3土曜日 午前9時30分～午後3時30分	なし
おやこの遊びひろば(児童センター内)	04-2963-9611 向陽台1-1-6	水・木・金 午前9時～午後2時	○

●出張ひろば あいくる出張広場 はぴはぴ  
☎04-2966-2848(子育て家庭支援センターあいくる)

開催場所	所在地	開所曜日・時間 ※祝日除く	駐車場
二本木公民館	二本木256-1	月曜日	午前9時30分～ 午後2時30分
春日神社	春日町1-6-1	月曜日	
白髭神社内二区公会堂	野田563-2	火曜日	
入間市武道館	鍵山3-10-20	水曜日	
東藤沢公民館 ※第4水曜日のみ藤沢地区第6区公会堂	東藤沢3-19-19 下藤沢383-2	水曜日	
不動院前集会所	下藤沢975-3	木曜日	
藤の台公民館	上藤沢406-31	金曜日	
金子公民館	寺竹535-1	金曜日	



### ● 園庭開放

各公立保育所の庭を開放しています。保育所の庭で安心して遊べます。

※行事のある日は行っていません。

※民間保育園、私立幼稚園も園庭開放している施設があります。

▶ **こども支援課**

### COLUMN

#### 山仕事の広場

**場所**  
下谷ヶ貫996

※専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



加治丘陵の中にあり、木製遊具やテーブル、トイレ、水飲み場が設置されている広場。家族連れの散歩やピクニックなどで利用されています。

## いるまし いまむかし

昭和45(1970)年

茶どころ通り(新久)

## 預ける・通う

### ○ 保育施設など

#### ● 保育所(園)

保護者が働いていたり、病気になってしまったりして、家庭でお子さんの保育ができないとき、保育所(園)がかわって保育する施設です。

##### ▶ 入所要件

入所(園)できる児童は、「保育の必要性がある」ことが要件となります。

##### ▶ 保育時間・対象・年齢

施設によって異なりますので、詳しい保育時間は各施設にお問い合わせください。

※翌年度保育所入所案内は、「広報いるま」および市公式ホームページでお知らせします。

※保育料は、市の基準により決定しますので、施設ごとの差はありません。



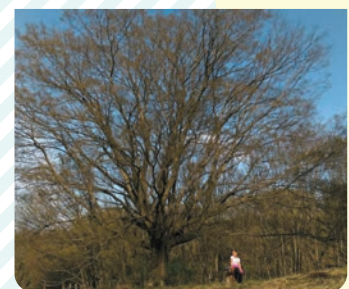
□ 保育幼稚園課

##### ▶ 公立保育所一覧

保育所名	電話番号	所在地	定員	対象年齢	開所時間 月～金	開所時間 土
豊岡保育所	04-2962-4493	扇町屋1-7-17	150	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
高倉保育所	04-2962-6160	高倉5-1-11	90	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
黒須保育所(公設民営)	04-2962-7301	宮前町8-18	90	8か月～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後2時
東金子保育所	04-2962-7881	新久487-2	90	57日～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
金子第一保育所	04-2936-0237	南峯75	120	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
金子第二保育所	04-2936-1655	花ノ木142	84	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
宮寺保育所	04-2934-2058	宮寺595-1	120	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
二本木保育所	04-2934-1701	二本木231-1	60	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
藤沢保育所	04-2962-4044	東藤沢8-12-27	120	57日～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
藤沢第二保育所	04-2962-3680	下藤沢276-1	120	57日～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
西武中央保育所	04-2932-2905	野田519	90	1歳児～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時



### IRUMA CITY PHOTOGRAPH GALLERY



狭山丘陵の春

▶民間保育園一覧

保育園名	電話番号	所在地	定員	対象年齢	開所時間 月～金	開所時間 土
おおぎ第二保育園	04-2963-0007	豊岡1-8-24	60	43日～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後2時
木の実保育園	04-2966-2155	河原町15-11-103	69	57日～	午前7時～ 午後8時	午前7時～ 午後8時
豊岡保育園	04-2962-3448	宮前町2-2	120	7か月～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後2時
しらすぎ保育園	04-2963-1564	春日町2-12-1	90	43日～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後7時
あけぼの保育園	04-2962-2428	東町1-8-5	120	43日～	午前7時～ 午後10時	午前7時～ 午後2時
いるま保育園	04-2962-8253	東町4-1-24	120	3か月～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後2時
茶々保育園	04-2964-5559	小谷田64	120	43日～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後7時
あけぼの保育園分園	04-2966-6730	小谷田653-1	29	1歳児～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後2時
ゆりかご保育園	04-2934-2967	宮寺3239-2	120	4か月～	午前7時～ 午後8時	午前7時～ 午後2時
どろんこ保育園	04-2962-5763	上藤沢547-1	70	43日～	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後6時30分
わかばの森保育園	04-2965-3003	上藤沢687-2	20	1歳児～2歳児	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後2時
むさしっこ保育園	04-2965-5872	下藤沢494-1	90	6か月～	午前7時～ 午後8時	午前7時～ 午後8時
こどものくに保育園	04-2963-0341	下藤沢1305-1	90	43日～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後3時
杏ほいくえん	04-2931-2000	仏子1113-1	90	57日～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後3時



IRUMA CITY  
PHOTOGRAPH GALLERY



国道16号夜景

## ◎ 地域型保育

保育認定を受けたお子さん(0歳～2歳児)を預かり、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育成する施設です。

※小規模保育…少人数(定員6～19人)を対象に、きめ細やかな保育を行います。

※保育料は市の基準により決定しますので、施設ごとの差はありません。

▣ 保育幼稚園課

### ▶ 地域型保育施設(小規模保育)一覧

施設名	電話番号	所在地	定数	対象年齢	開所時間 月～金	開所時間 土
すくすく保育園	04-2962-4351	東町5-6-5	19	43日～2歳児	午前7時～ 午後7時	休み
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	19	6か月～2歳児	午前7時30分～ 午後7時30分	午前7時30分～ 午後7時30分
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2586	下藤沢825-1	16	3か月～2歳児	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後7時
おひさま保育園	04-2933-1325	野田3047-19	11	10か月～2歳児	午前8時～ 午後6時	休み
夢の森ほのぼのハニー保育園	04-2936-9016	新光233-1	19	6か月～2歳児	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後6時30分

## ◎ 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

※保育料は市の基準により決定しますので、施設ごとの差はありません。

▣ 保育幼稚園課

### ▶ 認定こども園施設一覧

施設名	電話番号	所在地	定数	対象年齢	開所時間 月～金	開所時間 土
おおぎこども園 (保育部分)	04-2963-7707	扇台4-5-19	135	4か月～	午前7時～ 午後7時	午前7時～ 午後2時
おおぎこども園 (幼稚園部分)				3歳児～	午前8時30分～ 午後1時	早朝、午後、夕方、 土曜日の預かり 保育もあります (別途料金がかかります)。

## ○ 幼稚園

幼稚園は、満3歳から小学校就学前のお子さんを教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

### ● 私立幼稚園

市内の幼稚園の入園募集の申込みは、毎年11月ごろに行われます。  
詳しくは、各幼稚園に直接お問い合わせください。

### ▶ 保育幼稚園課

#### ▶ 私立幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号	定数	区分	保育時間	預かり保育
いるま幼稚園	久保稲荷1-25-3	04-2964-2498	312	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
めぐみ幼稚園	小谷田1-7-9	04-2962-2300	320	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
武蔵野音楽大学 武蔵野幼稚園	中神741-1	04-2932-1640	210	年長 年中 年少	午前9時30分～午後2時 (水・土曜日午前9時30分～ 午前11時30分)	あり
わかばの森幼稚園	上藤沢694-1	04-2962-6055	240	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
白梅幼稚園	下藤沢750-1	04-2963-0503	320	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
若杉幼稚園	下藤沢1281-11	04-2964-1292	280	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
角栄幼稚園	東藤沢4-15-20	04-2962-4578	280	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
元加治幼稚園	野田1585	04-2932-0184	280	年長 年中 年少	午前10時～午後2時	あり
あんず幼稚園	仏子1089-34	04-2932-6464	200	年長 年中 年少	午前9時～午後2時 月曜は午前9時～ 午前11時30分	あり



### IRUMA CITY PHOTOGRAPH GALLERY



彩の森入間公園の春

## ○ 一時的な預かりなど

### ○ 一時預かり保育

保護者が仕事や病気、出産、介護、冠婚葬祭の事情や、その他家庭保育が一時的に困難となった場合に、お子さんを保育所(園)等で預かります。

※利用料金等詳細については、ご希望の施設に直接お問い合わせください。

※直接施設に申込みをしてください(手続として申込書の提出、面接等があります)。

#### ▢ 保育幼稚園課

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
おおぎ第二保育園	04-2963-0007	豊岡1-8-24	3か月～	平日午前8時30分～午後4時30分
いるま保育園	04-2962-8253	東町4-1-24	8か月～	平日午前9時～午後4時
すくすく保育園	04-2962-4351	東町5-6-5	1歳～	平日午前7時～午後6時30分
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	1歳～	平日午前7時30分～午後7時30分 休日午前8時～午後7時 (ただし、第5日曜日を除く。また、夏季および年末年始に休みあり)
茶々保育園	04-2964-5559	小谷田64	離乳食終了児	平日午前8時30分～午後4時30分
どろんこ保育園	04-2962-5763	上藤沢547-1	3歳～	平日午前7時30分～午前8時30分および午後2時30分(月曜は午後12時30分)～午後6時30分。ただし、夏季休暇時(7/21～8/31)は午前7時30分～午後6時30分
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2586	下藤沢825-1	3か月～	平日午前8時～午後5時
藤沢保育所	04-2962-4044	東藤沢8-12-27	1歳～	平日午前8時30分～午後4時30分
藤沢第二保育所	04-2962-3680	下藤沢276-1	1歳～	平日午前8時30分～午後4時30分
夢の森ほのぼのハニー保育園	04-2936-9016	新光233-1	1歳～	平日午前8時30分～午後4時30分
NPO法人子育て家庭支援センターあいくる	04-2966-2848	豊岡1-8-39	6か月～3歳	平日午前9時～午後3時 月曜～金曜および第2・4土曜日

### ○ 病後児保育

病気の回復期で集団保育が困難なお子さんを、保護者の勤務などで保育ができない場合に、一時的に保育を行います。

※直接施設に申込みをしてください(手続として申込書の提出、面接等があります)。

#### ▢ 保育幼稚園課

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2583	下藤沢825-1	1歳～就学前	平日午前8時～午後5時

### ○ 休日保育

日曜日や祝日に保護者の勤務などで、児童の保育が必要な場合に、一日単位で保育園が利用できます。

※利用料金など詳細については、施設に直接お問い合わせください。

※直接施設に申込みをしてください(手続として申込書の提出、面接等があります)。

#### ▢ 保育幼稚園課

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	6か月～	休日午前8時～午後7時 (ただし、第5日曜日を除く。また、夏季および年末年始に休みあり。)

### ○ 子育て短期支援(ショートステイ)

保護者の病気、その他の理由により、家庭でお子さんを養育することができない場合の緊急措置として、一時的にお子さんを児童養護施設で預かります(利用にあたっては、事前申請と児童養護施設での面接が必要となります。また、利用者の所得に応じた負担金が発生します)。

#### ▢ こども支援課



## ◎ いるまファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いが必要な方(利用会員)と子育てのお手伝いができる方(提供会員)が会員登録をし、地域の中で子育てを助け合う有償ボランティア活動を行っています。

### ▶ 活動内容

保育所(園)・学童保育室の開始前や終了後の預かりや送迎、保護者の外出やリフレッシュのための預かり

※原則、病児の預かりは行いません。

### ▶ 対象

0歳～小学6年生まで(登録無料)

### ▶ 謝礼の基準額

平日	午前7時～午後7時	1時間700円
	上記以外	1時間800円
土日祝日 年末年始	終日	1時間800円

※交通費・おやつ代等は実費負担となります。

※当日にキャンセルする場合は、キャンセル料がかかります。

### ▶ 受付時間

月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

▶ いるまファミリー・サポート・センター(入間市社会福祉協議会内)  
☎04-2964-2666 FAX04-2963-1072

## ◎ 子育て援助活動支援事業利用料助成制度

ファミリー・サポート・センターおよび子育て緊急サポート事業の利用料の一部を助成します。

この制度を利用するには、事前に利用料助成登録が必要です。

### ▶ 対象

- 生活保護を受けている世帯
- 市町村民税が非課税である世帯
- 2人以上の児童がいる世帯(同月に2人以上の児童が利用した場合)

### ▶ 助成額

利用料の2分の1(1か月あたり1万円を限度とします。)

※交通費、飲食代、おむつ代等の実費分およびキャンセル料を除きます。

▶ こども支援課

## ◎ 家庭訪問型子育て支援 ホームスタートいるま

未就学の乳幼児が1人でもいる家庭に、週1回2時間程度、全4回を目安に研修を受けた子育ての経験者が訪問する無償のボランティア活動です。

▶ 家庭訪問型子育て支援 ホームスタートいるま  
(入間市社会福祉協議会内) ☎04-2937-3217

## ◎ 子育て緊急サポート事業

病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、緊急を伴う預かりや送迎を行う、利用会員とサポート会員による会員同士の相互援助(有償)活動です。

※利用する場合は、会員登録(無料)が必要です。登録は、ホームページからできます。

<http://byoujihuiku.shinogi.jp/>

▶ 対象 0歳～小学6年生まで

▶ 謝礼の基準額



終日	午前8時～午後8時	1時間1,000円
	上記以外	1時間1,200円
宿泊	午後6時～翌午前9時	1泊10,000円

※前日、当日に取消する場合は、キャンセル料がかかります。

### ▶ 受付時間

午前7時～午後8時(土日祝日可※年末年始を除く)

▶ 緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

## ◎ 小・中学校

### ◎ 市内の公立小・中学校

#### ▶ 小学校一覧

学校名	電話番号	所在地
豊岡小学校	04-2964-5286	向陽台1-1-14
東町小学校	04-2964-2220	向陽台2-1009-3
黒須小学校	04-2964-4451	春日町2-14-60
高倉小学校	04-2964-5288	高倉4-14-7
扇小学校	04-2962-9005	久保稲荷4-1195-2
東金子小学校	04-2964-3742	小谷田1524
新久小学校	04-2936-0114	新久500
金子小学校	04-2936-0211	西三ツ木150
宮寺小学校	04-2934-2014	宮寺594-1
狭山小学校	04-2934-2077	二本木65-1
藤沢小学校	04-2962-5252	上藤沢384
藤沢南小学校	04-2962-1921	上藤沢52
藤沢東小学校	04-2962-8201	東藤沢7-9-1
藤沢北小学校	04-2963-1601	東町7-1-19
西武小学校	04-2932-0454	野田512
仏子小学校	04-2932-1201	仏子165

#### ▶ 中学校一覧

学校名	電話番号	所在地
豊岡中学校	04-2962-5274	向陽台2-1-20
東町中学校	04-2965-2631	向陽台2-1-22
黒須中学校	04-2963-7501	鍵山3-13-17
向原中学校	04-2963-2131	久保稲荷3-34-1
東金子中学校	04-2962-7118	小谷田451-1
金子中学校	04-2936-0131	西三ツ木187
武蔵中学校	04-2934-2234	宮寺3193
上藤沢中学校	04-2963-2677	上藤沢146-2
藤沢中学校	04-2962-7214	下藤沢1263-1
西武中学校	04-2932-2101	仏子960-1
野田中学校	04-2932-7301	野田1741

## 入学通知

4月から小・中学校1年生になるお子さんのいる家庭には、入学前の1月中に学校教育課から「入学通知書」を送付し、入学式の日程などをお知らせします。なお、次のときは学校教育課にお問い合わせください。

- ①入学通知書が届かないとき
- ②入学通知書を受け取った後に転居・転出するとき
- ③国・私立の小・中学校に入学するとき(入学承諾書等を提出)
- ④病弱・発育不全・その他やむを得ない理由のため入学できないとき
- ⑤入学通知書の氏名・生年月日等に誤記があるとき

### ▶ 学校教育課

## 就学時健康診断

小学校への入学に先立って、お子さんの健康診断を各小学校で実施します。これは、お子さんが就学後、健康で安全な学校生活が送れるように実施するものです。

※10月～11月ごろ実施します。

### ▶ 学校教育課

## 転出入学

### ●市外から転入したとき(市内で転居したとき)

市民課へ転入届または転居届を提出したあとに「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を学校教育課にお持ちください。就学する学校への「転入学通知書」を交付しますので、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」とともに転入する学校にお持ちください。また、学区内で転居した場合も、手続きが必要な場合がありますので、転居届を提出したあと、学校教育課へお立ち寄りください。

### ●市外へ転出するとき

市民課へ転出届を提出したら、「転出証明書」を受け取り、在学していた学校に転校の申し出をすると、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」が発行されますので、転出先の教育委員会にお持ちください。

### ▶ 学校教育課

## 指定校外就学・区域外就学について

市立小・中学校には通学区域があり、お子さんの住所により、就学する小・中学校が指定されています。お子さんの心身状況や家庭の事情、引越し等の理由により、指定校以外の学校に通学させたいという希望がある方は、学校教育課にご相談ください。

### ▶ 学校教育課

## 学童保育室

保護者が就労などにより家が常時留守となる児童を学童保育室で保育を行います。

### ▶ 対象児童

小学1年生～6年生

### ▶ 保育時間

月～金曜日は、下校時～午後6時まで。延長が必要な場合は、下校時～午後6時30分まで。土曜日・学校休業日は、午前8時30分～午後6時まで。延長が必要な場合は、午前8時～午後6時30分まで。

### ▶ 保育料

月額7,000円(所得税非課税世帯で市民税課税世帯は、3,000円、非課税世帯等は0円)

### ▶ 青少年課

### ▶ 学童保育室一覧表

保育室名(クラブ名)	電話番号	所在地	定員
豊岡学童保育室 (ひまわり学童クラブ)	2962-7871	向陽台1-1-14 豊岡小学校校地内	70人
東町学童保育室 (トトロ学童クラブ)	2963-8515	向陽台2-1009-3 東町小学校校地内	55人
東町第二学童保育室 (トトロ第二学童クラブ)	2963-8515	向陽台2-1009-3 東町小学校校地内	40人
黒須学童保育室 (どんぐり学童クラブ)	2964-9925	春日町2-14-59 黒須小学校隣接地	70人
高倉学童保育室 (つくしんぼ学童クラブ)	2963-1806	高倉4-6-17 高倉公民館前	70人
扇学童保育室 (あおぞら学童クラブ)	2964-7899	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	60人
扇第二学童保育室 (あおぞら第二学童クラブ)	2965-5511	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	50人
東金子学童保育室 (あすなる学童クラブ)	2964-0514	小谷田1465 東金子小学校校地内	70人
新久学童保育室 (ちゃのはな学童クラブ)	2936-5128	新久500 新久小学校校地内	60人
金子学童保育室 (やまびこ学童クラブ)	2936-3271	西三ツ木150 金子小学校校地内	50人
金子第二学童保育室 (やまびこ第二学童クラブ)	2936-5290	西三ツ木150 金子小学校校地内	40人
宮寺学童保育室 (やまなみ学童クラブ)	2934-4118	宮寺594-1 宮寺小学校校地内	35人
狭山学童保育室 (狭山なかよし学童クラブ)	2934-4986	二本木71-1 狭山小学校校地内	70人
藤沢学童保育室 (藤沢なかよし学童クラブ)	2964-1306	上藤沢384-3 藤沢小学校校地内	40人
藤沢南学童保育室 (たけのこ学童クラブ)	2965-3749	上藤沢37-2 藤沢南小学校校地内	40人
藤沢南第二学童保育室 (たけのこ第二学童保育室)	2965-3749	上藤沢37-2 藤沢南小学校校地内	40人
藤沢東学童保育室 (ふたば学童クラブ)	2963-4112	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校校地内	70人
藤沢北学童保育室 (たんぼ学童クラブ)	2964-3718	東町7-10-20 東町公園隣接地	70人
西武学童保育室 (なかよし学童クラブ)	2932-2701	野田498 西武小学校校地内	40人
西武第二学童保育室 (なかよし第二学童クラブ)	2932-2701	野田498 西武小学校校地内	40人
仏子学童保育室 (さくら学童クラブ)	2932-8877	仏子433-1 仏子小学校校地内	50人

## ○ 奨学金制度

### ○ 遺児奨学金の支給

不慮の災害等により、保護者を失い、経済的理由によって修学困難な遺児を対象に、奨学金の支給を行っています。

#### ▶ 資格

- ①両親または父母の一方を失った方
- ②市内に住所を有し、居住している方
- ③保護者が市内に住所を有し、居住していること
- ④高等学校に入学決定または在学中の方
- ⑤学校長が推薦する成績良好な方

#### ▶ 支給額

月額5,000円

上記資格が発生した場合は、随時受け付けています。

▶ 学校教育課

### ○ 奨学資金の貸付

経済的理由によって修学困難な生徒・学生を対象に、奨学資金の貸付けを行っています。

#### ▶ 資格

- ①市内に住所を有し、居住している方
- ②保護者が市内に住所を有し、居住していること
- ③高等学校以上に入学決定または在学中の方
- ④学校長が推薦する成績良好な方
- ⑤連帯保証人のある方

#### ▶ 貸与額

- 高等学校(高等専門学校も含む)  
入学一時金…100,000円以内  
奨学金月額…10,000円以内
- 大学(短期大学、専門学校も含む)  
入学一時金…200,000円以内  
奨学金月額…20,000円以内

#### ▶ 認定基準

世帯の収入、家族構成などを考慮し決定します。

#### ▶ 返還

卒業後7年以内

▶ 学校教育課

## 青少年教育

### ○ 青少年育成団体

#### ○ 青少年健全育成

市内11中学校区(地区)ごとに、青少年健全育成推進会を設け、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めています。

主な活動はあいさつ運動、いじめ撲滅・非行防止の啓発活動、環境美化、街頭パトロール、講演会、研修会等です。

▶ 青少年課

#### ○ 元気な入間っ子を育てる地域支援連絡会

完全学校週5日制に対応し、青少年を地域ぐるみで育てるために、平成14年度から「元気な入間っ子を育てる地域支援事業」を実施しています。

この事業は、青少年が地域の人たちとスポーツ、レクリエーション、文化活動などを楽しみながら、様々な人と交流する場を作っていくものです。運営しているのは、各地区公民館を中心に地域の各種団体で構成される「元気な入間っ子を育てる地域支援連絡会」により、それぞれ特色ある事業を展開しています。

▶ 青少年課

#### ○ 子ども会・子ども会育成会連絡協議会

11地区の子ども会育成会連絡協議会を中心に、それぞれの子ども会が、子ども達(主に小学生)の生きる力や豊かな人間性を育む様々な活動をしています。

また、子ども会を卒業した中学生や高校生が、ジュニアリーダーとして、郷土かるた大会など子ども会活動をサポートしています。

▶ 青少年活動センター

#### ○ 青少年相談員

18~36歳(高校生を除く)の青年が、子ども達の良きお兄さん、お姉さんとして、青少年健全育成を目的としたキャンプや交流事業を行っています。

▶ 青少年活動センター

#### ○ ボーイ・ガールスカウト

子ども達の向上心、ボランティア精神を養うことを主な目的として、4団のボーイスカウトと2団のガールスカウトが活発な活動を続けています。

▶ 青少年活動センター

## ○ 青少年活動センター

青少年(小学1年生～17歳)が、生活体験、社会体験、自然体験等の多様な活動を通して、生きる力を育む施設です。

▶所在地 小谷田1681-1

☎04-2962-1005 FAX04-2962-1073

電子メール ir343022@city.iruma.lg.jp



青少年活動センター

### ○ 利用対象者

入間市内および所沢市、狭山市、飯能市、日高市の青少年または青少年活動指導者の団体、青少年の健全育成を目的とする団体などです。

### ○ 施設の概要

- 本館(宿泊室、調理実習室、食堂兼多目的ホール、講堂、音楽室、工芸室、学習室、浴室)
- 野外活動施設(炊事場、キャンプ場、営火場)
- スポーツ施設(体育館、運動場)

### ○ 利用案内

▶利用時間 午前9時～午後10時

▶利用申し込み

利用する日の前月の1日から受け付けします。(宿泊を伴う利用の場合は、3カ月前の1日から受け付けします)

• 受付時間 午前9時～午後5時15分(電話申込不可)

▶使用料 無料

▶休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

▶青少年活動センター ☎04-2962-1005

### ○ むささび食堂

市民スタッフと大妻女子大学に協力いただき、調理体験や食事体験、工作体験、宿題指導、遊び場の提供といった、子どもの居場所づくり活動を行っています。

▶場所 青少年活動センター

▶対象 市内在住・在学の青少年(小学生から高校生)

※未就学児、保護者、成人も可

▶参加料 青少年100円(お手伝いにより無料)

大人300円



▶青少年活動センター

## ○ 相談・支援

### ○ 就学支援

#### ○ 就学相談

4月に小学校へ入学予定で、障害がある児童・障害があると思われる児童の保護者を対象に、就学相談を行います。この相談は、お子さんの生活や就学に関するを中心に、教育上の悩みや不安がある保護者とともを考えるものです。

入学・進級・進学に向け、不安や心配等のあるお子さんについて相談を行っています。

▶教育センター ☎04-2964-8355

#### ○ 就学援助

入間市立小・中学校に通うお子さんの保護者または入間市立小・中学校へ入学する予定のお子さんがある保護者のうち、経済的に困りの方に対し、学校に必要な諸経費の援助を行っています。世帯の収入、家族構成等を考慮して決定します。

#### ▶援助する費用

給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学用品等の一部

※希望する方は、申請書が各小・中学校または学校教育課にありますので、必要事項を記入のうえ、学校または学校教育課に提出してください。

▶学校教育課

#### ○ 特別支援学級

障害がある児童・生徒のための学級で、市内には全小学校、中学校6校に設置されています。

▶学校教育課

#### ○ 特別支援教育就学奨励費

所得や世帯状況に応じ、特別支援学級等に在籍する児童・生徒の学用品購入費等の援助を行っています。

▶学校教育課

#### ○ 埼玉県立狭山特別支援学校

日高市、狭山市、入間市、飯能市を学区とした知的障害児のための小・中学部の特別支援学校です。

▶埼玉県立狭山特別支援学校 ☎04-2953-1612  
狭山市笹井2958

#### ○ 埼玉県立入間わかさ高等特別支援学校

高等部生徒の自立と社会参加の実現に向け、普通科と職業学科を併置した高等特別支援学校です。

▶埼玉県立入間わかさ高等特別支援学校 ☎04-2941-5771  
小谷田745-1

#### ○ 埼玉県立日高特別支援学校

小・中・高等部併設の肢体不自由児の特別支援学校です。また、通学が困難な子どもたちのために訪問教育も行っていきます。

▶埼玉県立日高特別支援学校 ☎042-985-4391  
日高市高富59-1

## ◎ 適応指導教室(ひばり教室)

不登校あるいは不登校傾向の児童・生徒を対象に、自主学習を中心に、さまざまな、体験的学習などを経験させ、学校復帰を支援し、個々の自己実現が図れるよう指導・援助をする教室です。

▶ 教育センター ☎04-2964-8355

## ◎ 通級指導教室(茶おちゃお・ちゃいむ・ちゃんす)

幼児・児童・生徒の個別または小集団で、コミュニケーション能力を高めたり、感情のコントロールをできるようにしたりする支援を行う教室です。

### ● 茶おちゃお

小学校未就学児で、発達あるいは言葉の遅れが気になるお子さん(主に年少～年長)を対象に、1回が1時間程度(月に1～2回程度)個別のニーズに応じてグループ活動または、個別活動を行います。

▶ 教育センター

### ● ちゃいむ教室(小学校)・ちゃんす教室(中学校)

お子さんと個別または小集団で関わり、コミュニケーション能力を高めたり、感情をコントロールできる力を身につけたりして、生活をやすくしていくための支援をしていきます。通常学級に在籍しながら、週に1～2時間程度通います。(現在、市内全小中学校で通級指導を行っております。)

▶ 教育センター

## ◎ 小・中学生に関する悩みごと相談

学校、勉強、友達、性格など悩みごと全般について、相談の直通専用電話(04-2964-7830なやみゼロ)を開設しています。教育センターの専門の相談員が、電話や窓口で悩みごとの相談に応じています。

▶ 教育センター

## ◎ いじめ・不登校等相談

市内全ての中学校のさわやか相談室に、保護者の相談窓口として、直通の電話を設置してあります。

学校名	相談室直通電話	学校名	相談室直通電話
豊岡中学校	2966-5533	黒須中学校	2966-5588
金子中学校	2936-0200	東金子中学校	2966-7733
武蔵中学校	2934-8818	上藤沢中学校	2965-8877
藤沢中学校	2966-5522	東町中学校	2965-6655
西武中学校	2933-0888	野田中学校	2933-0022
向原中学校	2966-7722		

▶ 学校教育課

## ◎ スクールカウンセラーによる専門的な相談

市内中学校の臨床心理士資格を持つスクールカウンセラーが心理や発達に関する専門的な相談に応じます。勤務は、月1日から4日と限りがありますので、事前に担任の先生やさわやか相談員にお問い合わせください。

▶ 学校教育課

## ◎ 家庭児童相談

### ◎ 家庭児童相談室

お子さんの養育やご家庭に関する様々な相談に応じています。お子さんが健やかに成長されるよう、相談員が解決の方法と一緒に考えていきます。

#### ● こんなときは、迷わず相談してください。

- ・ どうやって子育てしてよいか分からない。
- ・ 子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
- ・ つい子どもを叩いたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・ 精神的、身体的に自分のことで精一杯で、子育てができない。など

#### ▶ 受付時間

月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

▶ こども支援課

### ◎ 所沢児童相談所

埼玉県の相談機関として、子どもについての相談に応じ、問題解決に必要な指導援助を提供します。面接による相談は、事前に予約が必要です。

#### ▶ 受付時間

月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後6時15分

▶ 所沢児童相談所 ☎04-2992-4152

### ◎ 虐待かもと思ったら

虐待を発見し防止することが、子どもばかりではなく親も救うことになります。

▶ 児童相談所 全国共通ダイヤル いちばやく 189

▶ 上記時間帯以外は休日夜間児童虐待通報ダイヤル

☎048-779-1154

## ● COLUMN ●

### 毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止活動の「オレンジリボン」



を活用して、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を集中的に実施します。

「オレンジリボン」のオレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

## ○ ひとり親家庭のために

### ○ 児童扶養手当

離婚や死別などによって、父または母がいない家庭でお子さんを養育している方や、父または母が一定の障害の状態にある家庭でお子さんを養育している方に手当を支給します(所得制限があります)。

#### ▶ 支給対象

18歳に達した年度末(一定の障害があるお子さんは20歳未満)まで。

▶ こども支援課

### ○ ひとり親家庭等医療費支給制度

18歳に達した年度末までのお子さん(一定の障害がある場合は、20歳まで)を養育しているひとり親家庭等の方に、医療費を支給します(所得制限があります)。

▶ こども支援課

### ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の父または母、父母のいない20歳未満のお子さん、寡婦を対象に、経済的な自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金を埼玉県が貸付しています(一部所得制限があります)。

▶ 埼玉県西部福祉事務所 ☎049-283-6800

### ○ 高等職業訓練促進給付金

児童扶養手当受給者、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の父または母が、看護師や介護福祉士などの国家資格等を取得するために養成機関で修業する必要がある場合に支給します。

※申請には、事前相談が必要です。

▶ こども支援課

### ○ 自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者、または同等の所得水準にあるひとり親家庭等の父または母が、就労に必要な技能を身に付けるための講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。

※申請には、事前相談が必要です。

▶ こども支援課

### ○ ひとり親家庭等の相談

児童を養育しているひとり親家庭等の悩みごとや生活の安定をめざした就労支援、資格取得の相談などを母子・父子自立支援員が行っています。

▶ こども支援課

### ○ JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当受給者またはその世帯員が、JR定期乗車券を購入する場合、3割引になります。学生割引が利用できる場合は、学生割引が優先となります。

▶ こども支援課

### ○ 母子・父子福祉センター(埼玉県)

ひとり親家庭の様々な相談に応じ、女性弁護士による法律相談等、問題解決に必要な援助を提供しています。

詳しくは、西部母子・父子福祉センターまでお問い合わせください。

▶ 西部母子・父子福祉センター ☎049-283-7991

## ○ 障害のあるお子さんのために

障害のあるお子さんとその家庭を支援するため、様々な取り組みを行っています。

種類	名称	相談内容	担当課
手帳	身体障害者手帳	国が定める身体障害の基準に該当すると認定された方に交付される手帳です。障害の種類や程度によって1級から6級まで区分されており、等級などに応じて各種の福祉サービスを利用することができます。	障害者支援課
	療育手帳	埼玉県が定める知的障害の基準に該当すると判定された方に交付される手帳です。障害の程度により④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)に区分されており、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。	障害者支援課
	精神障害者 保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象とした手帳です。障害の程度により1級から3級まで区分されており、等級に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。	障害者支援課
手当	重度心身障害者 福祉手当	在宅の重度心身障害者の方に支給します。ただし、施設に入所している方は対象外となります。	障害者支援課
	障害児福祉手当	身体または精神に障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんに手当を支給します。ただし、施設に入所している方や障害を支給事由とする公的年金を受給している方は対象外となります(所得制限があります)。	こども支援課
	特別児童扶養手当	身体または精神に障害がある20歳未満のお子さんを育てている方に、手当を支給します。ただし、お子さんが障害による公的年金を受けられる場合や、施設に入所している場合は対象外となります(所得制限があります)。	こども支援課
	難病者福祉手当	埼玉県から指定難病医療受給者証(県単独指定難病医療受給者証を含む)、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証の交付を受けている方に手当を支給します。ただし、施設に入所している方や福祉手当等を受給している方は対象外となります。	障害者支援課

種類	名称	相談内容	担当課
助成	重度心身障害者医療費助成制度	心身に障害のある方に、医療費の一部負担金(附加給付・高額療養費を除く)を助成します。ただし、助成を受ける方に一定の所得がある場合は対象外となります(所得制限があります)。	障害者支援課
	自立支援医療制度(育成医療)	18歳未満の身体に障害のある方等に、手術等の医療費の一部を負担します。	障害者支援課
	自立支援医療制度(精神通院)	精神疾患の治療を受けている場合に通院による医療費の一部を負担します。	障害者支援課
	小児慢性特定疾病医療費助成制度	慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等のご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。	狭山保健所 04-2954-6212
	小児慢性特定疾病児童等助成金	埼玉県から小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に年額15000円を助成しています。ただし、障害児福祉手当、重度心身障害者福祉手当、難病者福祉手当を受けている方は対象外となります。	こども支援課
	難聴児補聴器購入の助成	言語の習得および教育等における健全な発達を支援するため、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない、軽・中度難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。ただし、購入後の申請は受け付けられないため、必ず購入前に障害者支援課にご相談ください。 <b>▶対象者</b> 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない、市内に住所を有し、かつ居住する18歳未満の難聴児で、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が認めている方です。ただし、労働者災害補償保険その他法令により、補聴器の助成を受けている方は、対象外となります。	障害者支援課
心身障害者扶養共済制度	心身障害児・者を養育している保護者の将来への不安を軽減することを目的とした制度です。	障害者支援課	

## ◎ 障害児相談支援事業所

福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介等の相談支援を行います。また、事業所が、障害福祉サービス、地域相談支援を利用する場合にサービス等利用計画を作成し、所定の期間ごとに計画を見直す計画相談支援を行います。

▶ 障害者支援課

## ◎ 障害児通所支援

### ● 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### ▶ 対象者

療育の観点から集団教育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

### ● 医療型児童発達支援

児童発達支援および治療を行います。

#### ▶ 対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

### ● 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

#### ▶ 対象者

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園および大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児

### ● 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### ▶ 対象者

重度の障害の状態、その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

### ● 保育所等訪問支援

集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

### ▶ 対象者

保育所、その他の児童が集団生活を営む所定の施設に通う障害児であって、その施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

▶ 障害者支援課

## ◎ 児童発達支援「元気キッズ」

発達の遅れや障害のあるお子さんとその保護者を対象にした事業です。お子さんには、運動やあそびを通して、一人ひとりの発達や障害に適した支援を行います。保護者には、育児に関する不安を軽減するため、専門家による相談等も実施しています。

幼稚園・保育所(園)と併用して通うこともできます。

### ▶ 対象

市内在住の小学校就学前のお子さんとその保護者

### ▶ 活動日

月～金曜日 小グループでの療育活動(土日に行事等を行う場合もあります。)



▶ こども支援課(元気キッズ) ☎04-2968-7785

次ページに続く

## ◎ 西部地域療育センター

専門的な知識を有する作業療法士、臨床心理士等がアセスメントを行い、個別療育により発達を促す支援を行います。

### ▶ 対象者

発達障害の特性が気になる就学前から小学3年生まで

▶ 西部地域療育センター ☎2941-6172

仏子1495-10N S 12ビル2階

## その他

### ◦ 使ってみよう

#### ◎ 赤ちゃんの駅

乳幼児と一緒に安心して外出ができるよう公共施設や民間施設に授乳やおむつ替えスペース「赤ちゃんの駅」を設置しています。「赤ちゃんの駅」は、埼玉県ホームページで検索できます。

設置施設入口には下記のステッカーを表示しています。



#### ◎ 移動式赤ちゃんの駅

子育て家族が安心して市内開催イベント等に参加できるよう、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台等のセット「移動式赤ちゃんの駅」を無料で貸し出します(要申請)。

### ▶ 対象

市内で団体等が開催する乳幼児を連れて参加できるイベント主催者

▶ こども支援課

#### ◎ パパ・ママ応援ショップ優待制度

協賛店でスマートフォンアプリまたは、優待カードを提示すると、お店で割引等のサービスが受けられます。スマートフォン等をお持ちでない方には、配布窓口にて優待カードをお渡ししています。

### ▶ 対象

・18歳(18歳に達した年度末まで有効)までのお子さん、または、妊娠中の方がいる家庭に配布しています。

### ▶ 配布窓口

- ・こども支援課 ・健康福祉センター
- ・市内各支所



※優待カードの受け取りの際は、健康保険証など、お子さんの住所や年齢が確認できるものをお持ちください。妊娠中の方は、母子健康手帳をお持ちください。

▶ こども支援課

#### ◎ 入間市コミュニティバス「ていーろーど」「ていーワゴン」

小学生の運賃は半額になります。

詳しくは、124ページ

▶ 都市計画課

## 子育てわくわくマップを発行!



「子育てわくわくマップ」は、子育てするママたちの視点で情報を集めて、市民団体により毎年発行しています。遊び場情報、サークル情報、病院情報など、子育てする上で役立つ情報が満載。ぜひ、参考にご覧ください。

**頒布場所** 福祉の店(市役所内)、ドリームカフェ(健康福祉センター内)、NPO法人子育て家庭支援センターあいくる、こどものくに保育園、茶々保育園子育て支援センター 他

**価 格** 500円

**問い合わせ** いるま子育て情報発信隊  
<https://irumap.net/>  
 関谷 ☎080-1342-3354





# 福祉

ここでは、地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉などをご案内します。

## 生活上のご相談は

### 民生委員・児童委員

市内各地区に、民生委員・児童委員がいます。地域住民の福祉向上のため、住民の立場に立って相談に応じ、助言や情報の提供をしています。生活上の問題等、何か困ったことがありましたら、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

▶ 福祉総務課

### 生活困窮者自立支援制度

「収入が足りない」「家賃が払えない」「仕事がない」など、経済的な困りごとの相談窓口を設けています。

専任の相談員が相談者の事情に応じたプランを作成し、自立を支援します。

住居確保給付金の支給や就労に向けた支援も行っています。

生活全般にわたる困りごとや不安を抱えている方は、ぜひご相談ください。

▶ 生活支援課

## 地域福祉

### 市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住みよい地域社会をつくるため、住民の皆さんと関係者の参加協力のもとに、ふれあいの福祉事業を進めていく民間の組織です。

▶ 市社会福祉協議会事務局 ☎04-2963-1014

### ボランティア活動

市の福祉活動は、ボランティアの皆さんによって支えられています。ボランティア活動の相談は、ボランティアセンター(☎04-2964-0486)へ。

### あんしんサポートねっと(福祉サービス利用援助事業)

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。(この事業は社会福祉法に定められた「第二種社会福祉事業」です。)

- 相談は無料です。(利用にあたっては利用料金がかかります。)
- 利用についての相談は、市社会福祉協議会でを行っています。

▶ 市社会福祉協議会事務局

### 福祉困りごと何でも相談

例えば、困っている事があるけどどこに相談して良いかわからない、利用できる制度や窓口を知りたい、引きこもりの家族がいて心配など、福祉に関する困りごとについて専門のコーディネーターが相談にのります。

- 相談は無料です。
- 市社会福祉協議会 福祉困りごと何でも相談支援センター (☎04-2964-2788)

▶ 市社会福祉協議会事務局

### 人権擁護委員

すべての国民に与えられている基本的人権を擁護し、また、侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合は救済のため適切な処置をする人権擁護委員の制度があります。市内には12人の委員がいます。

▶ 市民相談室(人権推進課)



福祉

## 生活保護

病気やその他の事情で生活に困っている方々に対して、その状況に応じ、必要な保護を行うとともに、自立の援助をする制度です。

### 生活保護を受けるには

最低限度の生活を維持するために、自分のもっている能力(働くこと)、資産(預貯金、土地等)、その他の援護制度等を活用し、また、扶養義務者(親、兄弟等)からの援助を受けても、なお、生活に困るときには生活保護を受けることができます。

### 生活保護の決定

国の定めた最低生活費とその世帯の収入を比較して決定します。

### 生活保護の種類

- 生活扶助…衣食その他日常生活に必要な費用
- 住宅扶助…家賃、地代、住宅補修等に必要な費用
- 教育扶助…小・中学校に通う児童の学用品費、給食費など義務教育を受けるのに必要な費用
- 介護扶助…介護に必要な費用
- 医療扶助…けがや病気の治療に必要な費用
- 出産扶助…出産に必要な費用
- 生業扶助…生業や技能修得に必要な費用
- 葬祭扶助…葬儀に必要な費用

▶ 生活支援課

## 生活つなぎ資金貸付制度

所得の少ない世帯で、臨時的出費または収入欠除等のために、生活を一時的につなぐための応急的な資金を必要とするときの資金制度です。

### ▶ 対象

所得の少ない世帯で本市に住所を有し、かつ住民登録されている方。原則として連帯保証人が必要。

▶ 貸付限度額 10万円以内

▶ 利率 無利子

※貸付についての相談は、市社会福祉協議会でしています。

▶ 市社会福祉協議会事務局 ☎04-2963-1014

### 緊急生活資金

生活保護法による保護の申請を行い、保護が適用されるまでの間、手持金がなく、生活に支障をきたす恐れがある極限的な生活困窮者に対して、暫定的援護措置として緊急生活資金を貸し付けます。

▶ 対象 生活保護を申請し保護決定の見込みがある者

▶ 貸付け限度額 10万円以内(ただし、単身世帯は5万円以内)

▶ 利率 無利子

※貸付についての相談は、市社会福祉協議会でしています。

▶ 市社会福祉協議会事務局

## 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金は国と県の補助金を財源として運営している貸付制度です。

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯、低所得世帯等の方々が自立して安定した生活を営めるようにすることを目的としています。

▶ 資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活福祉資金

### ▶ 利率

年1.5%~3%。但し、連帯保証人がいる場合(不動産担保型生活福祉資金を除く)、教育支援資金、緊急小口資金については無利子。

※なお、条件等については変わる場合があります。

▶ 市社会福祉協議会事務局

いるまし いまむかし



昭和37(1962)年  
広瀬学氏 提供



すずらん商店街(東藤沢)

グループ名	主な活動内容	定例会	会費
地区ボランティア	高齢者配食サービス、あるいはふれあい・いきいきサロンを開催。地区の公民館事業等の協力や地域内の福祉施設でのボランティア。	———	———
友愛会	年間を通し、市内70才以上の単身および市内福祉施設の利用者の方々への励ましの通信活動。	必要に応じ	年額 300円
点訳入間六ツ星会	視覚障害者の方への図書・市事業支援・情報サービスに伴う点訳を行うとともに、併せて相互の親睦を図り交流を深める。	1カ月に1回	年額1,000円
入間市手話の友の会	手話の学習。聴覚障害者の会と交流を深め、聴覚障害者全体の諸問題を学び、その福祉向上・発展に協力する。聴覚障害者の会の事業への参加。	毎週1回(昼・夜)	年額2,400円
入間市朗読ボランティアグループ「はづき」	視覚障害者の方への録音CD作成(広報いるま・社協だよりなど)および市内福祉施設への訪問朗読、広く障害者の方への理解を深め、社会福祉に奉仕する。	1カ月に1回	年額 500円
入間市視覚障害者ガイドヘルプの会「あいあい」	視覚障害者の生活圏を広げるため、ガイドヘルプ(外出介助)や交流を通じて、地域福祉の向上に寄与する。各種団体・学校が行う福祉体験学習の協力。	隔月に1回	年額1,000円
精神保健ボランティアグループ「ひばり」	心の病をもつ人と共に生きる地域社会を創りだすことを目的に、ボランティア活動を通じて市内作業所や当事者活動を支援する。	1カ月に1回	年額1,000円
入間市要約筆記サークルグリーンペン	聴覚障害者に関する諸問題を学び、その福祉向上に協力する。要約筆記普及のための活動を行い、技術向上に努める。	1カ月に1回	年額2,400円
入間傾聴ボランティア「そよ風」	市内高齢者福祉施設、また個人宅への訪問による傾聴ボランティア活動を行う。一人暮らしでさびしい、話を聴いてほしい、認知症をはじめとする様々な方への傾聴を目指し技術向上に努める。	1カ月に1回	年額1,000円
いるまねこの会	地域猫の推進、地域で増えすぎた猫に関する相談・アドバイス、不妊去勢手術の必要性の啓発等をおこなう。	1カ月に1回	年額1,000円
障がい者サポーターの会「和」	障がい者の余暇活動などのサポートをおこなう。	1カ月に1回	年額1,000円

▶ 市ボランティアセンター ☎04-2964-0486 FAX04-2963-1072 または 市社会福祉協議会事務局

## 障害の手帳と障害福祉サービス等

### ● 身体障害者手帳

目・耳・手・足など体の障害、あるいは、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・免疫の機能に障害がある方が、各種援護を受けるのに必要な手帳です。

#### ▶ 申請に必要なもの

申請書、診断書(障害者支援課にあります)、印鑑

※申請に必要な診断書にかかる費用については助成制度があります。

### ● 療育手帳

知的障害のある方が、各種援護を受けるために必要な手帳です。児童相談所か県総合リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所)で知的障害と判定された方に交付されます。

### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、各種援護を受けるために必要な手帳です。医師の診断書をもとに、埼玉県立精神保健福祉センターが判定を行います。

#### ▶ 申請に必要なもの

申請書、診断書または障害年金証書と直近の年金振込通知書、印鑑 等

### ● 障害福祉サービス(介護給付)

次の介護給付を希望する方は、障害者支援課で相談・申し込みをしていただき、障害支援区分の認定を受けた後に、ご本人が各事業所・施設と利用契約をします。

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援 ・療養介護 ・生活介護
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・施設入所支援(障害者施設での夜間ケア等)

### ● 障害福祉サービス(訓練等給付)

次の訓練等給付を希望する方は、障害者支援課で相談・申し込みをしていただき、サービスの必要性の調査を受けた後に、ご本人が各事業所・施設と利用契約をします。

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援 ・共同生活援助(グループホーム)
- ・自立生活援助

### ● 障害福祉サービス(地域相談支援給付)

次の地域相談支援給付を希望する方は、障害者支援課で相談・申し込みをしていただき、サービスの必要性の調査を受けた後に、ご本人が各事業所・施設と利用契約をします。

- ・地域移行支援 ・地域定着支援

次ページに続く



福祉

## ◎ 障害児通所支援

次のサービスを希望する方は、障害者支援課で相談・申し込みをしていただき、サービスの必要性の調査を受けた後に、ご本人が各事業所・施設と利用契約をします。

- ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

## ◎ 障害者デイサービス

通所による機能訓練や創作的活動等のサービスを提供することにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

## ◎ 職親

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間事業経営者等に預け、職場における定着性を高める制度です。

## ◎ 生活ホーム

心身障害者で、自立した生活を望みながらも、家庭環境等でそれができない方が入所できる施設です。

## ◎ その他のサービス

(手帳の内容等により、基準、制限があります)

- 地域活動支援センター通所者奨励金の支給
- 身体障害者等診断書料助成
- 知的障害者総合補償制度保険料助成
- 聴覚障害者用福祉電話基本料金等の助成
- 心身障害者補装具等一時貸与
- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム(高齢者支援課共通)
- 徘徊SOS支援事業(高齢者支援課共通)
- 鉄道・航空・バス運賃の割引
- NHK放送受信料の減免
- 所得税、住民税の控除
- 有料道路通行料の割引
- 自動車税等の減免
- N T T無料番号案内
- 市内循環バス特別乗車証の交付

▶ 障害者支援課

## 各種の障害者手当

### ◎ 特別障害者手当

#### ▶ 対象

20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常に特別の介護を要する在宅の方。

ただし、施設に入所中の方、病院等に3カ月以上入院している方は支給の対象になりません。本人またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定以上の所得がある方は、支給停止になります。

▶ 手当額 月額 27,200円(平成31年4月改定)

▶ 障害者支援課

## ◎ 障害児福祉手当

身体または精神に障害があり、日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。ただし、施設に入所中の方、障害を支給事由とする年金を受給している方は支給の対象になりません。本人またはその配偶者もしくは扶養義務者に一定以上の所得がある方は、支給停止になります。

#### ▶ 対象

- ①身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方
- ②知的障害(療育手帳A相当)の方
- ③精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で①、②と同程度の障害がある方

▶ 手当額 月額 14,790円(平成31年4月改定)

▶ こども支援課

## ◎ 重度心身障害者福祉手当

在宅の重度心身障害者の方に支給されます。ただし、施設に入所中の方は支給の対象になりません。本人に住民税の課税がある方は支給停止になります。

#### ▶ 対象 65歳未満で以下の手帳を取得された方。

- 身体障害者手帳1級・2級の方
- 療育手帳A・A・Bの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

▶ 手当額 月額 6,000円

ただし、特別障害者手当または障害児福祉手当を受けている方は、月額 1,750円

▶ 障害者支援課

## ◎ 重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障害者が医療機関等で受診したときに、その医療費の自己負担分(保険診療の一部負担金)を助成する制度です。入院時の食事代については、2分の1の助成となります(20歳未満の方は全額助成です)。

#### ▶ 対象 下記に該当する方

- ①身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方
- ②療育手帳A・A・Bの交付を受けた方
- ③身体障害者手帳4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金1・2級のいずれかに該当し、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方(精神病床への入院に係る費用は助成対象外)

ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で初めて上記①～④のいずれかに該当する障害者手帳の交付を受けた方は対象外です。なお、既にこの医療費助成制度の対象であった方は、引き続き対象となります。

平成31年1月1日より、本人に一定以上の所得がある方は、受給資格が停止となり医療費の助成が受けられなくなります。助成が受けられなくなる期間は、10月1日から翌年9月末までです。なお、平成30年12月末日までに重度心身障害者医療費の受給資格登録をされた方については、平成34(2022)年10月1日から所得制限を適用します。

所得制限の基準額※	(参考) 給与収入換算
360万4千円	約518万円

※助成を受ける方に扶養親族がいる場合は、(360万4千円+ (扶養人数×38万円))が所得制限の基準額となります。

障害者支援課

### 小児慢性特定疾病児童等助成金

▶対象

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

▶手当額 年額 15,000円

子ども支援課

### 難病者福祉手当

▶対象

指定難病医療受給者証・特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証の交付を受けている方。ただし、本人に住民税の課税がある方は支給停止になります。なお、施設に入所中の方は受けられません。

▶手当額 月額 4,000円

### 心身障害者扶養共済制度

障害児・者を扶養している保護者の皆さんの将来への不安を軽くするため、掛け金をかけておき、万一保護者が死亡または重度障害になってしまったときは、障害児・者に年金を支給する制度です。希望により2口まで加入できます。

▶対象 障害児・者を扶養している保護者で65歳未満の方

▶給付額 月額 20,000円(2口加入者は40,000円)

▶掛金 加入時の保護者の年齢に応じて掛金が異なります。

加入(付加)時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

障害者支援課

### 特別児童扶養手当

身体または精神に障害がある児童(20歳未満)を家庭において養育している方に支給される手当です。

ただし、児童が障害による公的年金を受けることができる場合、また児童が施設に入所している場合は受けられません。

▶手当額

1級(重度)月額52,200円、2級(中度)月額34,770円(平成31年4月改定)※この手当には所得制限があります。

子ども支援課

## 日常生活の援助

注:※の付いている援助は、65歳以上の方(40~64歳の特定疾病者を含む)については、介護保険が優先となります。

### 日常生活用具の給付 ※

▶対象

在宅の重度障害者、難病患者の方および小児慢性特定疾患児の方(程度、障害部位等により基準、制限があります)

▶用具の種類

特殊マット、視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、特殊寝台、特殊便器、電磁調理器、盲人用体温計、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用誘導装置 ほか

### 補装具費(購入・修理)の支給 ※

つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等が必要な場合は、購入、修理費用の支給が受けられます。

▶費用

世帯の市町村民税の状況により自己負担があります。

▶条件

県総合リハビリテーションセンターの判定が必要な場合があります(18歳未満の方は、児童福祉法に基づく指定医療機関の意見書が必要です)。

### 自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障害者を対象に、障害を除去または軽減するための医療費を軽減する制度です。

▶費用

医療費の原則1割の定率負担となります。ただし、所得の状況により軽減措置があります。

### 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障害のある方等を対象に手術などの医療費を軽減する制度です。

▶費用

医療費の原則1割の定率負担となります。ただし、所得の状況により軽減措置があります。

次ページに続く



福祉

## ◎ 自立支援医療(精神通院)

精神疾患の治療を受ける時に、通院医療費を1割に軽減する制度です。ただし、「世帯」の所得等に応じて月額負担上限額が設けられます。病院・診療所での診療、院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションを利用した際に対象になります。

## ◎ 重度身体障害者居宅改善整備の補助 ※

重度の身体障害者の居宅改善の経費の一部を補助します。

### ▶対象

身体障害者手帳1級・2級で下肢または体幹に障害がある方。ただし、一定額以上の所得がある方は補助対象になりません。

▶補助額 改善費の3分の2で50万円以内

## ◎ 身体障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者の運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

▶対象 身体障害者手帳をお持ちの方

▶助成額 取得費の3分の2で12万円以内

## ◎ 身体障害者用自動車改造費助成

### ▶対象

身体障害者手帳をお持ちの方。ただし、一定以上の所得がある方は、支給の対象にはなりません。

▶助成額 10万円以内

## ◎ 重度心身障害者自動車等燃料費助成

### ▶対象

身体障害者手帳1級・2級または療育手帳④・Aの方。ただし、重度心身障害者福祉タクシー利用料助成と同時に受けることはできません。

▶助成 1カ月の助成額は次のとおりになります。

区分	助成額 (1ℓあたり)	助成対象使用量(上限)
ガソリン	55円	50リットル(上限)(自動二輪車・原動機付自転車は10リットル)
軽油	35円	50リットル(上限)
石油ガス	25円	

## ◎ 重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成

### ▶対象

身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳④・Aの方。ただし、重度心身障害者自動車燃料費助成と同時に受けることはできません。

### ▶助成

福祉タクシー利用券(月に4枚の割合で交付)1枚につき基本料金分を助成

## ◎ 心身障害者生活サポート事業

障害者およびそのご家族の必要に応じて、年間150時間を限度として有料で生活サポート事業登録団体による一時預かり、外出援護等のサービスを提供します。

## ◎ 重度身体障害者寝具乾燥車派遣

重度身体障害者の寝具を乾燥します(無料)。

## ◎ 視覚障害者情報提供事業

視覚障害者の方の希望により、拡大文字、点字、朗読CD、Eメールでの情報提供を行います。また、「広報いるま」「議会だより」「社協だより」の点字、朗読CD、Eメールでの情報提供も行います。

## ◎ 障害者通学等移動介護人派遣事業

学校(小学校～大学)に通学する方で、障害により1人での通学が困難な方に無料で通学の付添人を派遣します。

▶ 障害者支援課

## ◎ 意思疎通支援者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、聞こえる方との意思疎通を支援するために、手話通訳者および要約筆記者を無料で派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。

○手話通訳者の派遣

○要約筆記者の派遣

○ヒアリングループの貸出

▶ 意思疎通支援者派遣事務所(市社会福祉協議会内)

☎04-2964-1161 FAX04-2964-1140 携帯090-4939-1666

✉syuwa-iruma@docomo.ne.jp

## 相談支援

福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介等の相談支援を行います。

### 障害者相談支援センターリボン

▶ 相談支援事業所 イノセント・大樹・創和・千鳥  
☎04-2901-7088 FAX04-2966-6791

### 在宅支援センター大樹

▶ ☎04-2968-3581

### 相談支援事業所つどい

▶ ☎04-2964-2117

### 相談支援事業所こうのとりの

▶ ☎080-7730-4343

### 障害者基幹相談支援センター(障害者支援課内)

障害のある方々が利用される上記事業所と連携・協働し、相談支援体制の充実を図ります。

▶ ☎04-2964-1111(内線1339)

### 計画相談支援

事業所が障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人に対し、サービス等利用計画を作成し、所定の期間ごとに計画の見直しを行います。

### 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

事業所が精神科病院に入院している精神障害者等に対し、住居の確保等地域生活の移行に必要な支援を行います。また、施設、病院からの退所、退院等に伴い単身生活に移行した人に対し、常時の連絡体制を確保し緊急対応を行います。

### 障害児相談支援

事業所が児童福祉法の障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、所定の期間ごとに計画の見直しを行います。

▶ 障害者支援課

## 就労支援

就職支援、職場定着支援等の就労支援を行います。

### 障害者就労支援センターリボン

▶ ☎04-2901-7088 FAX04-2966-6791

## 高齢者の身近な相談窓口として

### 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

名称	所在地	電話	担当区域
豊岡東地域包括支援センター	豊岡1-16-1 入間市役所内	04-2960-1050	豊岡・向陽台・東町(5丁目2番の一部、6丁目2・3番除く)・大字黒須
豊岡西地域包括支援センター	扇台6-3-33 エクセル扇台	04-2960-5010	扇台屋・扇台・久保稲荷・善蔵新田
豊岡北地域包括支援センター	黒須2-3-13	04-2901-2501	黒須・河原町・春日町・宮前町・鍵山・高倉
東金子地区地域包括支援センター	小谷田77-3 東金子公民館内	04-2960-6322	東金子地区全域
金子地区地域包括支援センター	中神853-1 特別養護老人ホーム扇揚苑内	04-2935-0225	金子地区全域
宮寺・二本木地区地域包括支援センター	宮寺2655-1 老人福祉センターやまゆり荘内	04-2935-0082	宮寺・二本木地区全域
藤沢地域包括支援センター	上藤沢730-1 健康福祉センター内	04-2960-6307	上藤沢・下藤沢、東町5丁目2番の一部、6丁目2・3番
東藤沢地域包括支援センター	東藤沢5-7-1	04-2901-7025	東藤沢
西武地区地域包括支援センター	野田496 西武公民館内	04-2931-3311	西武地区全域

▶ 介護保険課



福祉

## 介護保険で利用できるサービス

介護保険のサービスを利用する場合は、要介護・要支援・事業対象者(65歳以上で生活機能の低下が認められ、基本チェックリスト(25項目の質問)で該当し、適切なアセスメントにより判断された方)の認定を受ける必要があります。

### ▶申請できる方

65歳以上で介護が必要な方、または40歳から64歳の医療保険加入者で、老化に起因する疾病(特定16疾病)により介護が必要な方。

### ▶申請受付

介護保険課または居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、各支所

### ▶利用者負担

サービス利用料の1割～3割、他場合により実費分あり

## [介護予防・生活支援サービス](要支援者・事業対象者向けサービス)

### ■訪問型サービス

ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援を受けます。

### ■通所型サービス

運動機能などの向上や、食事、入浴などの日常生活上の支援を受けます。

## [介護保険サービス]

### ■在宅サービス

#### ○訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。

#### ○訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

#### ○訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

#### ○訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

#### ○通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

#### ○通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

#### ○短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

#### ○短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

#### ○特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練などの世話を受けられます。

#### ○居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



## IRUMA CITY PHOTOGRAPH GALLERY



彩の森入間公園 アウトドアフェア



## ○ 福祉用具の貸与および販売

特殊ベッドや車いすなどの福祉用具の貸与が受けられます。

入浴、排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

## ○ 住宅改修費の補助

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

▶ 介護保険課

## ■ 施設サービス

### ○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

※原則として要介護3以上の方が対象となります。

### ○ 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

※要介護1以上の方が対象となります。

### ○ 介護療養型医療施設

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。

※要介護1以上の方が対象となります。

### ○ 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※要介護1以上の方が対象となります。

## ■ 地域密着型サービス

認知症や一人暮らしの高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続できるようにサポートするものです。

### ○ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスが受けられます。

※要支援2以上の方が対象となります。

### ○ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスが受けられます。

※要介護1以上の方が対象となります。

### ○ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

### ○ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。

※要介護1以上の方が対象となります。

▶ 介護保険課

## 介護予防事業

### ○ 一般介護予防事業

いくつになっても住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らもつ能力を活かし、要介護状態を予防する取り組みとして介護予防事業を開催しています。

▶ 介護保険課

## 市独自のサービス

市独自で提供するサービスです。サービスの内容、対象者申請方法等は高齢者支援課、介護保険課にお問い合わせください。

- ・おむつの給付・貸与
- ・タクシー利用料金助成
- ・ねたきり高齢者等介護手当
- ・ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業
- ・ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣
- ・高齢者配食サービス登録業者紹介事業
- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム
- ・高齢者等支援事業利用者負担の軽減
- ・徘徊SOS支援事業

▶ 高齢者支援課

▶ 介護保険課

## 後期高齢者医療制度

### ○ 運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する『埼玉県後期高齢者医療広域連合』が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。市町村では、保険料の徴収、各種申請・届出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者の皆さんにとって身近な窓口業務を行います。

### ○ 被保険者

- ・75歳以上の方(生活保護受給者等を除く)
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害のある方で申請して広域連合の認定を受けた方

### ○ 医療機関等の窓口で支払う自己負担の割合

- ・一般 1割
- ・現役並み所得者 3割

### ○ 受けられる主な給付

後期高齢者医療制度では、病気やけがの治療を受けたとき、入院したときの食事代、コルセットなどの補装具を作ったときの費用などの給付を受けられます。

また、1カ月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、残りを入院時食事(生活療養費)として後期高齢者医療制度が負担します。

▶ 次ページに続く

自己負担限度額(月額)の表で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用標準負担額減額認定証」の申請が可能で、この認定証を医療機関に提示すると一部負担金を自己負担限度額まで抑えることができます。

被保険者が亡くなり、葬儀を行った場合は、葬祭費として5万円の給付が受けられます。申請には、会葬礼状または葬儀費用の喪主氏名のある領収書(葬儀後の請求書)が必要です。

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)	
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年収80万円以下 など)		15,000円

### ● 保険料

- 保険料の算定は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行います。
- 保険料は、被保険者お一人ごとに計算されます。
- 保険料の内訳としては、均等割(被保険者全員が均等に負担する分)と所得割(被保険者の所得に応じて負担する分)に分かれます。
- 均等割の軽減: 同じ世帯の被保険者と世帯主の所得金額が一定基準額以下の場合9割・8.5割・5割・2割軽減の措置があります。
- 後期高齢者医療制度の資格取得前日に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が5割軽減されます。
- 年間の保険料額については上限が定められており、その金額は62万円です。

▶ 国保医療課

### ● 後期高齢者健康診査

ご自身の健康管理に役立てていただくため、年度内に1回健康診査を実施しています。

- ▶ **対象者** 後期高齢者医療保険被保険者  
※長期入院・施設入所の方、人間ドックを受診する方を除きます。  
※年度途中で被保険者となった方も年度内1回の健康診査が受けられます。希望者はお問い合わせください。
- ▶ **受診期間** 6月～翌年2月末
- ▶ **受診方法** 5月下旬に対象者へ「受診券」「健診案内」「質問票」等を送付します。受診券到着後、指定の医療機関に予約してください。受診日当日は「受診券」「後期高齢者医療制度被保険者証」「質問票」をお持ちください。
- ▶ **自己負担額** なし(無料)

▶ 健康管理課

### ● 保養所助成事業

- ▶ **利用資格** 後期高齢者医療の被保険者で入間市に住所がある方
- ▶ **補助額** 3,000円(年度2泊を限度とします)
- ▶ **利用できる保養所**  
第1種:市との契約施設  
第2種:かんぼの宿、休暇村、公営国民宿舎等  
※詳しくは、国保医療課にお問い合わせください。

▶ 国保医療課

### ● 人間ドック等助成事業

→98ページをご覧ください。

## 高齢者の憩いの場

### ● 老人福祉センター『やまゆり荘』

高齢者の皆さんが健康の増進、教養の向上、レクリエーション等を通じて仲間づくりをし、健康で明るい生活を楽しんでいただくための施設です。広いお風呂やカラオケがあります。

- ▶ **利用できる方** おおむね60歳以上の方
- ▶ **開館時間** 午前9時～午後4時
- ▶ **休館日** 月曜日(祝日のときは翌日も休館)、祝日(敬老の日は開館)、年末年始
- ▶ **所在地** 宮寺2655-1 ☎04-2934-5315

利用者の区分		利用料金 (1人1日につき)
市内に移住する者	65歳以上の者	無料
	60歳以上 65歳未満の者	100円
	市内に居住する 60歳未満の者	200円
市外に居住する者		400円

備考:所沢市・飯能市・狭山市または日高市の区域内に居住する者は市内に居住する者と同様に取り扱うものとします。

### ● やまゆり長寿フェスティバル

社会参加、生きがいづくり、健康づくり、世代間交流等をテーマに市民各層と連帯して、老人福祉センター「やまゆり荘」でフェスティバルを開催します。

▶ 老人福祉センター

### ● 老人憩いの家

高齢者が生きがいを高め、地域とのコミュニケーションを図るために、設置されています。

### ● 養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由で、家庭での生活が困難な高齢者に応じた養護老人ホームがあります。ただし、現在、市内にこの施設はありません。

養護老人ホームへの入所は、老人ホーム入所等判定委員会により判定されます。

▶ 高齢者支援課

## 豊かな高齢期のために

### ● 老人クラブ

地域の方が自主的に集まり、レクリエーション、社会奉仕等の活動を行いながら、交流と親睦を深めています。

- ▶ 加入の対象 60歳以上の方
- ▶ 加入の申込 各地区老人クラブへ

▶ 老人福祉センター ☎04-2934-5315

### ● 敬老会

おおむね77歳以上の方の長寿を祝います。市内各地域で自治会等を中心に開催されています。

### ● 敬老祝金の給付

市内に1年以上お住まい(9月15日現在)で、年度中に77歳、88歳、99歳に達する方に支給しています。

- ▶ 支給額 77歳に達する方 5,000円
  - 88歳に達する方 10,000円
  - 99歳に達する方 20,000円
- 毎年9月に支給します。

▶ 高齢者支援課

### ● (一社)シルバー人材センター

地域社会のために、自分の知識・経験を生かして臨時的かつ短期的(月10日程度)に働きたいという60歳以上の高齢者を会員とし、個々の会員に適した仕事を紹介しています。

- ▶ 仕事の内容 植木のせん定、草刈、除草、家事援助サービス(買物、掃除、病院付添等)、自転車置場の整理、屋内外の清掃、襖・障子の張替、簡易な建物の修理等
- ▶ 会費 年会費 4月～9月入会時3,000円  
10～3月入会時2,000円
- ▶ 入会申込 一般社団法人入間市シルバー人材センター
- ▶ 所在地 宮寺4102-288 ☎04-2934-5350

## 大人の予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種および高齢者肺炎球菌感染症予防接種費用の一部助成をしています。くわしくは「広報いるま」、「入間市公式ホームページ」でお知らせします。

予防接種の種類	対象年齢	自己負担	接種期間
インフルエンザ	接種日に65歳以上	一部負担	10月中旬から1月末まで
	60歳以上～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスで身体障害者手帳1級相当の方		
予防接種の種類	H31年度対象者	自己負担	接種期間
肺炎球菌	生年月日が下記のいずれかに該当する方 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日 昭和19年4月2日～昭和20年4月1日 昭和14年4月2日～昭和15年4月1日 昭和9年4月2日～昭和10年4月1日 昭和4年4月2日～昭和5年4月1日 大正13年4月2日～大正14年4月1日 大正8年4月2日～大正9年4月1日	一部負担	平成31(2019)年4月1日～平成32(2020)年3月31日
	接種日に60歳以上～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスで身体障害者手帳1級相当の方		

※生活保護法による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給支援を受けている方は自己負担はありません。

### ● 風しん予防接種

男性の風しん抗体検査・予防接種の助成を行います。対象の方へは、個別に通知します。詳しくは、届いた通知をご覧ください。  
※平成31年度の個別通知は、下記対象者のうち、「昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ」の方に送付します。「昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれ」の方で、検査を希望される方は、地域保健課へお問い合わせください。

種類	対象者	自己負担	期間
風しん抗体検査	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	無料	平成31(2019)年～2021年度末日まで(予定)
風しん予防接種	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しん抗体検査の結果、抗体値が低いと判断された方		

妊婦への風しんの感染を防ぐために、風しん抗体検査を受けた結果、風しん予防接種が必要と認められた方へ、接種費用の一部を助成します。

対象者	風しん抗体検査で、予防接種が必要と認められた方で、下記の①または②に該当する方(ただし、風しんり患者は除く) ①妊娠を予定し、または希望している19歳以上49歳以下の女性 ②風しんの抗体値が低いとされた妊娠している女性の夫、胎児の父または同居者で19歳以上の方 ※男性の風しん抗体検査・予防接種の個別通知が届いた方は、そちらの制度をご利用ください。
対象ワクチン	風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン
助成金額	3,000円(1回のみ)

▶ 地域保健課





# 健康づくり

ここでは、成人健診・教室・指導・相談・健康増進、医療機関などをご案内します。

## 健康福祉センター

市民自らが主体的に健康づくりを行えるよう、また、地域で自立した生活を送れるようお手伝いします。

▶所在地 上藤沢730-1

▶健康管理課 ☎04-2966-5511

▶地域保健課 ☎04-2966-5513



健康福祉センター

## 成人健診

生活習慣病の予防、疾病の早期発見などご自身の健康管理に役立てていただくため、健康福祉センターや市内指定医療機関で各種健康診断を実施しています。

また、各種健康診断の結果に基づき、健診結果の見方や生活習慣の改善について、保健師や管理栄養士が随時、相談をお受けします。

※詳しくは、「健康いるま」をご覧ください。

成人健診予約専用 ☎04-2966-5520

・小見出し内の<sup>健</sup><sup>医</sup>は次の通りです。

<sup>健</sup>:健康福祉センターで受診できる健診

<sup>医</sup>:市内指定医療機関で受診できる健診

## ●人間ドック <sup>健</sup> <sup>医</sup>

▶内容 総合的な健康診断です。基本項目のほか、オプション項目として喀たん検査、婦人科検査(子宮頸がん・乳がん検査)、腫瘍マーカー検査(肝・消化器系、前立腺等)も受けることができます。

▶対象 28歳以上の方

▶費用 37,000円〔オプション項目(喀たん検査:3,000円、婦人科検査:5,000円、腫瘍マーカー検査:4,400円)は別に加算されます〕

## ●人間ドック等助成事業

市内指定医療機関および健康福祉センターで人間ドックおよび脳ドックを受検した方に助成(補助)を行います。

▶対象

・受検日当日に、入間市国民健康保険に加入している満30歳以上の方

・市内在住で、埼玉県後期高齢者医療保険に加入している方

▶助成額 人間ドック、脳ドックとも28,000円(それぞれ1人年度1回を限度とします)

## ●市民健康診断 <sup>健</sup>

▶内容 理学的検査、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査を行います(医師の判断により眼底検査も行います)。

▶対象 職場などで受診機会のない16歳以上40歳未満の方

▶費用 1,300円

## ●胃がん検診 <sup>健</sup> <sup>医</sup>

▶内容 胃部レントゲン撮影を行います。

▶対象 職場などで受診機会のない16歳以上の方

▶費用 16歳以上30歳未満は1,400円、30歳以上は無料



## IRUMA CITY PHOTOGRAPH GALLERY



彩の森入間公園の秋

## ● 肺がん・結核検診 健 医

- ▶ **内容** 胸部レントゲン撮影を行います(医師の判断により喀たん検査も行います)。
- ▶ **対象** 職場などで受診機会のない16歳以上の方
- ▶ **費用** 無料

## ● 乳がん検診 健 医

- ▶ **内容** 乳房レントゲン撮影、視診および触診を行います。
- ▶ **対象** 職場などで受診機会のない40歳以上の女性の方
- ▶ **費用** 無料

## ● 子宮頸がん検診 医

- ▶ **内容** 視診、子宮頸部細胞診および内診を行います(医師の判断により、併せて子宮体部の細胞診検査を行います)。
- ▶ **対象** 職場などで受診機会のない20歳以上の女性の方
- ▶ **費用** 無料

## ● 大腸がん検診 健 医

- ▶ **内容** 便潜血検査を行います。
- ▶ **対象** 職場などで受診機会のない30歳以上の方
- ▶ **費用** 無料

## ● 前立腺がん検診 健 医

- ▶ **内容** 血液検査を行います。
- ▶ **対象** 50歳以上の男性の方
- ▶ **費用** 1,000円

## ● 肝炎ウイルス検診 健 医

- ▶ **内容** 血液検査を行います。
- ▶ **対象** 40歳以上の方で過去に検査をしたことがない方
- ▶ **費用** 700円

## ● 骨粗しょう症検診 健

- ▶ **内容** エックス線による骨密度測定を行います。
- ▶ **対象** 40・45・50・55・60・65・70歳の女性の方
- ▶ **費用** 無料

## ● 成人歯科検診 医 (歯科)

- ▶ **内容** 歯肉・歯石の状態把握、虫歯の有無、動揺度検査、口腔内清掃状況
- ▶ **対象** 40・50・60・70歳の方
- ▶ **費用** 無料

▶ 健康管理課

## からだやこころの健康に関する相談・教室

健康に関するいろいろな疑問や不安について、健康福祉センターの専門職がお答えします。電話相談やご家庭に何う訪問相談もできますので、お気軽にお問い合わせください。

### ● 各種健康相談

健康づくりやこころの健康や妊娠・子育て、歯と口の健康、栄養のことなどに関する相談を、保健師・管理栄養士・健康運動指導士・歯科衛生士・精神保健福祉士等がお受けします。

## ● 精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談

精神的な症状やもの忘れなどで、精神科への受診を迷っている方またはその家族等を対象に精神科医が相談に応じます(予約制)。  
※すでに医療機関で治療中の方はご遠慮ください。

## ● ひきこもり相談

ひきこもりで悩んでいる家族を対象に専門家が相談に応じます(予約制)。

## ● 各種講座・講演会

健康やメンタルヘルスに関する講座や講演会です。

## ● ソーシャルクラブ いるまぴあ

精神疾患等で対人関係に悩んでいる方、ひきこもりがちで社会生活に慣れたいと思っている方などが仲間をつくり、地域の中で生き生きと安心した生活が送れることを目的としたグループ活動を行います。

- ▶ **内容** 創作活動、スポーツ、レクリエーションなど

▶ 地域保健課

## 健康・体力づくり

### ● 体力測定(トレーニング室利用のために)

15歳以上(中学生を除く)の方を対象に、問診・体力測定等を実施し、運動に関するアドバイスを行います。この測定の修了後、健康福祉センタートレーニング室の利用が可能になります。

#### ▶ トレーニング室使用料

利用区分	65歳未満	65歳以上
1回券	300円	200円
回数券(11回券)	3,000円	2,000円
1カ月定期券	3,000円	2,000円
3カ月定期券	6,000円	4,000円

- ・市内、所沢市、飯能市、狭山市、日高市以外にお住まいの方(市内に在勤または在学する方を除く)の使用料は、上記料金の倍額です。

▶ 地域保健課

## 健康教室

### ● 生活習慣改善セミナー

生活習慣病に関心がある方が対象です。生活習慣病についての知識や予防について学びます。

### ● 運動教室

健康づくりのために、運動習慣を身につけましょう。

▶ 地域保健課



# 生活環境・暮らし

ここでは、ごみ処理、上下水道、犬の登録、道路・水路などのご案内をします。

## ごみ処理

### ごみの分別収集

市では、皆様のご家庭から出るごみを、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」に分けて、収集・処理しています。ごみ(粗大ごみについては次ページ参照)は決められた曜日の朝8時30分までに、決められた集積所へ出してください。収集後や夜間は出さないでください。

また、「可燃ごみ」は無色透明または白色半透明の袋で、それ以外のごみは無色透明の袋を使用してください。

総合クリーンセンター ☎04-2934-5546  
新久127-1



総合クリーンセンター・リサイクルプラザ

### ごみの種類と出し方

#### 可燃ごみ



台所ごみ・タバコのすいがら・掃除機のごみ



ゴム・皮革類



貝がら



ちり紙など資源として再利用できない紙くず



紙おむつ

汚物は取り除いてください



板くず・植木・枯木

長さ30cm、太さ10cm以下に切って束ねてください

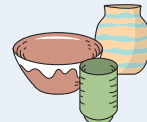
#### 不燃ごみ



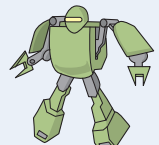
かさ



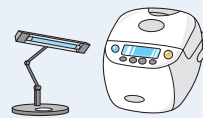
ガラス類



せともの類



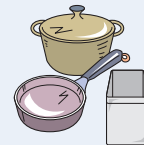
おもちゃ類



小型電気器具類



CD類



鍋・やかん・油缶・ペンキ缶・その他鉄くず

#### 資源ごみ

##### 「プラスチック・ビニール類」



食品等の空容器(プラスチック)



発泡スチロール  
プラスチックマークのある容器やふた、包装類



布類・衣料品

##### 「古布・紙類」

牛乳パック  
洗う、開く、乾燥させる



新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール



つぶして束ねる

##### 「ビン・缶・ペットボトル」



われたビンを含むすべてのビン

ビール・ジュース等の飲料缶、果物の缶



ジュース等のペットボトル

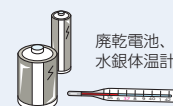
##### 「有害ごみ」



けい光管



水銀灯



廃乾電池、水銀体温計

※「ごみの分け方・出し方」、「ごみチャンネル」または市公式ホームページをご覧ください。  
※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

## ◎ 粗大ごみ

大型家具、電気製品（一部除く）、自転車、机、布団、トタン、板などの大型ごみの処理は有料です。

- ▶ 一般家庭の粗大ごみは総合クリーンセンターへ電話で申し込んでください。直接引き取りにいきます。
- ▶ 総合クリーンセンターへ直接搬入もできます。この場合、処理手数料は半額となります。

## ◎ 一時多量ごみ・事業系一般廃棄物

引っ越し時などの一時多量ごみや、事業活動に伴って出る一般廃棄物は、専門の処理業者に依頼するか、総合クリーンセンターへ直接搬入してください。

### ▶ 搬入時間

平日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時  
土曜 午前8時30分～11時30分

※土曜日の午後、日曜日、祝日、振替休日および年末年始は休みです。

建築廃材、タイヤ、バッテリー、バイク、塗料、廃油、農業用ビニール、たたみ、ピアノ、コンクリートがら、医療廃棄物等は市では処理できませんので、専門の処理業者へ依頼してください。なお、エアコン・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、お買い求めの販売店、または市に届け出た一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、ご自身でリサイクル券手続き後指定の引き取り場所に運んでください。パソコンについては、直接メーカーにお問い合わせください。

## ◎ ごみ集積所の設置

新しくごみ集積所を設置する場合は、設置基準に基づき設置できます。新規に設置したり修繕する場合は、一部補助金を交付しています。

▶ 総合クリーンセンター

## ▶ 各種補助金制度

市では、ごみの減量・資源化や地球にやさしい社会を実現するため、次の事業を行っています。

## ◎ 資源再利用奨励補助金

各区・自治会、子ども会などによる資源回収を積極的に推進しています。

### ▶ 対象

市内に住所を有する方で組織した営利を目的としない団体が、資源として再利用できる家庭のごみを回収した場合に補助金を交付します。

### ▶ 補助金

交付要綱の定める金額となります。詳しくは、総合クリーンセンターへお問い合わせください。

## ◎ 生ごみ処理機器購入費補助金

家庭の生ごみを自家処理し減量を図るため、市の認めた生ごみ処理機器を購入する方に対して、補助金を交付します。

※ディスポーザー（生ごみ破砕処理機）は対象外です。

※補助を受けてから5年間は再度申請できません。

### ▶ 対象

市内在住で生ごみ処理機器を常に良好な状態で維持管理でき、市税の滞納がない方

### ▶ 補助金額

生ごみ処理容器（コンポスト等）…1基につき4,000円を限度とした購入価格（消費税込み）（1世帯2基まで）。

生ごみ処理機（電気式）…購入価格（消費税込み）の3分の1で20,000円を限度（1世帯1基まで）（100円未満は切り捨て）。

▶ 総合クリーンセンター

## ◎ 住宅用省エネルギー設備設置費補助制度

自ら居住または新築する市内の住宅に対象の省エネルギー設備を設置する方に補助金を交付します。

### ▶ 補助対象設備と補助額

太陽光発電システム	5万円
太陽熱利用システム（自然循環型）	5万円
太陽熱利用システム（強制循環型）	5万円
定置用リチウムイオン蓄電池	5万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	5万円
HEMS	1万円

### ▶ 申請方法

「広報いるま」、市公式ホームページなどでお知らせします。

▶ 環境課



## し尿処理

### し尿のくみ取り

し尿の収集は、市の許可した業者が行っています。地区ごとに業者が異なりますので、し尿処理の依頼は個別に業者(下表参照)へご連絡ください。

#### ▶ 収集料金

定額料金(月1回)世帯割610円+人員割(1人につき)210円  
 (例)4人家族 610円+(210円×4人)=1,450円

▶ 総合グリーンセンター ☎04-2934-5546

### 浄化槽の適正な維持管理を

保守点検(年3回以上)、清掃(年1回以上)、法定検査(年1回)を受けることが浄化槽法で定められています。維持管理は使用者の責任で行うことになっています。保守点検は県知事の許可を受けた業者に、清掃は市の許可を受けた業者に委託し、法定検査は指定検査機関に依頼し、悪臭や汚泥の流出等で近所に迷惑をかけることのないように心掛けましょう。

▶ 環境課

### し尿くみ取り業者別地区割表

業者名	地区
加藤商事(株) 川越市上寺山4-1 ☎049-222-5957 FAX049-222-5973	春日町2丁目、黒須1～2丁目、河原町、大字黒須、大字西三ツ木、三ツ木台、大字上谷ヶ貫、大字下谷ヶ貫、大字花ノ木、大字根岸、狭山台3丁目、大字中神、東藤沢4丁目、東藤沢5丁目11～31番、大字寺竹、大字南峯、大字木蓮寺、金子中央
(有)向上舎 狭山市上広瀬1224-1 ☎04-2941-4926 FAX04-2941-4927	鍵山1～3丁目、宮前町、春日町1丁目、高倉3丁目4・6番、扇台1～2丁目、扇台3丁目1～5番、久保稲荷1～3丁目、久保稲荷4丁目1番、大字新久、大字上藤沢
西武衛生(有) 入間市小谷田2-1-3 ☎04-2964-2248 FAX04-2965-2329	扇町屋1丁目5～9番、扇町屋2丁目3～5番、扇町屋3～5丁目、扇台3丁目6～9番、扇台4～6丁目、久保稲荷4丁目2～26番、久保稲荷5丁目、大字善蔵新田、高倉2～5丁目、小谷田1丁目1～11・16・17番、小谷田2丁目、小谷田3丁目1～2番、小谷田4丁目1番、東藤沢3丁目8・9・13～22番、東藤沢6丁目2・8～21番、大字仏子、大字扇町屋、宮寺の一部(国道16号以南、県道179号以北)
(有)丸山産業 入間市豊岡2-2-6 ☎04-2962-3035 FAX04-2963-5818	豊岡1～5丁目、扇町屋1丁目1～4・10・11番、扇町屋2丁目1・2・6・7番、高倉1丁目、向陽台、東町6丁目2番・3番、東町7丁目、大字野田、大字新光、大字下藤沢、東藤沢1～2丁目、東藤沢3丁目1～7番・10～12番、東藤沢5丁目1～10番、東藤沢6丁目1番・3～7番・22～25番、東藤沢7丁目1番・9～13番、東藤沢8丁目11～14番・16番・17番、宮寺の一部(県道179号以南)
(株)山口商会 入間市宮寺3086 ☎04-2964-2552 FAX04-2964-8017	東町1～5丁目、東町6丁目1番、大字小谷田、森坂、牛沢町、上小谷田1～3丁目、小谷田1丁目12～15番、小谷田3丁目3～9番、小谷田4丁目2～7番、東藤沢7丁目2～8番・14～46番、東藤沢8丁目1～10番・15番・18～41番、大字狭山ヶ原、大字二本木、大字狭山台、狭山台1・2・4丁目、大字高根、大字駒形富士山、宮寺の一部(国道16号以北)

▶ 総合グリーンセンター

## 上水道

### こんなときは届出を!

引っ越しなどで、水道の使用を開始や中止する場合には、事前に入間市水道お客様センターに電話で届出をしてください。

- ①入間市に引っ越して来时(使用開始の日、使用する場所、名前、電話番号)
- ②市外に引っ越すとき(使用中止の日、お客様番号、名前、転出先の住所・電話番号、精算料金の支払い方法)
- ③市内で転居するとき(①②の両方の内容)
- ④家の建て替えや取り壊しなどで使用を中止(休止)するとき
- ⑤長い期間水道を使用しないとき
- ⑥水道の使用者が変わるとき

### 水道料金

水道料金は、水道メーターの検針を2カ月に一度行い、その使用量によって計算した額をお支払いいただきますが、検針した際にお渡しする「使用水量等のお知らせ」でご確認ください。

なお、水道メーターの検針は、市内を偶数の月に検針する地区と奇数の月に検針する地区に分けて行っています。それぞれ、検針月の月末までにお支払いいただきます。

### 水道料金の支払い方法

水道料金の支払い方法には、便利な口座振替と、納入通知書による現金払いおよびクレジットカード払いがあります。

- ①口座振替を利用する場合は、下記の金融機関にお持ちの口座を利用することができます。金融機関の窓口で手続きをするか、入間市水道お客様センターに「入間市水道料金等口座振替依頼書」を提出してください。
- ②納入通知書でのお支払いは、郵送する納入通知書に記載してある支払い場所(下記の金融機関窓口、コンビニエンスストア・PayB等)でお支払いください。

#### ▶ 金融機関

埼玉りそな銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 武蔵野銀行 東和銀行 埼玉縣信用金庫 飯能信用金庫 西武信用金庫 青梅信用金庫 中央労働金庫 いるま野農業協同組合 西多摩農業協同組合 ゆうちよ銀行

- ③クレジットカードでのお支払いは、パソコンまたは携帯電話より「Yahoo:公金払い」にアクセスし、案内に従ってご利用ください。

※クレジットカードでのお支払いは、口径13mm、20mmで1回の請求額が2万円以下が対象となります。なお、支払い形態は「継続払い」となり、1度の手続きで完了します。

▶ 上下水道経営課



## ● 水道料金 (2カ月分)

区分	基本料金 (2カ月分)		従量料金 (1㎡につき)	
	口径	基本料金	使用水量	金額
一般用	13mm	540円	1㎡～ 20㎡	81円
	20mm	648円	21㎡～ 40㎡	129.6円
	25mm	2,700円	41㎡～ 80㎡	183.6円
	30mm	4,320円	81㎡～200㎡	237.6円
	40mm	11,880円	201㎡～500㎡	291.6円
	50mm	35,640円	501㎡～	345.6円
	75mm	43,200円		
	100mm	71,280円		
公衆浴場用200㎡まで		21,600円	201㎡～	140.4円
臨時用		11,880円	1㎡～	399.6円

※上記の表は、消費税(8%)を含めた表であり、お支払いに際しては、総額にて小数点以下を切り捨てた金額となります。

### ▶ 料金計算例 (2カ月) 口径20mmで50㎡使用した場合

▶ 水道料金	基本料金	648円
	従量料金 (使用水量20㎡まで)	20㎡×81円/㎡=1,620円
	従量料金 (使用水量20を超え40㎡まで)	20㎡×129.6円/㎡=2,592円
	従量料金 (使用水量40を超え50㎡まで)	10㎡×183.6円/㎡=1,836円
	合計金額	6,696円

※2カ月使用時での計算例になりますので、2カ月未満でのご使用時には計算方法が異なる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

### ▶ 上下水道経営課

## ● 水道メーターの検針にご協力を

水道メーターは使用された水量を正確に量るため、市が水道使用者にお貸ししているものですが、その管理は使用者の皆さんの責任でお願いしています。以下の点に気をつけて、水道メーターの検針にご協力ください。

- ①水道メーターボックスの上に物を置かないでください
- ②犬は水道メーターボックスや出入り口から離してつないでください
- ③水道メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください
- ④家の増・改築などで、水道メーターボックスが床下や屋内になるときは、検針のしやすい場所に移してください
- ⑤寒くなると凍結して破損することがありますので、防寒対策をしてください

## ● 漏水の早期発見に努めましょう

いつもより使用水量(水道料金)が多く、その原因に心当たりがない場合には、漏水している恐れがあります。

漏水は、貴重な資源である「水」を無駄にしてしまうばかりでなく、漏水した分も含めて水道料金をお支払いいただくこととなりますので、使用者の負担が大きくなります。

以下の方法により、水道メーターを見て、漏水がないかどうか確認してください。

- ①すべての蛇口を閉めて水の使用を止める。
- ②水道メーターの銀色に輝くパイロット(丸いコマ)を見ます。
- ③パイロットが止まっていれば漏水はありません。



次ページに続く



生活環境・暮らし

パイロットが回っている場合は、どこかで漏水している疑いがありますので、市の指定する上水道工事店(指定給水装置工事事業者、105・106ページ参照)に修理を依頼してください。

なお、地下での漏水など一定の要件を満たす場合は、水道料金を軽減することができますので、ご相談ください。

### 水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量を行うため、有効期間(8年間)が定められています。このため、有効期間満了が近づいた水道メーターは、新しいものと交換します。

対象となる使用者には事前にお知らせをお送りし、交換作業は市で行います。交換に伴う費用をいただくことはありません。

なお、屋外の作業のため、家の方が不在でも作業を行うことがありますので、ご了承ください。

### 上下水道経営課

### 水道工事をするとき

水道の新設・増設、改造、修理をするときは、市の指定する上水道工事店(指定給水装置工事事業者、105・106ページ参照)へ依頼してください。必要な申請手続から工事までの一切を工事店が行います。

### 加入金の納入

給水装置の申請手続と同時に加入金を納めてください。現在、敷設してあるメーターの口径を大きくする場合は新口径と旧口径との差額となります(別途消費税がかかります)。

	メーター口径	加入金(一給水装置につき)
加入金表 (税抜)	13mm	110,000円
	20mm	220,000円
	25mm	450,000円
	30mm	700,000円
	40mm	1,500,000円
	50mm	2,300,000円
	75mm	5,800,000円
	100mm	9,800,000円

### 上下水道給排水課

## 入間市水道お客様センター

水道使用に関する届出は、入間市水道お客様センターで受け付けています。業務は市が委託した民間事業者である「フジ地中情報(株)」が責任を持って行います。個人情報の保護にも万全の対策を講じています。

▶所在地 入間市豊岡1-12-24 エクレール1階

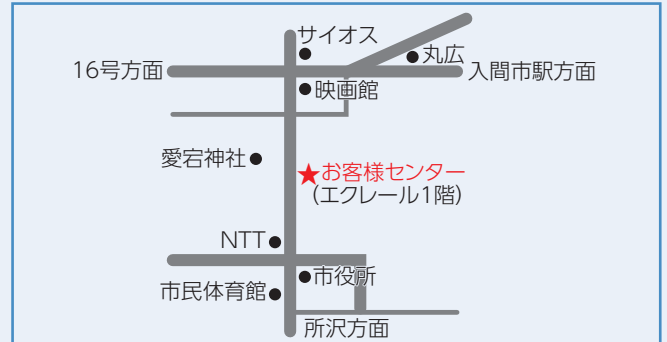
☎04-2960-1301 FAX04-2960-1303

▶営業時間 平日 午前8時～午後6時

土・日曜 午前8時～正午

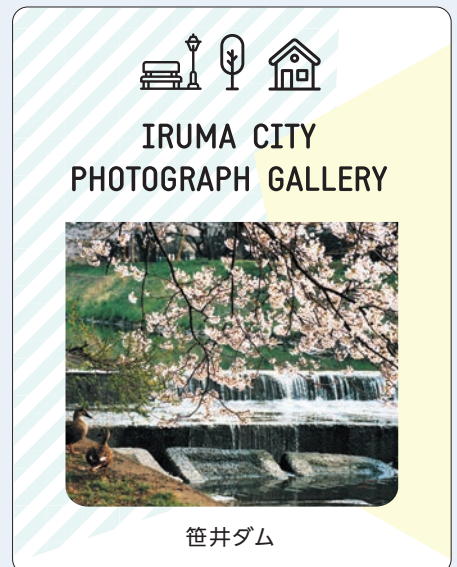
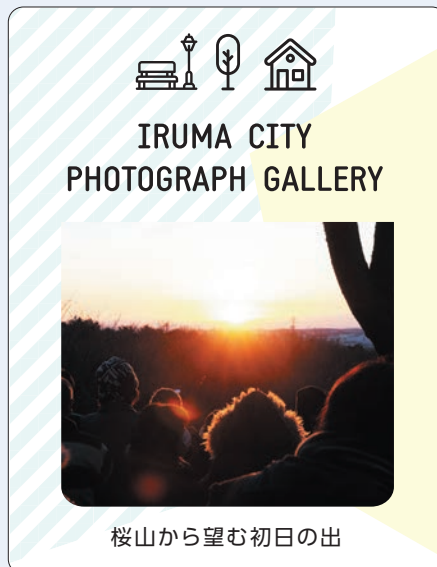
※祝日・振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業

### 地図



### 問い合わせ・届出先について

内容	問い合わせ・届出先
上下水道使用開始・休止 使用者名変更 メーター交換 検針・水道料金・下水道使用料の支払 など	水道お客様センター
上下水道の新設・増設・改造などの工事の申込み 水道利用加入金納入 貯水槽水道に関する指導・助言 など	上下水道給排水課
水道施設および上下水道管の工事、計画に関すること など	上下水道整備課
上下水道施設、本管の維持管理 漏水調査 水道水の水质 など	上下水道管理課



## 公共下水道

### 排水設備工事をするとき

宅地内の排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市の指定下水道工事店(105～106ページ参照)に依頼してください。

指定下水道工事店では、市役所への手続き(排水設備工事の申請等)を皆さんに代わって行います。なお、工事に当たっては事前に工事店とよく相談されることをお勧めします。

▶ 上下水道給排水課

### 水洗化のための援助制度

くみ取り便所を水洗トイレに改造(浄化槽の廃止工事も対象)するには、まとまった資金が必要になります。そのため市では、一定の要件を満たしている場合に、市内の金融機関と契約し、改造資金の融資あっせんを行っています。

また、私道に下水管を布設する場合にも一定の要件を満たしているものについては、申請により補助金で工事を行うことができます。

▶ 上下水道給排水課

### 下水道使用料

公共下水道を使い始めた日から、流した汚水の量に応じて、「下水道使用料」がかかります。この使用料は、終末処理場で汚水を処理する費用や下水道管の清掃や補修など施設を維持管理する費用の一部にあてられます。なお、汚水の量は、水道水や井戸水の使用水量により認定します。

区分	料金表(2カ月分)	
20m <sup>3</sup> まで	1,512円	
21～ 40m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	102.6円
41～ 60m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	113.4円
61～ 100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	129.6円
101～ 200m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	140.4円
201～ 400m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	156.6円
401～1000m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき	183.6円
1001m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	205.2円

※上記の表は、消費税(8%)を含めた表であり、お支払いに際しては、総額にて小数点以下を切り捨てた金額となります。

▶ 上下水道経営課

### 公共下水道への接続のお願い

下水道が使用できるようになった区域内で、くみ取り便所や浄化槽を使用している方は、一日も早く下水道への接続をお願いします。

▶ 上下水道給排水課

### 受益者負担金制度

下水道が整備されることにより、その利益を受ける区域の方(土地所有者、権利者)に、受益者として工事費の一部を負担していただく制度です。

この負担金は、利益を受ける土地に1平方メートル当たり第1負担区320円、第2負担区400円、第3負担区434円、第4負担区925円を乗じた金額となります。

※土地の売買等で、受益者の変更が生じた場合はすみやかに届け出してください。

▶ 上下水道整備課

### 市内上・下水道工事店一覧表

(平成31年1月1日現在)

上……指定水道工事店(指定給水装置工事事業者)

下……指定下水道工事店

※電話番号の市外局番は04

#### 豊岡地区

工事店名	所在地	電話番号	上	下
(株)鹿倉商店	豊岡2-2-3	2962-2046	●	
(株)荒井工業所	豊岡5-3-36	2962-3577	●	●
塚田設備工業所	扇町屋5-11-1	2962-3817	●	●
吉沢建設(株)	東町1-1-3	2964-6221		●
(有)東工業	東町1-13-3	2964-0696	●	●
(有)川端工業	東町2-2-8	2962-3241	●	●
(株)島崎土建	東町2-3-41	2962-2789	●	●
豊泉工業	鍵山2-12-41	2964-0333	●	
(有)宮寺建設	高倉5-10-8	2965-6662	●	●
須田設備	河原町15-4	2962-2920	●	●
(株)石田興業	春日町1-3-9-1	2927-1820	●	●

▶ 次ページに続く



昭和39(1964)年

安川通り(下藤沢)

工事店名	所在地	電話番号	上	下
(株)小林工務所	春日町2-6-5	2962-2632	●	●
(有)寺井工業	宮前町7-6	2964-3131	●	●
(有)栗原鉄工所	鍵山1-7-10	2962-2374	●	●
佐藤水道工業所	鍵山1-16-5-103	2965-1927	●	●
(有)原田設備工業	鍵山2-12-28	2962-2191	●	●

#### 東金子地区

工事店名	所在地	電話番号	上	下
(有)高山	新久606-1	2936-1615		●
(株)武蔵設備	新久669-50	2963-2922	●	●
入間空調(株)	小谷田644-1	2963-0261	●	●
(株)河手設備	小谷田1364-3	2964-0878	●	●
塚田住設	小谷田1518-213	2962-8345	●	●
(有)ハラダワークス	小谷田1-10-14	2960-1655	●	●
(株)島田組埼玉支店	小谷田1-13-24	2962-4998		●
武部工業(株)	小谷田1-17-41	2964-3687	●	●
(有)タツザワ工業	小谷田2-2-3	2963-6819	●	●
(株)鈴木設備	小谷田3-1-9	2963-5637	●	●
岩淵管工	小谷田3-3-15	2964-5008	●	●
あおい設備	小谷田334-8 西山第2コーポ105	090-1439-5595	●	●
(株)宮崎土建工業所	牛沢町5-1	2962-3635	●	●

#### 金子地区

工事店名	所在地	電話番号	上	下
加藤商事(株)入間支店	根岸12	2934-7718		●
(有)三ツ木設備	三ツ木台112	2936-1141	●	●
森田設備工業(株)	中神593-1	2936-1718	●	●
東成建設(株)	寺竹219-2	2936-0921	●	●

#### 宮寺・二本木地区

工事店名	所在地	電話番号	上	下
(株)水村商店	宮寺445-5	2934-2051	●	●
(株)開成埼玉営業所	宮寺3283-1-502	2941-4788		●
(株)瀧産業	宮寺3002-1	2934-6562	●	●
(株)山口商会	宮寺3086	2964-2552		●
(株)忠光	宮寺3145-1	2934-5337	●	●
森山管工(有)	宮寺3190-6	2934-5368	●	●
(有)佐藤住設商会	宮寺4102-118	2934-4545	●	●
栗原管工	二本木619	2934-4524	●	●
(有)山崎工業所	二本木1067	2934-1008	●	●
東亜産業(株)	宮寺2495	2934-6361	●	
原島管工	宮寺625-40	2934-1898	●	●

#### 藤沢地区

工事店名	所在地	電話番号	上	下
(有)ファイン	上藤沢398-42	2964-6649	●	●
(有)経塚興業	上藤沢558-22	2965-0407	●	●
藤沢設備(株)	下藤沢505	2962-3398	●	●
(有)諏佐設備	東藤沢8-1-10	2964-7855	●	
斉藤設備	上藤沢204-6	2963-8311	●	●

#### 西武地区

工事店名	所在地	電話番号	上	下
(有)西武燃料	仏子1165-2	2932-0234	●	●
不破設備工業(株)	仏子1202-4	2932-0731	●	●
(株)小川工業	野田457-6	2932-3279	●	●
創和設備入間	野田610	2932-6914	●	●
築地工業(株)	野田698	2932-0352	●	●
(有)浄和設備工業所	野田996	2932-1591	●	
(株)田中工業所	野田1516	2932-0625	●	●
(株)OFFICE WILD ONE	野田1521-1	2932-7785	●	

※市外の指定工事店については、市公式ホームページをご覧ください。  
 するか、直接お問い合わせください。

▶ 上下水道給排水課

## 公害

### 公害の苦情

大気の汚染、水質の汚濁、悪臭、騒音、振動、土壌の汚染、地盤沈下などでお困りの方はご相談ください。

### 空き地の管理(雑草等の刈り取り)

空き地の雑草などでお困りの方はご相談ください。

空き地を放置しておくことと雑草、虫、火災等の発生原因となり、周りの人に迷惑をかけることとなります。適切な管理はその土地の所有者(管理者)が行わなければなりません。雑草等の刈り取りがどうしても自分でできない方は、下表の市指定業者へご相談ください(有料)。

市指定業者	所在地	電話番号
(株)島崎土建	東町2-3-41	04-2962-2789
(有)丸山産業	豊岡2-2-6	04-2962-3035
(有)近藤園	宮寺2601	04-2934-4218
細谷建設(株)	二本木1056	04-2934-2069
(株)諸井造園	高倉1-9-17	04-2964-2370
(有)向上舎	豊岡1-8-26	04-2962-2542
創和ユニット	久保稲荷1-27-4	04-2963-3927
(有)金子庭園	小谷田2-1	04-2962-3620
(有)滝沢造園	野田216	04-2932-0369

▶ 環境課

## 犬の登録

### 犬の登録と予防注射

生後91日以上飼育する犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。

飼い主が変わったとき、飼い主の住所、氏名が変わったときや犬が死亡したときにも届出が必要です。

他の市区町村で登録後、入間市に転入したときは、交付された鑑札をお持ちの上、変更手続きをしてください。

狂犬病予防注射接種後は、注射済票の交付申請をしてください(有料)。

▶ 環境課

### ペット条例

危険な動物を飼う場合は、県条例により許可が必要です。ライオン・トラ・クマ・ワシ・タカ・ヘビ等、危険な動物を飼う場合は狭山保健所(04-2954-6212)へご相談ください。

▶ 狭山保健所

### 犬・猫等の死体処理は

飼い犬、飼い猫等が死亡し、死体の処理を希望する方は、総合クリーンセンター(04-2934-5546)にお持ちください。手数料は1体につき500円です。

▶ 総合クリーンセンター

## 外来生物について

### 外来生物とは

もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国から持ち込まれたものをいいます。

外来生物には、私たちの生活や日本本来の生態系に悪い影響を与えるものがあります。

ペットとして飼っている動物や、庭で栽培する植物は適切な管理をお願いします。

### 特定外来生物とは

外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともいた動物や植物を脅かす侵略的な外来生物を特定外来生物として、法律で指定しています。

### アライグマ(特定外来生物)

北アメリカ原産のタヌキに似た中型ほ乳類で、長いしっぽにしま模様があるのが特徴です。もともとはペットとして輸入されたものが逃げ出したり放り出されたりして野生化したものです。天敵がなく、雑食性で強い繁殖力を持つことから、全国で数を増やしています。見かけによらず非常にどう猛なので、むやみに手を出すことは大変危険です。

▶ 次ページに続く



### ● オオキンケイギク (特定外来生物)

北アメリカ原産のキク科の多年草で、5月～7月頃にかけて鮮やかな黄色の花をつけます。

もともとは緑化や園芸などで利用され、全国で数を増やしてきました。

土手や川原などでよく見られますが、強靱な性質で繁殖力が強く、在来種を駆逐してしまいます。

▶ 環境課

## ● 野生生物について

### ● 動かない野生生物を見つけたら

動物・鳥にかかわらず、触らずに様子を見てください。人間が保護するよりそのままにしておいたほうがよい場合も多々あります。

また、野生動物の中には、感染症を持つ動物も多いことから、見つけても素手で触らないようご注意ください。

▶ 農業振興課

### ● 鳥のヒナを見つけたら

親が近くにいる場合が多いので、拾わずそっとしておいてください。

拾ってしまった場合は、できるだけ早く元の場所に戻してください。

▶ 農業振興課

### ● 鳥に巣をつくられて困っている

子育て中であれば1ヶ月程度で子育ては終わりますので、巣立ちを待ってから巣を撤去してください。

▶ 農業振興課

### ● 野生動物の被害について

近年、私たちの生活と野生動物との距離が近くなり、その被害は増加傾向にあります。

被害の主なものはアライグマやハクビシンによる、農作物の食い荒らし、屋根裏に棲みつく等の被害です。また、イノシシによる被害も発生しています。

市ではアライグマやハクビシン等の被害対策として、野生動物を捕獲する箱わなをお貸ししています。

野生動物をむやみに捕獲することは法律で禁じられていますので、野生動物の被害でお困りのときはご連絡ください。

▶ 環境課

## ● 身近なみどり

### ● 生け垣づくり補助金

#### ▶ 補助の基準

自分の住んでいる宅地に、道路に2m以上沿って設置する(4m未満の道路の場合は中心より2m後退すること)場合

#### ▶ 補助金額

1m当たり3,000円で45,000円を限度(補助金の申請は、施工前に申し出てください)

▶ 都市計画課

### ● 苗木の配布

家庭緑化の推進、また「緑の基金」の拡充のため、秋に苗木をお分けしています。

▶ 都市計画課

### ● 市民農園


土とふれあい収穫の喜びを味わっていただくため、東町・藤宮・中神・西武市民農園の4カ所を開設しています。

▶ 面積 1区画30㎡(東町)、40㎡(藤宮・西武)、50㎡(中神)


▶ 借用期間 2年間

▶ 借用料 年間6,000円

▶ 農業振興課



**IRUMA CITY PHOTOGRAPH GALLERY**



新茶の収穫



**IRUMA CITY PHOTOGRAPH GALLERY**



青少年活動センター  
ツリークライミング体験

## 緑の基金

緑の自然環境は、人間を含め、あらゆる生物の生存基盤です。しかし、都市化が進行する中で緑は急激に減少しつつあります。

今、その保全に取り組みなければ、永久に失われてしまいます。市では、身近な緑を保全する資金に充てるため、『緑の基金条例』を制定しています。基金は、市街地に残された貴重な緑や加治丘陵の保全など有効に使われています。

### ▶ 寄附受け入れ

都市計画課でお受けします。

▶ 都市計画課

## 土地・建物

### ● 都市計画とは

都市計画とは、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要なことがらについて総合的、一体的に定め、まちづくりを秩序だてて進めていくことを目的にした計画です。

#### (都市計画による規制)

都市計画によるいろいろな規制がありますので、建築物を建築する場合は事前に、次のことを確認してください。

#### ▶ 市街化区域内か、市街化調整区域内か

- 市街化区域内には用途地域が指定されており、建物の用途により建築できない建物があります。
- 市街化調整区域内において建築物等を建築する場合は、都市計画法に基づく許可等が必要です。

#### ▶ 地区計画区域内か(当市の地区計画決定区域は、10地区です。)

- 地区計画が定められている区域内については、建築物または工作物の新築、改築、増築および移転等を行う場合に届出が必要です。(都市計画法第58条の2)

▶ 都市計画課

### ● 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、新たに道路・公園・下水道などを整備すると同時に、それぞれの土地を整えて再配置する総合的まちづくりの有効な方法です。

市内の土地区画整理事業は、すでに10地区(約199.6ha)が完了し、現在、武蔵藤沢駅周辺、入間市駅北口、扇台の3地区(約161.7ha)を施行中です。

▶ 区画整理課

### ● 土地の公示価格の閲覧

公示価格は、市民の方が土地取引を行う際の価格の指標となり、官庁が公共用地を取得する場合の算定の基準とされるものです。自由に閲覧できますので、土地売買などの際にご利用ください。

### ● 土地の売買などをするとき

#### 「公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出」

一定面積以上の土地の売買などをするときは、契約前に公有地の拡大の推進に関する法律(土地の先買い制度)に基づく届出が必要です。

届出対象面積は以下のとおりです。

- 都市計画施設等の区域内…200㎡以上
- 市街化区域の区域内…5,000㎡以上

また地方公共団体等に土地を買い取ってほしいときにはその旨を市長に申し出ることができます。

申出対象面積は以下のとおりです。

- 市の全域…100㎡以上

届出・申出後、公共用地としての買い取りの有無を届出・申出をした日から3週間以内に通知します。

#### 「国土利用計画法による届出」

一定面積以上の土地の売買契約をしたときは、契約をした日から2週間以内に国土利用計画法に基づく土地売買等届出書が必要です。この届出は、市長を経由して知事に送付されません。

届出対象面積は以下の通りです。

- 市街化区域…2,000㎡以上
- 市街化調整区域…5,000㎡以上

▶ 開発建築課

### ● 農用地区域からの除外

農振農用地に指定された農地をやむを得ず転用するときは、農用地区域から除外する手続が必要です。除外に当たっては、一定の要件が必要ですので、事前にご相談ください。

▶ 農業振興課

### ● 農地の転用

市街化調整区域の農地転用には県知事の許可が必要です。また、市街化区域の農地転用にも届出が必要です。

なお、農地改良についても許可または届出が必要です。

▶ 農業委員会



## ● 開発行為等の制限

### ▶ 都市計画法に基づく手続きについて

市街化調整区域内で都市計画法に規定される開発行為(建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合や市街化区域内で規模が500㎡以上の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく「開発許可」が必要です。その他、増改築、用途変更等にも手続きが必要な場合がありますので事前に事前確認してください。

### ▶ 入間市宅地開発指導要綱に基づく手続き

都市計画法に規定される開発行為で規模が500㎡以上のもの、建物の建築で敷地面積かつ建物延べ床面積が500㎡以上のもの、高さ10m以上の建物を建築するもの、駐車場・墓地の造成で規模が2,000㎡以上のもの、グラウンドの造成で規模が5,000㎡以上のもの、これらのいずれかに該当する場合は「入間市宅地開発指導要綱」に基づく行政指導があり、市長との協議が必要になりますので「開発行為等事前協議申出書」を提出してください(ワンルーム形式集合住宅の場合は、別途、指針があります。)

### ▶ 土地、建物を購入する場合

区画整理や街路計画による規制、用途地域による規制がないか、市長との協議がどのようになっているか、これらを事前によく調べてください。

購入した建物が違反建築物であったり、建築ができない土地であったりすることもありますので、慎重に検討してから決めてください。

## ● 建築の確認申請

建物を建てる際には、工事を始める前に建築主事等の確認が必要です(確認申請)。敷地、用途、建ぺい率、高さ等について、いろいろ制限されています。

▶ 開発建築課

## ● 建築に伴う道路拡幅整備

幅員が1.8m以上4m未満の道路で建築基準法第42条第2項道路に該当するものについては、道路の中心から2mの後退が必要です。この後退用地の取り扱いについては、「入間市道路拡幅整備要綱」が定められており、寄附いただいた場合は、後退用地内にある物件の移設等について、一定の条件のもとに補償します。

## ● 木造住宅の簡易耐震診断(無料)

### ▶ 対象建物

市内にある昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅(2×4工法含む)で2階建て以下

### ▶ 申込方法

電話予約をしてから、図面等を持参してください。  
※診断方法は、図面等から簡易に行うため、ご自宅の現地調査を行うものではありません。

▶ 開発建築課

## ● 木造住宅耐震診断・耐震改修等補助制度

木造住宅の耐震診断・耐震改修・防災ベッド等の設置を行う方に、耐震診断・耐震改修・防災ベッド等の設置に要する費用の一部を補助します。

### ▶ 対象建物

市内にある昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅(2×4工法含む)で2階建て以下

### ▶ 申込受付

「広報いるま」、市公式ホームページなどでお知らせします。  
※詳しくは、開発建築課にお問い合わせください。

▶ 開発建築課

## ● 工事の前に遺跡の確認を

遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)内で工事等を行う場合は、工事開始の60日前までに届出が必要です。また、遺跡の保存のために調査が必要となる場合がありますので、事前にその土地が遺跡内に該当しているかを確認してください。

▶ 博物館アリット ☎04-2934-7711

二本木100





## 公営住宅の申込

### 市営住宅の申込

市では、収入が少なく、住宅に困っている方を対象に年2回(6月、12月)『市営住宅入居者の募集』をしています。

#### ▶主な申込資格

- ①入間市内に在住または在勤していること。
- ②入居しようとする世帯全員の収入の総額が基準の範囲内にあること。
- ③現に住宅に困窮していること(自己所有の住宅がある方、他の公営住宅に入居している方等は申し込みできません)。
- ④入居しようとする世帯全員が市税の滞納のない者であること。
- ⑤入居しようとする世帯全員が暴力団員でないこと。

詳細は、入居希望者の募集を行うときに配布する「募集案内」で確認してください。

#### ▶お知らせ方法について

市公式ホームページで「募集案内」の配布、受付時期などをお知らせします。

▶都市計画課

### その他の公営住宅等

▶県営住宅 埼玉県住宅供給公社 ☎048-829-2875

▶都市再生機構住宅(UR住宅)  
独立行政法人 都市再生機構所沢営業センター ☎04-2924-4481

## 住宅資金の融資

### 住宅金融支援機構の融資

融資の申込から返済まで取り扱いを行っています。  
詳しくは住宅金融支援機構お客様コールセンター  
☎0570-0860-35へ。

### 入間市勤労者住宅資金貸付制度

#### ▶資格

- ①市内在住で同一事業所に2年以上勤務している20～55歳までの勤労者
- ②市内に居住しようとする方で、同一事業所に2年以上勤務している20～55歳までの勤労者

#### ▶資金の用途

市内に居住するための住宅の新築、増改築・修繕、購入および土地の取得資金

#### ▶融資金額

300万円まで(無担保)

#### ▶申込受付

商工観光課または中央労働金庫飯能支店  
☎042-973-2865

▶商工観光課



## 道路・水路

### 道路の占用・水路等の使用

市が管理している道路および水路等へ、看板を張り出したり、水道管、ガス管、排水管等を埋めたり、あるいは建築現場の足場を設置するときなどは、道路・公共物管理者の許可を受けなければなりません。このような場合、道路は道路占用、水路等は公共物使用の許可申請をしてください。なお、占用・使用物件は、占用・使用料の対象となります。

### 境界の確認

市が管理している道路・水路と民地との境界確認が必要なときは、公共用地境界確認申請書を提出してください。なお、測量費用等は申請者負担となります。

### 土地の所有者・公図(有料)

土地台帳や公図により土地の所有者や敷地の閲覧をすることができます。

### 市道の幅員証明(有料)

運送事業の営業許可申請等のために、市道の有効幅員の証明を必要とするときは「道路幅員証明願」を提出してください。

### 私道の寄付

私道を市に寄付するときの規定はおおむね次の通りです。

- ①幅員が4m以上の道路(位置指定道路等)で、起点・終点が国道・県道・市道のいずれかの公道に接していること。
- ②境界が確定されていて、境界石等の標示により明確にされていること。
- ③所有権移転が速やかにできること。
- ④道路上に交通の障害となる建築物等の占有物件がないこと。

### 道路・水路への工事

市が管理している道路や水路等の工事を行う場合には、道路・公共物管理者の承認を受けなければなりません。このような場合、道路は道路工事施行承認、水路等は公共物工事施行承認の申請を行ってください。

### 水路などへの排水の放流

市が管理している水路や側溝等に、浄化槽処理水等を放流する時には、市の許可が必要です。このような場合、流末使用許可申請を行ってください。

### 市道を4mに拡げたいとき

市道を幅員4mに拡げたいときの規定は、おおむね次のとおりです。

- ①幅員4m以上の整備されている市道へ通り抜けていること。
- ②道路に接する敷地の所有者、借地(家)人の方全員が承諾していること。
- ③整備内容について、市が計画する内容で協力がいただけること。
- ④道路となる土地には、所有権以外の権利がついていないこと。
- ⑤道路の交差個所の所有者は、すみ切り用地を市に提供できること。
- ⑥道路となる土地は、市に寄付できること。

### 道路の舗装・側溝の整備

市道または私道の舗装を希望する方、また、市道で側溝等の敷設を希望する方は、隣近所でもよくご検討のうえご相談ください。

### 道路の補修

市道の補修等を行っていますので、道路やガードレールの破損等にお気づきの点がありましたらご連絡ください。

### 街路樹の維持・管理

街路樹により、信号機や道路標識等が見えにくくなっていましたら、せん定を行いますのでご連絡ください。

▶ 道路管理課



# 仕事・経営

ここでは、ハローワーク、勤労者のための施設、融資・助成のご案内をします。

## 働く方のために

### 就職や雇用の相談はハローワーク所沢へ

勤めたい方の相談や、職場の紹介、従業員の募集、再就職のための自己啓発援助のほか、雇用(失業)保険を扱っています。

▶所在地 所沢市並木6-1-3 ☎04-2992-8609

▶相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

▶ホームページ <https://www.hellowork.go.jp/>

※西武地区(仏子・野田・新光)にお住まいの方の、雇用(失業)保険に関する手続きの窓口は、飯能出張所(飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1階 ☎042-974-2345)

### 入間市ふるさとハローワーク

▶所在地 市役所1階 ☎04-2962-8609

▶相談日時 月～金曜日 午前10時～午後5時(祝日を除く)

▶内容 求人検索、職業相談、職業紹介

※雇用(失業)保険は扱っていません。

### 元気な入間雇用情報支援システムホームページ

<http://w-iruma.com/>

### 内職相談

▶相談日時 月・火・木・金曜日(祝日を除く)  
午前9時～正午、午後1時～4時

▶相談場所 市役所1階内職相談室

▶内職相談室(市役所庁舎内) ☎04-2962-9272

### 農業者年金制度

農業を主業としている方の老後の生活安定を図るため、農業経営主およびその経営に協力する配偶者、そしてその後継者を対象にした年金制度です。

▶農業委員会

## 勤労福祉センター

市内に在住勤の勤労者の皆さんの社会的、経済的地位の向上に向けた諸活動に、また地域の市民の皆さんのコミュニケーションや、さまざまな文化サークル活動、諸行事に利用できます。

▶利用時間 午前8時30分～午後10時

▶休所日 1月1日～5日、12月27日～31日

▶利用申込 使用する日の6カ月前から受付

▶施設 会議室(大・中)、研修室(A・B)、和室(A・B)

▶勤労福祉センター ☎04-2934-5340  
宮寺4102-17

## 農村環境改善センター

市の農業振興と市民のコミュニケーションの場として、さまざまな活動や諸行事に利用できます。また、センター北側の加治丘陵の尾根には桜山展望台があります。

### センターの主な施設

1 F 多目的ホール(屋内運動場)、展示・談話ロビー、和室会議室(大・小)、調理実習室、事務室

2 F 洋室会議室(大・小)、生活研修室、視聴覚図書室

屋外 テニスコート(砂入り人工芝)

▶利用時間 午前9時～午後9時30分(テニスコート:午前8時30分～午後4時30分(9～4月)、～午後6時30分(5～8月))

▶休所日 年末年始

▶利用申込 使用予定日の2カ月前の初日(テニスコートは2カ月前の21日※)から先着順に受付

※公共施設予約サービスシステムの利用登録をすることで、使用予定日の2カ月前の初日から10日までの抽選形式による受付が可能になります。

▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※夜間でも利用時間内であれば受付できます。

※公共施設予約サービスシステムによる予約もできますので、ご利用ください(121ページの注参照)。

▶農村環境改善センター ☎04-2936-0900  
下谷ヶ貫915-3



農村環境改善センター

## 農業研修センター

農業の振興を図るため、農業者に技術研修、情報交換および研究の場を提供しています。

▶所在地 中神790

▶施設の概要

1 F 研修工場(荒茶製造ラインを設置)  
再製室(仕上げおよび加工施設)

2 F 研修室

▶農業振興課

## (一財)勤労者福祉サービスセンター

市内中小企業の事業主、勤労者(パート労働者含む)およびその家族の福利厚生充実を図り、明るい職場づくりや雇用安定などに資するため、市が設立した公益的団体です。

納得の会費で、共済、健康増進、自己啓発、余暇支援などのサービスが受けられます。

次ページに続く

▶ **共済事業** 弔慰金、重度障害・傷病保険、住宅火災保険ほか

▶ **福利厚生事業**

人間ドック・健康診断受診・インフルエンザ補助、日帰りツアー、チケット割引販売、行楽・遊園地等の補助券発行、宿泊施設利用補助、ゴルフ教室開催、通信講座補助(NHK・ユーキャン)ほか

▶ **婚活支援事業**

県内サービスセンターと合同で定期的を実施しています。

▶ **入会資格**

- ①市内の中小企業の事業主および勤労者(パート労働者を含む)
- ②市内に居住する市外の中小企業の事業主および勤労者(パート労働者を含む)

▶ **入会金・会費等**

- ・入会金 500円
- ・月会費 700円

▶ (一財)勤労者福祉サービスセンター ☎04-2964-6393

向陽台1-1-7

<http://www.workwell-iruma.com/>

## 融資と助成

### 中小企業制度融資

市内で事業を営む中小企業者を対象に、下表の内容で、事業に必要な資金を低利であっせんしています。融資限度額や貸付利率は変更になる場合があります。お気軽にご相談ください。

申し込み資格				資金の種類	限度額(万円)	貸付期間	利率(%)	信用保証率(%)	連帯保証人	担保
対象者	営業年数	市民居住	市税等							
市内で引き続き同一事業を営む方	1年以上	1年以上居住し、住民登録がある方	所得割等有、完納	特別小口無担保無保証人融資	1,250	運転 7年 設備 10年	1.1	0.8%以内	不要	不要
	6ヶ月以上		完納	小口特別融資	1,250	運転 7年 設備 10年	1.1	1.76%以内	個人:不要 法人:代表者	不要
市内で新たに事業を開始する方および開始して1年以下の方	1年以下	居住し、住民登録がある方	完納	創業支援資金融資	1,500	運転 7年 設備 10年	0.8	0.8%以内	個人:不要 法人:代表者	不要
				信用保証型						

※申し込み資格・内容などは、従業員数、信用保証協会利用の有無、課税・納税状況等により異なります。

### 信用保証料補助制度

創業支援資金融資(担保型)を除く上記制度において、当該融資に係る信用保証料の一部補助が受けられます。保証料一括支払時は総額の40%が、分割支払時は初回支払額の50%が、40万円を限度として補助されます。

▶ 商工観光課

### 中小企業退職金共済制度

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とした制度です。

▶ **利用対象**

常雇の従業員が300人以下または資本金などの額が3億円以下(卸売業は100人以下または1億円以下、サービス業は100人以下または5,000万円以下、小売業は50人以下または5,000万円以下)の企業

▶ **掛け金** 5,000円から30,000円までの16種類(全額事業主負担、損金等として全額非課税)

▶ (一財)勤労者福祉サービスセンター ☎04-2964-6393

### 中小企業助成制度

産業経済の振興と雇用の拡大を図るため、工場の新設等をした企業に対して助成を行っています。(限度額の単位:円)

助成の種類	助成事業の内容	助成額の算出	限度額	助成金の交付年度等
工場を設置する方への助成(製茶業は除きます) ※工場とは製造業(流通加工施設を含む)、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービスの建物をいう。 ※生産施設面積が、50%以上のものに限りま。	特定地域の工場の新設 常時雇用する従業員が20人以上の企業が対象(研究所、情報処理業等は従業員10人以上の企業)	(生産施設建設費-5,000万円)×5%	1億	翌年度から3年間分割交付
	特定地域の工場の移設・増設	(生産施設建設費-3,000万円)×3%	5,000万	
	工場の用地取得(特定地域内に限る) 用地を取得してから2年以内に工場を建設したもので、常時雇用する従業員20人以上の企業が対象(研究所、情報処理業等は従業員10人以上の企業)	(取得価格-5,000万円)×5%	2,000万	上記工場の設置助成と併せて交付

▶ 商工観光課



# 市民活動

ここでは、自治会や生涯学習などについてご案内します。

## 自治会に加入しましょう

### ●自治会とは

自治会は、一定の地域に住む人々が、仲良く助け合って暮らしていこうとする自分たちの自由な意見によって組織した自主的な任意の団体です。入間市には120の区・自治会があります(平成30年4月現在)。

自治会が趣味やスポーツ活動などの親睦団体と異なるのは、地域に住む人々が日常生活で起こるさまざまな物事に対して、みんなで力を合わせて問題を解決し、日常的な親睦・交流を通じて連帯感を培い、住み良い地域社会をつくろうという明確な目的を持っていることです。隣近所のお付き合いと同じように自治会に加入し、気軽に地域の行事に参加しながら、住み良い環境を築きましょう。

### ●どんなことをしているの？

それぞれの地域や自治会で多少の違いがありますが、地域の安全や生活環境向上のため、次のような活動を行っています。

#### ●ふれあい ～住民の交流～

お祭り・盆踊り・運動会等の各種イベントを実施し、そこに住む人たちの交流を深めています。

#### ●おもいやり ～福祉活動～

近隣たすけあい活動等を通じて、地域福祉活動を行っています。

#### ●安全・安心 ～災害・犯罪につよいまち～

防災訓練・防犯パトロール等の実施、防犯灯の設置要望による安全・安心なまちづくりを目指しています。入間市では、120の区・自治会ごとに自主防災会を設置しています。

#### ●きれい ～環境美化～

きれいで美しく住みよいまちづくりのため、市民清掃デー・各地域での清掃活動の実施、ゴミ集積かごの設置・管理、緑化活動(花壇への花植え)等を行っています。

#### ●情報のネットワーク ～広報紙等配布活動～

生活の助けとなる情報をお届けするため、地域の様子を伝える自治会だよりのほか、市から発行される「広報いるま」をはじめとして「議会だより」、「公民館だより」、各種イベント案内等の配布を行っています。

#### ●支援 ～各種団体への支援～

子ども会・老人会等への援助、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金等への協力を行っています。

#### ●要望・陳情 ～生活環境向上～

道路照明灯や反射鏡の設置、道路改良等の地域のさまざまな問題について地域住民全体の意見として要望・陳情を行っています。

### ●自治会に加入すると・・・

#### 1.日ごろからのつながりが大きな力に

地域の人たちと顔見知りになり、お互いに支え合い、気軽に協力できる温かい人間関係が突然の災害時などに大きな力を発揮します。たとえば、「〇〇さんがいない!」というようなお互いの安否確認や救助活動に役立ちます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地域で必要な助け合いが速やかに行われ、日頃からの横のつながりが非常に重要であることが再認識されました。いざというときに十分な対応をするには、日頃からのコミュニケーションが大切です。

#### 2.今、「地域力」が注目されています!

「地域力」は、地域に住む人たちが地域での課題に対して協力して取り組む力と言えます。日頃から気軽に声を掛け合える環境は「地域力」を高め、災害のときばかりでなく、防犯や福祉、教育などさまざまな分野で効果を発揮し、より住み良い豊かな地域づくりにつながります。防犯パトロール活動は、地域の事件や事故を未然に防ぐ効果があります。

### ●自治会に加入するには

地域の区・自治会には、どなたでも加入できます。お住まいの地域の区・自治会長にご連絡ください。お住まいの地域の区・自治会が分からない場合は、市役所自治文化課へお問い合わせください。

▶各自治会・自治文化課

## 学習情報

### ●生涯学習ガイドブック

市、市教育委員会、近隣の大学などで行われる講座、教室、イベント等の学習情報を紹介しています。この冊子は、市役所、公民館、図書館などで閲覧いただけます。また、市公式ホームページでもご覧いただけます。

### ●生涯学習情報紙「かがやく」

市民の生涯にわたる主体的な学習活動を支援することを目的として、年2回(4月・10月)発行しています。企画・編集は市民ボランティアで構成されている「かがやく」編集委員会で行っています。

学習を始めるきっかけづくりを目的に、市民の日ごろの活動、生涯学習活動に役立つ情報、生涯学習にかかわる市民組織などを紹介しています。

### ●サークル・スクール情報一覧「いるま学びの場」

入間市内で活動しているサークル・スクール情報をまとめた冊子です。「何かを学びたい!」「何かを始めたい!」と思ったときご利用ください。市公式ホームページでもご覧いただけます。

掲載している情報は、市、入間市生涯学習をすすめる市民の会で収集したものです。

▶社会教育課

## 推進組織

### 入間市生涯学習をすすめる市民の会

市と協働して生涯学習によるまちづくりをすすめる市民組織(無償ボランティア・任期は2年間)です。

市の生涯学習推進計画に沿って、生涯学習情報の収集・提供、いるま生涯学習フェスティバルや講座等の企画・運営を行っています。

▶ 社会教育課

## 学びの機会

### いるま生涯学習フェスティバル

市内のさまざまな分野で活動する団体や市民ボランティアと行政が力を合わせて企画・運営するイベントです。入間市生涯学習推進計画に基づく事業として、市民の生涯学習活動の成果や活動状況の発表の機会を提供しています。市民の生涯学習への意欲を高め、学習活動への参加を促進し、市民と行政との協働によるまちづくりを目指して開催しています。

### 入間市生涯学習「茶の都出前講座」

行政の取り組みや職務で得た知識を講座にして、市職員を講師として派遣する制度です。市の施策や制度を説明するものなど、生涯学習に役立つさまざまな講座を用意しています。ぜひご利用ください。

#### ▶ 講座分類

- まちづくり・行政
- 環境・自然
- 健康・福祉
- 暮らし・コミュニティ
- 教育・文化・スポーツ

メニュー表は、各支所・公民館等で配布しています。また、市公式ホームページでもご覧いただけます。ぜひ皆さんの生涯学習活動にお役立てください。

### まちの先生

知識や経験をいかし各分野で活動している市民が「まちの先生」として登録されており、講座の講師を探している団体・サークル等にご紹介しています。

また、自らの知識や経験を市民の学習活動に役立てたいという個人・団体を募集しています。ぜひご登録ください。

▶ 社会教育課

### 入間市民大学

市民文化のレベル向上、コミュニティ活動の充実を目指して、「元気な入間のまちづくり」実現のために開催しています。また、この市民大学は、公募による市民大学企画運営委員(市民ボランティア)により運営されており、毎年さまざまな講師を招き、魅力ある講義が開かれます。

### 日本語教室

市国際交流協会では、在住外国人支援の一環として、日常生活に必要な日本語を、レベルに合わせて学習する「日本語教室」を開設しています。

▶ 対象 市内在住の外国人等

教室	とき	場所
産文教室	土曜日午後2時から	産業文化センター
仏子教室	水曜日午前10時から	図書館西武分館

※毎週の開催ではありませんので、まずはお問い合わせください。

また、その際幼児を持つ参加者のために、その幼児を保育するボランティアを募集しています。資格は問いません。熱意のある方のご応募をお待ちしています。

▶ 自治文化課

### アリットお茶大学

博物館アリットが主催する公開講座。年間を通じて「お茶」と「地域」を学ぶ講座を幅広い分野から開催。何年も続けて受講される方も多い人気の講座です。「お茶」については、伝統的な手揉み製茶の体験や、茶の歴史、茶道の文化を学ぶ講座、世界のお茶を体験する講座など。「地域」については、入間市の歴史や文化財を知る講座、狭山茶の歴史を学ぶ講座などがあります。毎年3月下旬にパンフレットを配布し、4月に受講生を募集する年間コースや研究生コースのほか、『広報いるま』で募集する一般公開講座もあります。

▶ 博物館アリット ☎04-2934-7711  
二本木100



講座の様子

## 文芸

### 文芸入間

文芸活動への意識の高揚を図るため、また、市民の交流の場として、市民の文芸作品を公募し、毎年1回刊行しています。

#### ▶ 掲載内容

小説(含・ノンフィクション)、童話、随筆、詩、俳句、短歌、川柳

▶ 社会教育課



# 公共施設

ここでは、主な公共施設のご案内と連絡先電話番号、市内循環バスなどのご案内をします。

## 市民会館

ホール(1,086席)は各種演奏会、演劇会、講演会、発表会、映画会などに利用できます。

会議室は、和洋室合わせて10室あります。

- ▶開館時間 午前9時～午後9時30分
- ▶受付時間 午前8時30分～午後7時30分
- ▶休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始
- ▶申込期間 6カ月前(入間・所沢・飯能・狭山・日高市にお住まいの方)、その他の方5カ月前

市民会館 ☎04-2964-2411  
豊岡3-10-10

## 産業文化センター

コミュニティーホールには、ホール(442席)のほかに、大小の集会室が5室あります。

- ▶開館時間 午前9時～午後9時30分
- ▶受付時間 午前8時30分～午後7時30分
- ▶休館日 月曜日(祝日を除く)、年末年始
- ▶申込期間 6カ月前(入間・所沢・飯能・狭山・日高市にお住まいの方)、その他の方5カ月前

産業文化センター ☎04-2964-8377  
向陽台1-1-7



産業文化センター

## 健康福祉センター

保健、医療および福祉的機能の一体的な推進を図り、市民自らが主体的に健康づくりを行えるよう、また、地域で自立した生活が送れるようお手伝いします。

- ▶開館時間 午前8時30分～午後10時  
(トレーニング室のみ日曜日は午後5時まで)
- ▶休館日 年末年始(12月29日～1月3日)  
※臨時休館日があります。詳しくはホームページをご覧ください。
- ▶事務取扱時間(祝日を除く) 月～土曜日  
午前8時30分～午後5時15分

健康福祉センター 健康管理課 ☎04-2966-5511  
地域保健課 ☎04-2966-5513  
上藤沢730-1

### ●夜間診療所

日・月・木・土曜日の夜間における内科・小児科の初期救急診療(休診日12月31日～1月2日)。

- ▶診療時間 午後7時30分～午後10時30分

夜間診療所 ☎04-2966-5515(上記診療時間のみ)



健康福祉センター



IRUMA CITY  
PHOTOGRAPH GALLERY



雪の茶畑



IRUMA CITY  
PHOTOGRAPH GALLERY



東藤沢ふるさと祭り



公共施設

## 図書館

### ▶貸出できる資料

本、紙芝居、雑誌は合わせて10点まで、視聴覚資料は4点まで。全て14日以内までご利用できます。

### ▶貸出登録手続

入間市に在住、在勤、在学の方と所沢市、狭山市、飯能市、日高市、青梅市に在住の方は、利用者カードを作ることができます。本人の住所・氏名が確認できる公的身分証明書(運転免許証、保険証、学生証等)を持って来館してください。

### ▶開館日時

#### 本館

火曜日～金曜日 午前9時～午後8時

※閲覧席の利用は午後9時30分まで

土・日曜日、休日 午前9時～午後5時

#### 西武分館・藤沢分館

火曜日～金曜日 午前9時～午後8時

土・日曜日、休日 午前9時～午後5時

#### 金子分館

火～日曜日、休日 午前9時～午後5時

#### 宮寺配本所(宮寺公民館2階)

火～土曜日 午前9時30分～午後4時

▶休館日 月曜日(平日)、年末年始(12月29日～1月4日)、館内整理日(毎月末、ただし末日が土曜日・日曜日・月曜日の場合と8月は翌月最初の平日)、特別整理期間  
※宮寺配本所は月曜日、日曜日、休日は休みです。

●移動図書館“やまばと号”(市内24カ所を巡回)

●ホームページ <http://lib.city.iruma.saitama.jp/>

●モバイル <http://lib.city.iruma.saitama.jp/k/>

※入間・所沢・飯能・狭山・日高市にお住まいの方は、5市すべての図書館が利用できます(各市での登録が必要です)。

## ○視覚障害者の方へのサービス

朗読テープ・点字図書・DAISY図書(デジタル録音図書)を1人各10点まで利用できます。なお、全国の公共図書館から取り寄せ、郵送も行います。すべて無料です。

▶貸出期間 1カ月間

## ○図書館情報の案内

図書館の休館案内や自分が借りた本・予約した本の状況確認や貸出期間の延長等ができる自動音声応答システムのサービスがあります。

自動音声応答システム ☎04-2901-1231

## ○美術作品の貸出

▶貸出期間 1カ月間 点数1点

## ○子ども向けサービス

毎週定期的に各館にて、おはなし会(絵本や紙芝居の読み聞かせ)などを行っています。また、映画会やおたのしみ会も行っています。

## ○大人向けサービス

文学講座、映画会、朗読会などを各館で行っています。

## ○インターネット(ホームページ)閲覧サービス

館内には、インターネットに接続されたパソコンを設置しています。

## ○予約

貸出中および他の館にある資料を予約することができます。パスワードを登録すると、ホームページ・モバイルサイトからも予約できます。ただし、青梅市に在住の方(入間市内に在勤・在学の方は除く)は利用できません。

## ○リクエスト

入間市立図書館に所蔵していない資料(図書)は、リクエストとして受け付けいたします。購入または、県や他市町村などの図書館から借用して、可能な限り貸出します。ただし、青梅市に在住の方(入間市内に在勤・在学の方は除く)は利用できません。

## 入間市立図書館本館

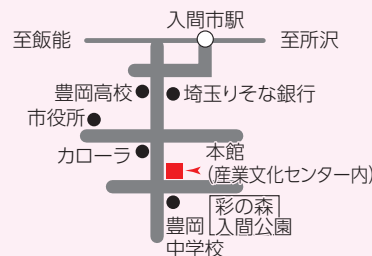
向陽台1-1-7 ☎04-2964-2415

### ■交通アクセス

西武池袋線入間市駅(南口)下車 徒歩約12分。入間市駅(南口)の駅前広場を出て交差点を所沢方面に左折。けやき並木を1キロメートル行くと入間市立図書館と産業文化センター。または、入間市コミュニティバスでいーろーど南コース「産業文化センター」バス停より徒歩2分。

■蔵書点数 平成29年度(平成30年4月1日現在)

- ・図書資料 251,257点
- ・カセットテープ 2,458点
- ・CD 5,140点
- ・ビデオテープ 2,442点
- ・DVD 981点
- ・複製絵画 39点





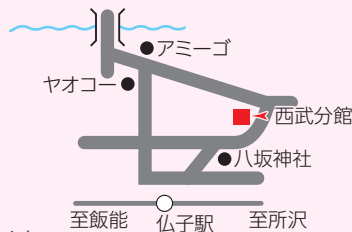
## 入間市立図書館西武分館

仏子1084-12 ☎04-2932-2411

### ■交通アクセス

西武池袋線仏子駅(北口)下車 徒歩約3分。  
または、入間市コミュニティバスていーろーど北コース「図書館西武分館」バス停より徒歩1分。

■蔵書点数 平成29年度(平成30年4月1日現在)  
・図書資料137,227点



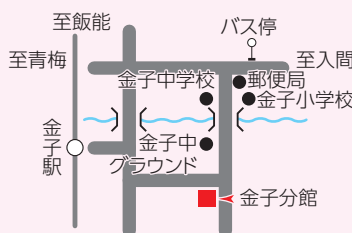
## 入間市立図書館金子分館

寺竹535-1 ☎04-2936-1811

### ■交通アクセス

JR八高線金子駅下車 徒歩約10分。または西武池袋線入間市駅(南口)下車、西武バス青梅方面行き西三ツ木バス停より徒歩約10分。または、入間市コミュニティバスていーワゴン金子コース西回り「金子公民館」バス停より徒歩1分。

■蔵書点数 平成29年度(平成30年4月1日現在)  
・図書資料 56,933点



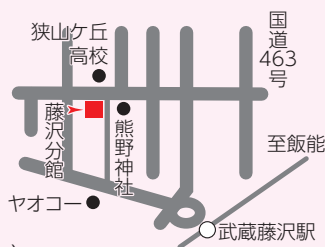
## 入間市立図書館藤沢分館

下藤沢846-1 ☎04-2966-8080

### ■交通アクセス

西武池袋線武蔵藤沢駅(西口)下車 徒歩約15分。または、入間市コミュニティバスていーろーど南コース「藤沢支所」バス停より徒歩1分。

■蔵書点数 平成29年度(平成30年4月1日現在)  
・図書資料 106,768点



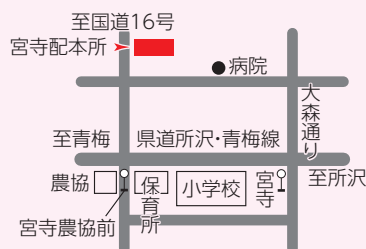
## 宮寺配本所(宮寺公民館2階)

宮寺2405-1 ☎04-2934-4466

### ■交通アクセス

西武池袋線入間市駅(南口)下車  
西武バス箱根ヶ崎駅行き・入間市博物館行き・二本木地蔵前行き「北中野」バス停より徒歩約15分。または、入間市コミュニティバスていーワゴン宮寺コース「宮寺支所」バス停より徒歩約1分。

■蔵書点数 平成29年度(平成30年4月1日現在)  
・図書資料 7,523点



## 文化創造アトリエ「アミーゴ」

音楽、演劇、表現活動等文化の創作活動を支援する施設です。

- ▶開館時間 午前9時～午後10時30分
- ▶受付時間 午前8時30分～午後8時
- ▶休館日 年末年始
- ▶申込期間 6カ月前(入間・所沢・飯能・狭山・日高市にお住まいの方)、その他の方4カ月前  
※初めてご利用される方は要事前相談

▶アミーゴ ☎04-2931-3500  
仏子766-1



文化創造アトリエ「アミーゴ」

## 博物館ALIT(アリット)

入間市の自然や歴史などを総合的に扱う博物館です。ALITとは、美術館的機能(Art)・文書館的機能(Archives)、ライブラリー機能(Library)、情報センター機能(Information)、お茶(Tea)を表す愛称。狭山茶の主産地にある「お茶の博物館」として、広い芝生の庭は皆さんの憩いの場として、幅広い役割を果たしています。

- ▶開館時間 午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▶休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日)、祝日の翌日(土・日曜日または祝日の場合は除く)、年末年始(12月27日～1月5日)、毎月第4火曜日(祝日を除く)  
※休館日でも館庭(市民広場および駐車場)を開放しています(午前8時30分～午後4時)。出入口は正門のみとなります。
- ▶観覧料 ( )内は有料観覧者20人以上の団体割引  
大人200円(160円)、  
高・大学生100円(80円)、  
小・中学生50円(40円)  
※特別展等で別料金の場合あり。

### ●常設展示のご案内

こども科学室、入間の自然、入間の歴史、茶の世界

▶博物館 ☎04-2934-7711  
二本木100

- ホームページ <http://www.alit.city.iruma.saitama.jp/>



博物館ALIT

いるまし いまむかし



昭和41(1966)年頃



西武鉄道豊岡町駅(河原町・現在の入間市駅)



## 旧石川組製糸西洋館(国登録有形文化財)

明治から大正、昭和にかけて全国に名を馳せた「石川組製糸」が、取引先の外国商人を招くために大正10年(1921)頃に建てた洋風建築の迎賓館。現在は建物の公開をはじめ、撮影への貸出(有償)、コンサートや撮影会等のイベントを行っています。

- ▶ **所在地** 河原町13-13
  - ▶ **公開日** 年間約50日  
※公開日は市ホームページでご確認ください。
  - ▶ **公開時間** 午前10時～午後4時(入館は午後3時45分まで)
  - ▶ **入館料** ( )内は有料入館者数20人以上の団体割引  
一般200円(160円) ※中学生以下無料
- ※撮影の貸出を希望する方は、博物館(☎04-2934-7711)へお問い合わせください。  
※イベントの情報は、西洋館フェイスブックをご覧ください。

▶ **博物館** ☎04-2934-7711

### ●西洋館フェイスブック

<https://www.facebook.com/irumashiseiyoukan/>



旧石川組製糸西洋館

## 公民館

市内には中央公民館の他、13の地区公民館があり、次のような活動を行っています。

- ▶ **場所の提供** 会議室、料理実習室など
- ▶ **教室・講座の開催** 趣味、教養、スポーツ ほか
- ▶ **発表の場をつくります** 大会、展覧会、発表会 ほか
- ▶ **応援します** 自主的なサークル活動 ほか
- ▶ **仲間を探します** 各種サークル活動を紹介

### ●教室・講座の案内

- ▶ **趣味** 料理、陶芸、文学、歴史、菓子作り、着付け ほか
- ▶ **スポーツ** 卓球、健康ウォーキング、軽スポーツ ほか
- ▶ **その他** 青少年育成講座、高齢者講座、子育て支援・家庭教育講座、人権講座 ほか
- ▶ **開館日時** 毎日(祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～午後10時  
(中央公民館は火～日曜日の午前9時～午後9時30分)
- ▶ **休館日** 祝日、年末年始
- ▶ **事務取扱時間(休館日を除く)**  
月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

中央公民館	豊岡3-10-10	☎04-2964-2413
扇町屋公民館	扇町屋1-9-34	☎04-2962-4495
黒須公民館	黒須2-3-13	☎04-2962-7511
高倉公民館	高倉4-6-20	☎04-2964-4626
東町公民館	東町3-1-35	☎04-2963-7503
久保稻荷公民館	久保稻荷3-9-3	☎04-2965-8448
東金子公民館	小谷田77-3	☎04-2962-7711
金子公民館	寺竹535-1	☎04-2936-1171
宮寺公民館	宮寺2405-1	☎04-2934-4466
二本木公民館	二本木256-1	☎04-2934-2672
藤沢公民館	下藤沢846-1	☎04-2962-6475
東藤沢公民館	東藤沢3-19-19	☎04-2962-6922
藤の台公民館	上藤沢406-31	☎04-2964-7353
西武公民館	野田496	☎04-2932-0033

※入間市公共施設予約サービスがご利用できます。

注:入間市公共施設予約サービスについて

施設の仮予約・空き状況照会がインターネットやスマートフォン等のできるシステムです。なお、予約サービスは、事前に利用者登録が必要です。

方法	設置場所・アドレス	利用時間
ロビー端末	各公共施設に設置	施設の 利用時間内
インターネット	<a href="http://webrsv01.dia-koukyou.jp/iruma/">http://webrsv01.dia-koukyou.jp/iruma/</a>	5時～24時

※詳しくは、各施設へお問い合わせください。

## 男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設です。

- ▶ **利用時間** 午前9時～午後9時30分
- ▶ **受付時間** 午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日)
- ▶ **休所日** 年末年始
- ▶ **施設** 会議室、相談室、こども室(授乳コーナー)、資料閲覧室、展示交流室
- ▶ **会議室の申込期間**  
3カ月前(入間・所沢・飯能・狭山・日高市の男女共同参画を推進する団体)

▶ **男女共同参画推進センター(人権推進課)** ☎04-2964-2536

豊岡4-2-2

## 市民活動センター

「元気な入間」のまちづくりを推進する、市民の自主的な社会貢献活動を支援する施設です。

- ▶ **利用時間** 午前9時～午後9時30分
- ▶ **休所日** 年末年始

※使用者はあらかじめ登録してください。登録できる団体は、①特定非営利活動法人(NPO法人)、②公共または公益活動を行う団体、③まちづくりのためのボランティア団体

▶ **市民活動センター** ☎04-2964-2511

豊岡4-2-2

## 体育施設一覧

### 市民体育館〈豊岡4-2-1〉

- アリーナ(最大使用数)  
バレーボールコート……2面(練習時4面)  
バスケットボールコート…2面  
バドミントンコート……8面  
テニスコート……2面  
卓球台……24台
- 新体操……1面
- フットサル……(練習時1面)
- ランニングコース……1周 180m
- 卓球室……卓球台5台
- トレーニング室……トレーニング器具
- 多目的室A(床)……剣道、空手、ダンス等
- 多目的室B(畳)……柔道、合気道等
- 会議室……60人
- 役員室……10人
- 弓道場……2人立

#### ▶休館日

年末年始(管理の都合上、臨時に休館する場合があります)

▶市民体育館 ☎04-2962-1125

### 入間市運動公園〈豊岡4-2-1〉

- テニスコート……6面(砂入り人工芝)
- 陸上競技場……1面(兼ソフトボール2面)
- 一般用プール……50m(屋外)
- 児童用プール(屋外)

#### ▶利用期間 通年(年末年始を除く)

※整備日 テニスコート:不定期、陸上競技場:毎週水曜日(祝日のときは前日または翌日)

※プールは7月中旬から8月末まで開園予定

▶市民体育館 ☎04-2962-1125

### 中央公園〈扇町屋1250-1〉

- テニスコート……4面(クレートコート、夜間照明あり)
- 野球場……1面(軟式のみ)
- 競泳用プール……50m(屋外)
- 児童用プール(屋外)

#### ▶利用期間 4月1日～11月30日

※整備日 テニスコート:毎週月曜日(祝日のときは翌日)  
野球場:毎月第1・3・5月曜日、第2・4火曜日(祝日のときは翌日)

※プールは7月中旬から8月末まで開園予定

▶市民体育館 ☎04-2962-1125

### 黒須市民運動場〈春日町(河川敷)〉

- テニスコート……10面(クレートコート)
- 野球場……2面(軟式のみ)
- ソフトボール場……2面
- サッカー場……1面
- 自由広場

#### ▶利用期間 通年(年末年始を除く)

※整備日 毎週金曜日(祝日のときは前日)

▶市民体育館 ☎04-2962-1125

### 富士見公園〈東町1-16 外〉

- 少年少女用サッカー場……1面
- ソフトボール場……1面

#### ▶利用期間 通年(年末年始を除く)

このページにある体育施設の利用申込は、公益財団法人市振興公社(市民体育館内)で受け付けます。

#### ▶施設利用時間

- 市民体育館 午前9時～午後9時30分
- その他の施設は季節により異なります。

#### ▶窓口受付時間(※注)

午前8時30分～午後9時30分

#### ▶施設の使用料

下記の表1を参照してください

▶市民体育館 ☎04-2962-1125

表1

	施設名	面数	使用料
	市民体育館	—	使用方法その他により異なります
テニスコート	運動公園	6	1コート2時間 600円
	中央公園	4	1コート2時間 300円 夜間照明料は、 1コート1時間 300円
	黒須市民運動場	10	無 料
野球場	中央公園	1	平日2時間 350円 土・日・休日2時間 500円 電気設備一式 500円
	黒須市民運動場	2	無 料
ソフトボール場	運動公園	2	1面2時間 300円
	黒須市民運動場	2	無 料
	富士見公園	1	無 料
サッカー場	黒須市民運動場	1	無 料
	富士見公園	1	無 料
陸上競技場	運動公園	—	2時間 600円
	プール		
	運動公園	—	入場料 小学生100円 大人 300円
	中央公園	—	中学・高校生 200円

※高校生以下は、上記施設使用料が半額となります(プールを除く)。

※運動公園はソフトボール場と陸上競技場の併用はできません。

注:入間市公共施設予約システムについて

施設の仮予約・空き状況照会がインターネットや携帯電話等のできるシステムです。なお、予約サービスは、事前に利用者登録が必要です。

方法	設置場所・アドレス	利用時間
ロビー端末	各公共施設に設置	施設の 利用時間内
インターネット	http://webrsv01. dia-koukyou.jp/iruma/	5時～24時

※詳しくは、各施設へお問い合わせください。

## ● 入間市武道館<鍵山3-10-20>

- ・第1道場(柔道場)……3面
- ・第2道場(剣道場)……3面
- ・トレーニングルーム(主にサンドバッグ)……1
- ・弓道場……6人立
- ・会議室(40人)…2部屋 ・役員室(20人)…2部屋
- ▶**利用時間** 午前9時～午後9時30分
- ▶**利用申込** 使用日の2カ月前の1日から窓口・電話受付可
- ※入間市公共施設予約システムでも予約可(122ページ)参照
- ▶**使用料** 使用方法等により料金が異なります。
- ▶**休館日** 年末年始(管理の都合上、臨時に休館する場合があります)

▶ 市武道館 ☎04-2965-5551



武道館

## ● 地区体育館

### ▶ 地区体育館の所在地

- ・藤沢地区体育館 下藤沢988-1 ☎04-2964-4242
- ・東金子地区体育館 小谷田371 ☎04-2962-5597
- ・西武地区体育館 野田1134-57 ☎04-2932-2004
- ・黒須地区体育館 鍵山3-10-20 ☎04-2965-8423
- ・宮寺地区体育館 宮寺567 ☎04-2934-1565

### ▶ 利用方法

市内在住・在学・在勤者で構成する8人以上(そのうち、3分の2以上は地区内の方)の団体(登録団体)は毎月の調整会議で使用日時を割り振ります。なお、調整会議後空いている時間は、市内の個人または地区外の団体も利用できます。

- ▶**使用料** 無料
- ▶**休館日** 年末年始

## ● 学校体育施設開放校

地区	学校名	体育館	校庭
豊岡	豊岡小学校	○	○
	豊岡中学校	○	×
	高倉小学校	○	○
	扇小学校	○	×
	向原中学校	○	×
	東町小学校	○	○
	東町中学校	○	×
	黒須	黒須小学校	○
	黒須中学校	×	×
東金子	東金子小学校	○	○
	新久小学校	○	○
	東金子中学校	○	×

地区	学校名	体育館	校庭
金子	金子小学校	○	○
	金子中学校	○	○
宮寺	宮寺小学校	○	○
	武蔵中学校	○	×
二本木	狭山小学校	○	○
	藤沢小学校	○	×
藤沢	藤沢東小学校	○	○
	藤沢南小学校	○	○
	藤沢北小学校	○	○
	藤沢中学校	○	×
	上藤沢中学校	×	×
西武	西武小学校	○	×
	西武中学校	○	○
	仏子小学校	○	○
	野田中学校	×	×

○印は開放 ×印は未開放

### ▶ 利用方法

- ・登録…所在する地区内に在住・在勤・在学する者で構成する10人以上の団体で登録します。
  - ・調整会議…毎月開催され、使用日時の割り振りをを行います。調整会議終了後の受け付けはできません。
  - ・種目…学校により、異なります。
- ※詳しくはお問い合わせください。

▶ スポーツ推進課

## ● 入間市体育協会加盟団体一覧

団体名	地区体協	
	豊岡体育協会	二本木体育協会
黒須体育協会	藤沢体育協会	
東金子体育協会	西武体育協会	
金子体育協会	東藤沢体育協会	
宮寺体育協会	東町体育協会	
団体名	スポーツ団体	
	野球連盟	家庭婦人バレーボール連盟
	卓球連盟	バドミントン連盟
	バレーボール連盟	オリエンテーリングクラブ
	ソフトテニス連盟	レディースソフトボール協会
	テニス協会	ゴルフ協会
	サッカー協会	インディアカ連盟
	ソフトボール協会	水泳連盟
	少年野球連盟	ミニテニス協会
	スキー連盟	ミニバスケットボール連盟
	陸上競技協会	ジュニア新体操連盟
	剣道連盟	少林寺拳法連盟
	空手道連盟	なぎなた連盟
	弓道連盟	合気道連盟

▶ スポーツ推進課

# 入間市コミュニティバス

## ていーろーど

### 1.運行日時

「北コース」「南コース」  
月～土曜日7時台～18時台(年末年始および日曜日運休)  
「健康福祉センターコース」  
年末年始を除く毎日7時台～19時台

### 2.運行便数

「北コース」16便  
「南コース」18便  
「健康福祉センターコース」平日18便、土日16便

### 3.運賃

距離別料金100円～260円(小学生は50円～130円)  
特別乗車証をお持ちの方は、1回100円(障害者等は無料)。  
ていーろーどの子供複数人の取り扱いは、従来通り西武バスの取り扱いと同様となります。

### 4.乗車定員

29人乗り3台、45人乗り1台

## ていーワゴン

### 1.運行日時

月～土曜日 6時台～18時台(年末年始および日曜日運休)  
※宮寺・二本木コースは隔日運行

### 2.運行便数

「東金子コース」18便  
「金子コース」16便  
「武蔵藤沢駅コース」12便  
「宮寺コース」8便  
「二本木コース」10便

### 3.運賃

一律100円、小学生50円、特別乗車証をお持ちの障害者等は無料。

### 4.乗車定員

9人乗り3台(福祉タクシー車両)

## 特別乗車証について

- ▶ **対象** 市内在住の70歳上の高齢者、障害者等。
- ▶ **申請場所** 入間市役所(都市計画課、高齢者支援課、障害者支援課)、各支所、各出張所、健康福祉センター、やまゆり荘
- ▶ **必要なもの** 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の身分証明書(いずれか一つをお持ちください)

## その他

### 1.ていーろーどとていーワゴンを乗り継ぐ場合の高齢者への特別措置

1日乗車券を車内にて販売しています(200円で乗り放題)  
(※特別乗車証をお持ちの方が対象)。

### 2.回数券について

回数券を車内にて1,000円で販売しています(1,100円分)。

▶ 都市計画課

## ▶ていーろーど、ていーワゴンバス停一覧表

※入間市コミュニティバス路線図は、市役所都市計画課、各支所、バス車内等で配布しています。

ていーろーど[北コース] 日曜、年末年始運休

バス停名
入間市役所
豊岡高校前
入間市駅
豊岡町
霞橋(休止中)
黒須郵便局前
黒須小学校
春日町一丁目
リバーパーク前
武道館東
牛沢町
森坂下
上広瀬公会堂入口
図書館西武分館
仏子駅
高正寺入口
円照寺入口
上橋
白鬚神社西
野田丸山
中橋北
野田河川公園
入間野田モール

ていーろーど[南コース] 日曜、年末年始運休

バス停名
入間市役所
豊岡高校前
入間市駅
豊岡高校前
産業文化センター
東町小学校
東久保団地
東町団地
東町五丁目
安川新道口
東台
藤沢駅入口
武蔵藤沢駅
藤沢駅入口
澤田医院前
藤沢支所
藤沢橋東
健康福祉センター
神明神社
上藤沢
下枝医院前
やまゆり荘

ていーろーど[健康福祉センターコース] 日曜、年末年始運休

バス停名
入間市駅
豊岡高校前
入間市役所
豊岡四丁目
富士見通り
扇台二丁目
扇台四丁目

バス停名
扇小学校
扇町屋団地
県営住宅入口
西武グリーンヒル
安川電機前
健康福祉センター入口
健康福祉センター

ていワゴン[東金子コース] 日曜、年末年始運休

バス停名	ローカル地名
108	ヤオコー入間仏子店
1	仏子駅
2	武蔵野音大入口
3	小谷田1518-97地内
4	ガーデンハイツ西
5	ガーデンハイツ
6	八津池自治会館
7	そば処秀月
8	新久遺跡公園
10	セブンイレブン新久店
11	入間台遺跡公園
12	新久845番地内
13	入間台西
14	入間台団地
15	金子病院入口
16	あずま幼稚園
17	さえき小谷田食品館
18	東金子支所
19	東金子地区体育館入口
20	14区集会所
21	入間ハート病院
22	縄竹公会堂
23	やまゆり荘

ていワゴン[金子コース] 日曜、年末年始運休

バス停名	ローカル地名
108	ヤオコー入間仏子店
1	仏子駅
2	武蔵野音大入口
9	八坂神社入口
10	セブンイレブン新久店
11(14)	入間台遺跡公園(入間台団地)
12(13)	新久845番地内(入間台西)
109	入間台クリニック
110	けやき薬局
87	中神
86	金子第二保育所
84	西光院
83	増岡園
82	西三ツ木公会堂
111	金子郵便局
80	金子公民館
88	金子駅入口
89	金子駅
90	金子駅西
92	南峯団地
93	マミーマート
94	木蓮寺
97	金子橋
98	原今井

※カッコ内の停留所は、原今井からヤオコー入間仏子店へ向かう際、停車します。

ていワゴン[宮寺コース] 月・水・金曜日のみ運行

バス停名	ローカル地名
21	入間ハート病院
31	三井アウトレットパーク入間
23	やまゆり荘
33	大森会館前
34	大森通り中央
35	小林病院
36	荻原老人憩いの家
37	的場老人憩いの家
38	ホソブチ生花
39	南矢荻
40	宮寺375番地内
41	宮寺425番地内
42	グリーンコート入口
43	小ヶ谷戸老人憩いの家
44	吉文駐車場前
45	JA宮寺支店前
46	南中野公会堂
47	宮寺1792番地内
48	太子堂入口
49	宮寺西
50	JA宮寺支店
51	宮寺支所
52	三本桜
53	北中野西
54	ザ・モールみずほ16

ていワゴン[二本木コース] 火・木・土曜日のみ運行

バス停名	ローカル地名
23	やまゆり荘
31	三井アウトレットパーク入間
21	入間ハート病院
60	武蔵中学校西門
61	ゆりかご保育園
62	武蔵台
63	狭山小入口
64	みどり台公園
65	大の園芸
66	入間市博物館入口
67	二本木スポーツ広場
68	二本木公民館
69	二本木保育所
70	二本木憩いの家
71	元狭山
54	ザ・モールみずほ16

ていワゴン[武蔵藤沢駅コース] 日曜、年末年始運休

バス停名	ローカル地名
51	宮寺支所
35	小林病院
34	大森通り中央
33	大森会館前
23	やまゆり荘
114	武蔵藤沢駅



ていワゴン



ていーろど

公共施設



# 議会・選挙・広聴・広報

ここでは、議会の仕組みや選挙、広報活動などをご案内します。

## 議会

### 市議会

入間市議会は、市民の代表として選ばれた22人の議員によって構成される市の最高議決機関です。3月、6月、9月、12月に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会からなり、ここで議決された事項は、執行機関に送られ実行に移されます。

### 議会の傍聴

本会議・委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)は原則として公開されていますので、どなたでも自由に傍聴できます(盲導犬等の身体障害者補助犬の同伴可)。

本会議の傍聴を希望される方は、会議当日、受付で住所、氏名等を記入して傍聴券の交付を受けてください。定員は63人(車いす用傍聴席3人を含む)です。

委員会の傍聴を希望される方は、委員会当日、議会事務局で傍聴受付票に住所、氏名を記入してください。定員は原則15人です。

傍聴に際して手話通訳等の支援が必要な方は7日前までにお申し込みください。

### 請願

請願は、憲法で保障された住民の権利であり、市政に対する意見や要望を直接市政に反映させることができます。

### 提出方法

- ①件名、趣旨、提出年月日、住所、氏名(法人の場合はその名称および代表者氏名)を記載し、請願者が署名、または、記名押印してください。
  - ②請願書には、紹介議員1人以上の署名または記名押印が必要です。
  - ③内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
  - ④道路、下水道等具体的な場所に関するものについては、略図等を必ず付けてください。
- ※実際に請願をする場合には、請願書の書式や提出時期などについて、事前に相談してください。

### 議会の権限

- ▶ **議決権** 提出された案件について、可決、否決または修正して可決するか、この3つのうち1つの結論を出す権限
- ▶ **同意権** 市長が副市長、監査委員および教育委員などを選任するとき、議会の同意を必要とする権限
- ▶ **調査権** 議決により市の事務に関し、自主的に調査をすることができる権限
- ▶ **選挙権** 議長、副議長および選挙管理委員などを選挙する権限
- ▶ **その他** 決定権、検閲検査および監査請求権、意見表明権、ならびに自律権等

▶ 議会事務局

平成31年4月1日現在

### 議会の委員会等

常任委員会	総務常任委員会	企画部、総務部、市民生活部、危機管理課、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会に関する事項、他の常任委員会に属しない事項
	都市経済常任委員会	環境経済部、都市整備部、上下水道部、農業委員会に関する事項
	福祉教育常任委員会	福祉部、こども支援部、健康推進部、教育委員会に関する事項
	特別委員会	※特別委員会は、特に重要な案件または調査、あるいは2以上の常任委員会にまたがる案件または調査を扱う場合など必要がある場合に、議決で置かれる委員会です。
	議会運営委員会	議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
	議会事務局	議会に関する事務を行うために設置されています。





## 選挙

### ○ 選挙権と被選挙権

日本国民で年齢18歳以上の方には選挙権があります。ただし、同一市区町村に引き続き3カ月以上住んでいないと、その地方公共団体の議員および長の選挙権はありません。

被選挙権は、日本国民であり、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・衆議院議員と市町村長は年齢満25歳以上
- ・参議院議員と都道府県知事は年齢満30歳以上
- ・都道府県と市町村の議会議員は年齢満25歳以上であり、かつ当該選挙の選挙権を有すること

### ○ 選挙人名簿の登録

選挙人名簿とは、住民基本台帳に記録されている方のうち、選挙権のある方を登録してある名簿です。選挙権のある方もこの選挙人名簿に登録されていなければ、選挙のときに投票することはできません。

名簿の登録には、定時登録と選挙時登録、補正登録があります。

#### ▶ 定時登録

毎年4回(3月・6月・9月・12月)の1日を基準日として登録します。

#### ▶ 選挙時登録

選挙を行う場合において、選挙の公(告)示直前に登録します。

#### ▶ 補正登録

定時登録および選挙時登録をした後、登録資格を有する方が名簿に登録されていないことを知った場合に登録します。

### ○ 議員等の任期満了日(平成31年4月1日現在)

衆議院議員	平成33(2021)年10月21日	(任期4年)
参議院議員	平成31(2019)年 7月28日	(6年)
参議院議員	平成34(2022)年 7月25日	(6年)
埼玉県知事	平成31(2019)年 8月30日	(4年)
埼玉県議会議員	平成31(2019)年 4月29日	(4年)
入間市長	平成32(2020)年11月17日	(4年)
入間市議会議員	平成33(2021)年 3月29日	(4年)

### ○ 「選挙運動」ができるのは

原則として立候補の届出が受理されたときから、投票日の前日までの間しか行うことができません。

選挙の種類	選挙運動期間
衆議院議員選挙	12日間
参議院議員選挙	17日間
知事選挙	17日間
県議会議員選挙	9日間
市長・市議会議員選挙	7日間

### ○ 投票

投票は、投票日当日に、指定された投票所にご本人が出向き投票します。

#### ▶ 期日前投票

投票日当日に一定の事由(旅行、病気、入院、出産、出張等の仕事、地域行事、冠婚葬祭・悪天候等)に該当すると見込まれる方は、投票日前に投票できます。

投票期間は、公示(告示)の翌日から投票日の前日です。

#### ▶ 不在者投票(滞在地)

選挙期間中、遠隔地に滞在している場合、名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙を請求し取り寄せ、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。

#### ▶ 不在者投票(指定施設)

不在者投票ができる施設として指定されている施設に入院、入所している方は、施設長に申し出て、その施設内で不在者投票をすることができます。

#### ▶ 郵便投票

身体に一定の重度の障害がある方、介護保険被保険者証の介護状態区分が要介護5と記載されている方は、自宅で投票用紙に記載しそれを郵便により投票することができます。

※選挙管理委員会に事前の申請が必要です。

#### ▶ 在外投票

外国に住む日本国民も国政選挙の投票ができます。投票の方法は、在外公館投票、郵便投票、帰国投票です。

※事前に領事館等を通じて選挙管理委員会に申請する、または出国時に直接選挙管理委員会に申請する必要があります。

#### ▶ 点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字用投票用紙を用意します。投票所で投票管理者に申し出てください。

#### ▶ 代理投票

字の書けない方に代わって、補助者が選挙人の申し出た候補者の氏名を書く制度があります。投票所で投票管理者に申し出てください。

▶ 選挙管理委員会



## 広報

市民の皆さんにさまざまな行政情報をお知らせするために、次の広報活動を行っています。

### ● 広報いるま

市の事業やお知らせ、まちの話題などを掲載し、皆さんに情報や話題を提供しているのが、広報紙「広報いるま」です。

発行日は、原則毎月1日と15日ですが、段階的に15日号を休刊し、平成33(2021)年度には毎月1日号のみの発行に切り替えます。

※平成31年度は、5月・7月・8月・11月・1月・2月、32(2020)年度はこれに加え、4月・9月・3月の15日号を休刊します。

「広報いるま」は、各区、各自治会の協力をいただいで各家庭に配布しています。また、市役所、各支所・公民館等公共施設、市内の金融機関、農協の各支店、各郵便局、各駅等の窓口や、コンビニエンスストア、スーパー等にも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

※配布場所は市公式ホームページに掲載しています。

### ● ホームページ版「広報いるま」

市公式ホームページでも「広報いるま」を公開しています。また、昭和26年10月以降の広報紙をご覧いただくことができます。

### ● スマートフォン版「広報いるま」

スマートフォン用無料アプリ「マチイロ」で、広報いるまを配信しています。



[App Store]



[Google Play]

### ● 声の広報

ボランティアの朗読により、「広報いるま」をCDにまとめ、「声のたより」として目の不自由な方に郵送しています。

### ● 点字広報

ボランティアの協力により、「広報いるま」点字版を作成し目の不自由な方に郵送しています。

▶ 広報課

### ● 外国語版市政情報紙「IRUMA COM+COM」

「広報いるま」に掲載された記事の中から、特に外国人市民に必要な情報を外国語に翻訳して発行しています。市内の公共施設等で無料配布しているほか、市公式ホームページの外国人向け生活情報からもご覧いただけます。

▶ 言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語

▶ 発行日 原則として毎月1日

▶ 配布場所 市役所、各公民館、各図書館、健康福祉センター、産業文化センター、市民会館、アミーゴ、イオン入間店、西武池袋線市内各駅等

▶ 自治文化課

### ● ハローいるま

ケーブルテレビを媒体として、15分間の広報番組「ハローいるま」を毎日放送しています。催し物や募集案内、市からのお知らせなど、身近な行政情報を紹介しています。

#### ▶ 放送チャンネル・放送時間

● 入間ケーブルテレビ「チャンネルあい」(STB地上111ch)  
午後0時30分から、午後6時30分から

● ガイドチャンネル  
午後0時から、午後5時45分から

※番組内容はいずれも同じです。初回放送日は毎週水曜日で、初回放送後1週間、再放送しています。

### ● FM版広報いるま

FMラジオ放送で、催し物や募集案内、市からのお知らせなど身近な行政情報をお知らせする番組です。

▶ 放送局 <sup>チャッピー</sup>  
エフエム茶笛(周波数77.7メガヘルツ)

▶ 放送時間  
毎日5回(午前6時55分、8時30分、午後0時30分、2時30分、5時30分)各約5分間

### ● ガイドマップ

入間市の地図に、主要な施設や文化財の紹介、歳時記を掲載したマップです。市内散策などにもご利用いただくことができます。

### ● 市公式ホームページ

市政情報や暮らしの情報、イベント情報など、市からの各種行政情報を発信するほか、「公共施設予約」なども利用することができます。

また、「広報いるま」をはじめとする各種刊行物のほか、市の申請書約300種類を提供しています。申請書をあらかじめ取り出し、押印や必要な書類の整理を済ませてから、来庁していただくことができます。

ご自宅で市公式ホームページがご覧にならない方は、市役所1階市政情報コーナーでご覧いただけます(無料)。

#### ● ホームページアドレス

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>



### ● 市公式モバイルサイト

市からのお知らせやイベント情報、休日・夜間・救急医療、入間市の選挙速報などの情報を提供しています。

● URL <http://m.city.iruma.saitama.jp/>

▶ 広報課

## メール配信サービス「茶の都メール」

お好みの配信メニューを選択し登録していただくことで、お持ちの携帯電話やパソコンに情報をお届けします。

### ▶ 配信メニュー

- 市政情報…市からのお知らせを毎月1回。
- イベント情報…イベントのお知らせを毎月1回。
- 学校給食センター献立…中学校の給食の献立を毎月2回。
- 休日当番医…翌月の休日当番医を毎月1回、月末に。
- 献血の日程…今後の献血の日程と実施のお知らせ。
- 防災情報…大雨や台風等が発生した場合に、災害情報を。
- 防犯情報…犯罪被害発生状況や不審者などの情報を随時。
- 『防災いるま』の放送内容…防災行政用無線『防災いるま』で放送した内容を随時。

## 市公式フェイスブック

フェイスブックを使って市の話題やできごと、防災情報を発信しています。

- URL <http://www.facebook.com/city.irusuma>



## 「入間市公式YouTubeチャンネル」

市ではYouTubeを使って、入間市の魅力やイベント、防災等の情報を発信しています。



## 「いるまの魅力 フリーフォトあるばむ」

入間市の魅力ある写真(街、自然、文化、イベント等)をGoogleフォトで公開しています。公開されている写真は無料で情報誌やポスター、広告チラシ、雑誌、ホームページ、SNS、動画などに利用することができます。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

## テレ玉市町村データ放送サービスをご活用ください

平成30年6月1日から地上波デジタル放送「テレビ埼玉」で市の情報を発信しています。災害時には、緊急情報(主に通行止めや避難場所等のお知らせ)を配信し、平常時には、イベント情報や行政情報をお知らせします。

### ●データ放送を見るには

- (1) テレビのチャンネルを「テレビ埼玉(地デジ3チャンネル)」に合わせる
- (2) テレビのリモコンの[d]ボタンを押す(データ放送画面が開きます)
- (3) 画面左下の一覧から「入間市からのお知らせ」を選び、リモコンの[決定]ボタンを押す

※事前に郵便番号を登録するなど、テレビの地域設定を「入間市」にしてください。

「市町村からのお知らせ」と表示された場合は、そちらを選択して進んでください。

データ放送に対応していないテレビでは視聴できません。

▶ 広報課

## 広聴

市民の皆さんからご意見やご要望をいただき今後の市政に反映させていくために、次の広聴活動を行っています。

## 市民提案ボックス

市民の皆さんのご意見、ご要望をお聴きし、積極的に市政に反映させていくものです。お寄せいただいたご意見などは、その内容により各担当課に送られ、調査・検討されます。また、住所、氏名が明記された提案などに対しては、市の考え方を提案者に回答しています。

提案ボックスは、市内14カ所(市役所1階ロビー、各支所・公民館)に設置しています。また、市公式ホームページからもご利用いただくことができます。

▶ 広報課

## いるま写真ポスト

「いるま写真ポスト」は、市民の皆さんの身の回りの出来事や発見した事、道路の危険箇所等を写真を添えて市に投稿できるポストです。例えば、「家庭菜園で変わった野菜が育った!」「カルガモの親子が散歩している!」「大雪で公園に大きな雪ダルマ出現!」「近所の道路が陥没し穴が開いている」等。情報を写真と共に送って頂ければ、内容に応じて、市のホームページやフェイスブック等でご紹介したり、道路の修理等に活用させていただきます。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

▶ 広報課

## 市民意識調査

市民の皆さんが日頃市政に対してどのような考えを持ち、何を望んでいるのかを把握するため、アンケート方式により3年に1回程度実施しています。調査結果は、今後の市政運営の基礎資料として幅広く活用します。

なお、詳しい調査結果は、市役所3階市政情報コーナー、各支所、図書館および市公式ホームページ等にある「報告書」でご覧いただくことができます。

### 第11回調査結果より

#### 調査の概要

対象:市内在住の満20歳以上の男女個人、2,000人  
調査方法:郵送によるアンケート調査  
調査期間:平成26年9月1日~9月26日  
回収数(回収率):1,201件(60.1%)

#### 入間市は「住みよい」「住み続けたい」と思う方が増加

住みよい所だと思う **79.1%** (3年前は80.3%)  
住みにくい所だと思う **9.1%** (3年前は 9.5%)  
住み続けたい **76.6%** (3年前は74.8%)

#### 入間市の魅力(上位5項目)は圏央道が4位に浮上

1位 茶畑と狭山茶 **80.8%**  
2位 入間万燈まつり **64.9%**  
3位 彩の森入間公園 **50.5%**  
4位 首都圏中央連絡自動車道(圏央道) **27.4%**  
5位 入間川 **25.3%**

▶ 企画課





# 各種相談

市では皆さまのさまざまな悩みごとに無料相談を設けています。

## 市民相談

相談は無料です。お気軽にご利用ください。なお、市民相談室では職員による「一般相談」も行っています。

相談の名称	相談内容	相談日時	問い合わせ
弁護士による法律相談 (予約制)	相続、離婚、借地・借家、売買等の法律上のトラブル	原則毎週水曜日 10時～12時・13時～15時40分	市民相談室 (相談日が変更される場合がありますので、「広報いるま」等で確認してください)
司法書士による法律相談 (予約制)	相続、遺言、不動産登記、簡易裁判所で扱う案件等	毎月第1・第3・第5火曜日 13時～15時40分	
行政書士による相談 (予約制)	相続、許認可、外国人の入国在留等の相談	毎月第2・第4火曜日 13時～15時40分	
税理士による税務相談 (予約制)	所得税、相続税、贈与税等の税金問題	毎月第3金曜日 13時～17時	
マンション管理相談 (予約制)	管理組合の運営や建物、設備等のマンション管理等	偶数月第3水曜日 13時～16時	
宅地建物取引士による 土地建物相談	土地・建物を買うとき売るとき、借地・借家など不動産に関する諸問題	毎月第1水曜日 10時～12時・13時～15時	
人権相談	日常生活や身の回りの人権問題について	毎月第2・第4月曜日 10時～12時・13時～15時	



相談の名称	相談内容	相談日時	問い合わせ
行政相談	国や特殊法人などの行政、施策上の問題	毎月第1月曜日 10時～12時・13時～15時	市民相談室 (相談日が変更される 場合がありますので、 「広報いるま」等で確 認してください)
心配ごと相談	日常生活での悩みごと、心配ごと	毎週木曜日 10時～12時・13時～15時	
交通事故相談	補償問題、示談の進め方等	第1・第3火曜日 (毎月第3火曜日のみ予約制) 10時～12時・13時～15時	交通防犯課
外国人相談	日常生活全般	毎週火曜日 9時～12時 英語 毎週水曜日 9時～12時 スペイン語 毎月第1木曜日 9時～12時 中国語	自治文化課
結婚相談	結婚相手の紹介	第1、2、5月曜日(祝日除く)、第4土曜日 10時～12時・13時～15時 第3月曜日 15時～19時	社会福祉協議会
身体・知的障害者 悩みごと相談	心身に障害がある方の生活、結婚、就職、身 上問題等	偶数月第3水曜日 10時～12時	障害者支援課
障害者相談支援 障害者就労支援	障害がある方の生活・就職、福祉サービスの 利用等	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分	障害者相談・就労支援 センターりぼん
労働相談 (予約制)	賃金、労働時間、労使関係等の労働問題全般	毎月第3木曜日(祝日除く) 13時～16時	商工観光課

次ページに続く



相談の名称	相談内容	相談日時	問い合わせ
内職相談	内職のあっせん、事業主からの求人相談	月・火・木・金曜日(祝日除く) 9時～12時・13時～16時	内職相談室
若年者就業相談 (予約制)	若年者の就業に関する相談全般	毎月第2・第4木曜日(祝日除く) 13時～16時	商工観光課
家庭児童相談	お子さんの養護、障害、非行、育成等に関する相談	月～金曜日(祝日除く) 9時～16時	こども支援課
教育相談	就学相談、いじめ、不登校等 (☎2964-7830)	月～金曜日(祝日除く) 9時～16時	教育センター
小・中学生のための 悩みごと電話相談	学校、勉強、友達、性格等の悩みごと (☎2964-7830)	月～金曜日(祝日除く) 9時～16時	教育センター
女性のための 悩みごと相談	女性のさまざまな悩みごと全般 (電話相談 ☎2964-2545、 面接予約 ☎2964-2561)	電話:毎週水曜日、面接:毎週月・金曜日 (祝日除く) 10時～12時・13時～15時	男女共同参画推進 センター
女性のための 法律相談	離婚、生活上の問題、金銭の問題、雇用・労働 の問題	毎月第3水曜日(年10回を予定) 13時15分～16時45分	男女共同参画推進 センター
性的マイノリティの ための悩みごと相談	当事者、家族、友人からの性的マイノリティ (性的少数者)に関する悩みごと	月～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時	男女共同参画推進 センター 市民相談室
NPO相談	市民活動に関すること、市民活動団体の情 報発信に関すること	月～土曜日 10時～17時	市民活動センター

- ・市役所 ☎04-2964-1111 (市民相談室、消費生活センター、商工観光課、こども支援課、障害者支援課、自治文化課、交通防犯課)
- ・社会福祉協議会 ☎04-2963-1014
- ・教育センター ☎04-2964-8355
- ・内職相談室 ☎04-2962-9272

※相談日時は変更される場合がありますので、「広報いるま」または市公式ホームページをご覧ください。

▶ 各担当課

## 消費生活相談

相談の名称	相談内容	相談日時	問い合わせ
消費生活相談	商品の表示、品質、契約、解約(訪問販売、 多重債務、架空請求等)の消費者相談	月～金曜日(祝日除く) 9時30分～12時 13時～16時30分 (面接・電話相談可) 市代表から内線1316・1317 直通 ☎04-2963-5199	市民相談室・ 消費生活センター





# 災害時緊急連絡先

通報はあわてずに  
落ち着いて正確に  
伝えましょう!



## 火事・救急・救助

局番なし

# 119番



## 事件・事故

局番なし

# 110番



## 海の事件・事故

局番なし

# 118番



## もし火災や事故が起こってしまったら

- ①何がありましたか。
- ②どこですか。
- ③いつですか。
- ④現場または犯人はどうなっていますか。
- ⑤あなたの住所、氏名、連絡先は、  
などを簡潔に落ち着いて通報しましょう。



## 携帯電話やスマートフォンなどから通報する場合の注意点

- 運転中の電話は危険です。必ず、安全な場所に車を停止してから通報しましょう。
- 通りがかりなどで正確な住所が分からない場合は、付近の目標物をくわしく伝えましょう。
- 高速道路を走行中の場合は、高速道路名と上下線別と道路左端の「キロポスト」を伝えましょう。
- 県境付近からの通報の場合は、隣県に入電することがありますので、現在地をよく確認した上で通報しましょう。

## 災害用伝言ダイヤル

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。



# 171

をダイヤルします



ダイヤルした後、ガイダンスに従ってください

## 携帯電話各社 災害用伝言板サービス

震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合に、携帯電話上に緊急開設されます。



### 各携帯電話会社のトップメニュー



### 災害用伝言板



### 伝言登録の場合

### 伝言確認の場合



登録

確認



メッセージ

電話番号



登録

検索







## 東金子地区

小谷田・上小谷田・新久・  
森坂・牛沢町・狭山ヶ原

### 行政

1	東金子支所	小谷田77-3
---	-------	---------

### 公共施設

2	埼玉西部消防局 入間消防署	小谷田581
31	3 青少年活動センター	小谷田1681-1
	4 学校給食センター	新久129
30	5 東金子地区体育館	小谷田371
	6 総合クリーンセンター	新久127-1
	7 リサイクルプラザ	新久127-1
26	8 東金子公民館	小谷田77-3

### 小・中学校・特別支援学校

27	9 東金子小学校	小谷田1524
28	10 新久小学校	新久500
29	11 東金子中学校	小谷田451-1
32	入間わかかさ高等特別支援学校	小谷田745-1

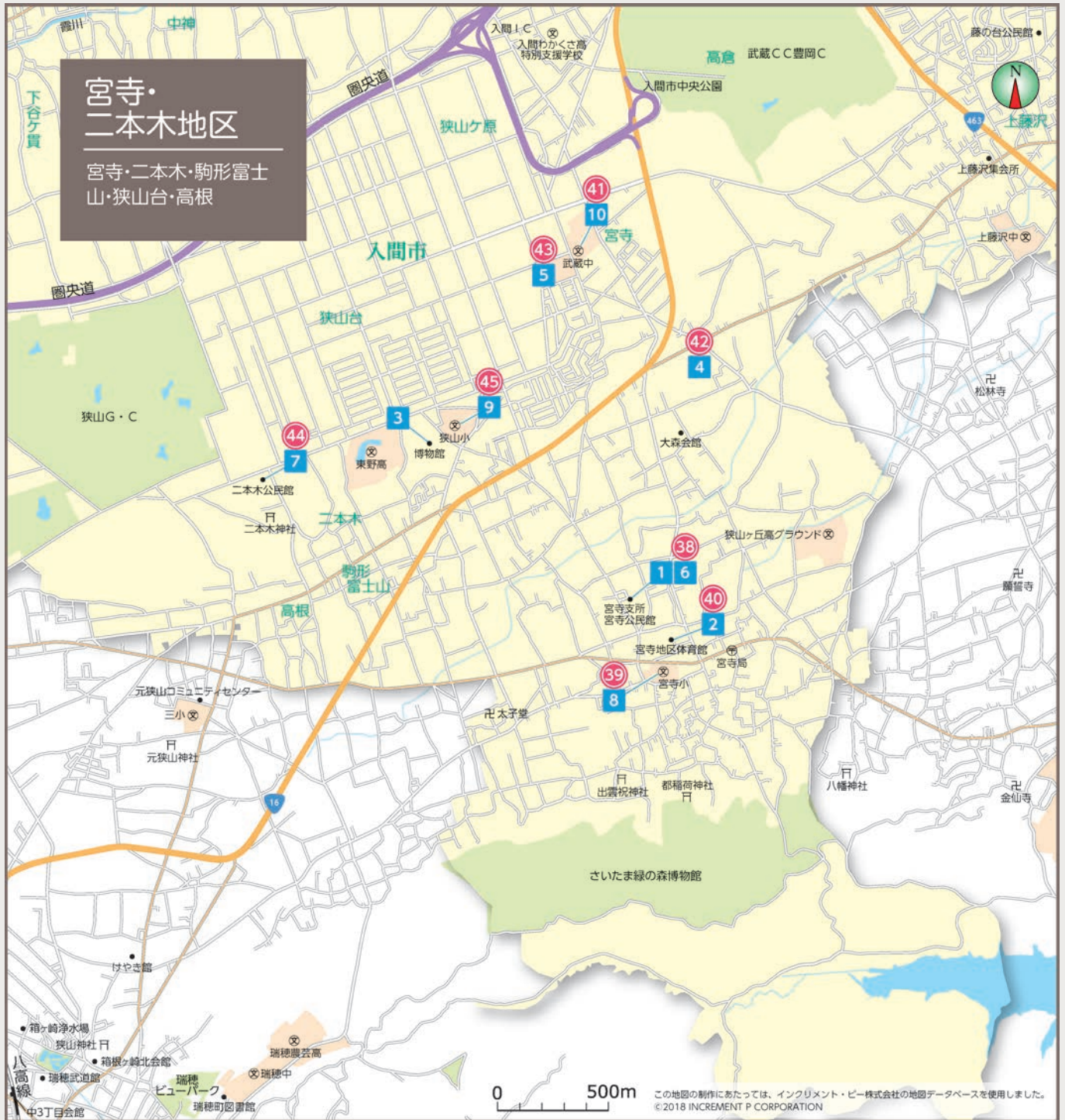


## 金子地区

根岸・中神・花ノ木・下谷ヶ貫・上谷ヶ貫・西三ツ木・三ツ木台・寺竹・南峯・木蓮寺・金子中央

■ 行政		
1	金子支所	寺竹535-1
■ 公共施設		
2	図書館金子分館	寺竹535-1
36	3 農村環境改善センター	下谷ヶ貫915-3
33	4 金子公民館	寺竹535-1
37	埼玉県茶業研究所	上谷ヶ貫244-2

■ 小・中学校		
34	5 金子小学校	西三ツ木150
35	6 金子中学校	西三ツ木187



### 行政

1	宮寺支所	宮寺2405-1
---	------	----------

### 公共施設

40	2	宮寺地区体育館	宮寺567
	3	博物館「アリット」	二本木100
42	4	老人福祉センター やまゆり荘	宮寺2655-1
43	5	勤労福祉センター	宮寺4102-17
38	6	宮寺公民館	宮寺2405-1
44	7	二本木公民館	二本木256-1

### 小・中学校

39	8	宮寺小学校	宮寺594-1
45	9	狭山小学校	二本木65-1
41	10	武蔵中学校	宮寺3193

マップ・電話帳

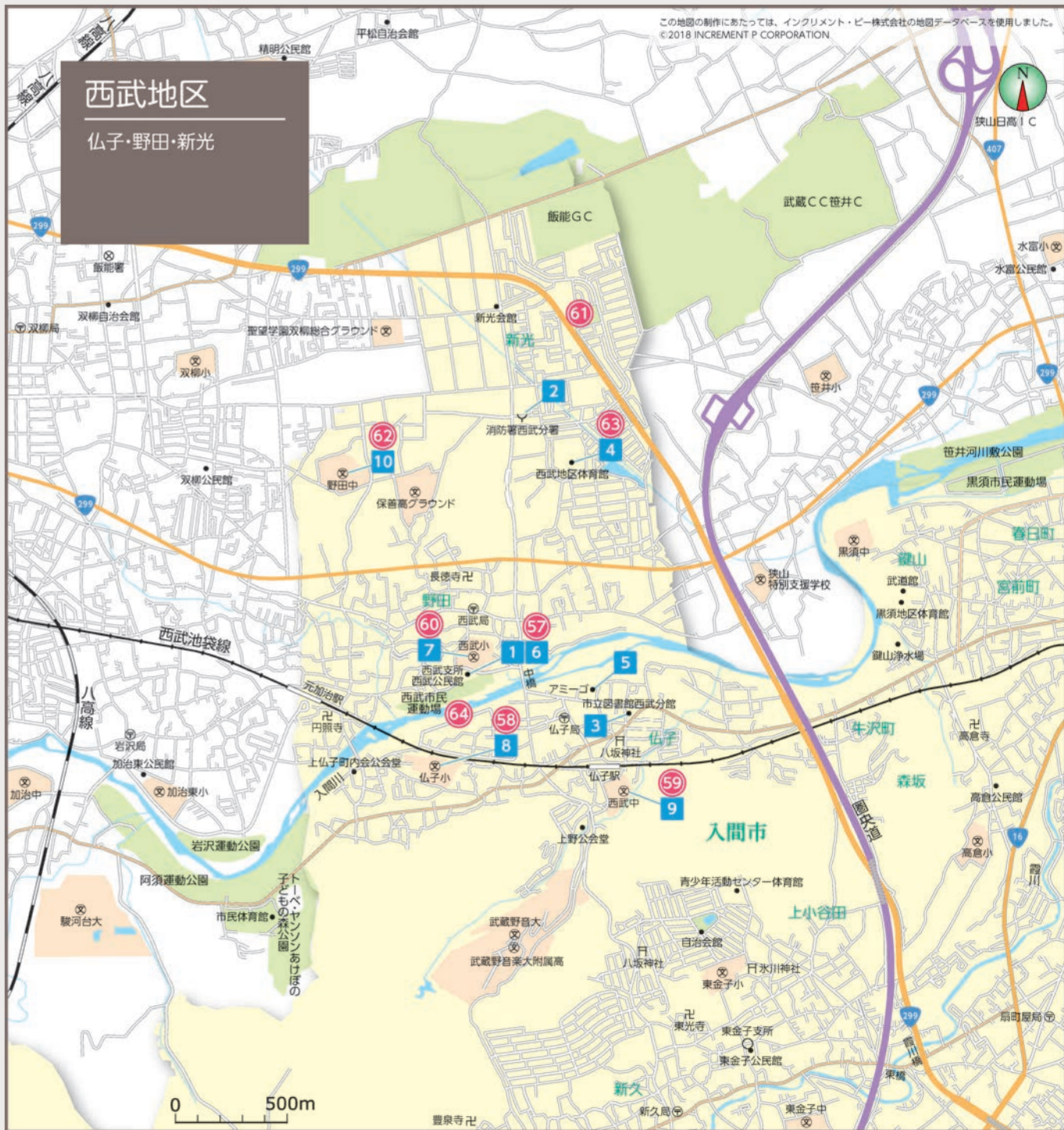


**藤沢地区**  
上藤沢・下藤沢・東藤沢

マップ・電話帳

■ 行政		
1	藤沢支所	下藤沢846-1
2	東藤沢出張所	東藤沢3-19-19
■ 公共施設		
3	消防署藤沢分署	下藤沢858-1
4	図書館藤沢分館	下藤沢846-1
55	藤沢地区体育館	下藤沢988-1
6	健康福祉センター	上藤沢730-1
46	藤沢公民館	下藤沢846-1
54	藤の台公民館	上藤沢406-31

51	9	東藤沢公民館	東藤沢3-19-19
56		藤沢中央公園	下藤沢773-1
■ 小・中学校			
47	10	藤沢小学校	上藤沢384
50	11	藤沢東小学校	東藤沢7-9-1
48	12	藤沢南小学校	上藤沢52
53	13	藤沢北小学校	東町7-1-19
52	14	藤沢中学校	下藤沢1263-1
49	15	上藤沢中学校	上藤沢146-2



この地図の制作にあたっては、インクリメント・ピー株式会社の地図データベースを使用しました。  
©2018 INCREMENT P CORPORATION

## 西武地区

仏子・野田・新光

### 行政

1	西武支所	野田496
<b>公共施設</b>		
2	消防署西武分署	野田2182
3	図書館西武分館	仏子1084-12
63	4 西武地区体育館	野田1134-57
5	文化創造アトリエ「アミーゴ」	仏子766-1
57	6 西武公民館	野田496
61	新光中央公園	新光303-2
64	西武市民運動場	野田字丸山地区内

### 小・中学校

60	7 西武小学校	野田512
58	8 仏子小学校	仏子165
59	9 西武中学校	仏子960-1
62	10 野田中学校	野田1741

## 公共施設の電話番号

MAPのアイコン「M」が頭にある施設は、134ページ～139ページの「公共施設・避難所MAP」に施設の場所が記されています。

場所はMAPのページと番号を参照してください。

市役所		MAP
M 市役所	☎2964-1111	P134 1
M 東金子支所	☎2964-0111	P135 1
M 金子支所	☎2936-0111	P136 1
M 宮寺支所	☎2934-2002	P137 1
M 藤沢支所	☎2964-1278	P138 1
M 西武支所	☎2932-1171	P139 1
消防		MAP
M 埼玉西部消防局入間消防署	☎2962-7255	P135 2
消防管理課	☎2962-7256	
予防指導課	☎2962-7257	
M 入間消防署藤沢分署	☎2965-1190	P138 3
M 入間消防署西武分署	☎2932-1190	P139 2
テレホンガイド	☎2963-8181	
教育スポーツ施設		MAP
M 市民会館	☎2964-2411	P134 3
M 産業文化センター	☎2964-8377	P134 4
M 図書館	☎2964-2415	P134 5
M 図書館西武分館	☎2932-2411	P139 3
M 図書館金子分館	☎2936-1811	P136 2
M 図書館藤沢分館	☎2966-8080	P138 4
M 教育センター	☎2964-8355	P134 6
M 児童センター	☎2963-9611	P134 7
M 青少年活動センター	☎2962-1005	P135 3
M 学校給食センター	☎2963-8801	P135 4
M 中央公園	☎2934-5724	P134 8
M 市民体育館	☎2962-1125	P134 9
M 武道館	☎2965-5551	P134 10
M 黒須地区体育館	☎2965-8423	P134 11
M 東金子地区体育館	☎2962-5597	P135 5
M 藤沢地区体育館	☎2964-4242	P138 5
M 西武地区体育館	☎2932-2004	P139 4
M 宮寺地区体育館	☎2934-1565	P137 2
M 博物館「アリット」	☎2934-7711	P137 3
M 文化創造アトリエ「アミーゴ」	☎2931-3500	P139 5
その他の施設		MAP
M 市民活動センター	☎2964-2511	P134 12
M 男女共同参画推進センター (人権推進課)	☎2964-2536	P134 13
M 健康福祉センター 健康管理課	☎2966-5511	P138 6
地域保健課	☎2966-5513	
M 老人福祉センターやまゆり荘	☎2934-5315	P137 4
M 総合クリーンセンター	☎2934-5546	P135 6

M リサイクルプラザ	☎2934-5324	P135 7
M 勤労福祉センター	☎2934-5340	P137 5
M 鍵山浄水場	☎2962-3860	P134 14
M 水道お客様センター	☎2960-1301	P134 23
M 農村環境改善センター	☎2936-0900	P136 3
M (一財)勤労者福祉サービスセンター	☎2964-6393	P134 15
公民館		MAP
M 中央公民館	☎2964-2413	P134 16
M 扇町屋公民館	☎2962-4495	P134 17
M 黒須公民館	☎2962-7511	P134 18
M 高倉公民館	☎2964-4626	P134 19
M 東町公民館	☎2963-7503	P134 20
M 久保稻荷公民館	☎2965-8448	P134 21
M 東金子公民館	☎2962-7711	P135 8
M 金子公民館	☎2936-1171	P136 4
M 宮寺公民館	☎2934-4466	P137 6
M 二本木公民館	☎2934-2672	P137 7
M 藤沢公民館	☎2962-6475	P138 7
M 藤の台公民館	☎2964-7353	P138 8
M 東藤沢公民館	☎2962-6922	P138 9
M 西武公民館	☎2932-0033	P139 6
官公署等		MAP
(福)入間市社会福祉協議会	☎2963-1014	
入間市ボランティアセンター	☎2964-0486	
(一社)シルバー人材センター	☎2934-5350	
M 埼玉県茶業研究所	☎2936-1351	P136 (37)
入間郵便局	☎2962-2802	
狭山警察署	☎2953-0110	
狭山保健所	☎2954-6212	
入間基地	☎2953-6131	
所沢税務署	☎2993-9111	
所沢県税事務所	☎2995-2112	
飯能県税事務所	☎042-973-5613	
自動車税事務所所沢支所	☎2998-1321	
法務局所沢支局	☎2992-2677	
所沢簡易裁判所	☎2996-1801	
所沢児童相談所	☎2992-4152	
所沢公共職業安定所	☎2992-8609	
瑞穂斎場組合(火葬場)	☎042-557-0064	
入間西部衛生組合清掃センター	☎042-985-1234	
国立病院機構 西埼玉中央病院	☎2948-1111	
防衛医科大学学校病院	☎2995-1511	
入間市ふるさとハローワーク	☎2962-8609	
さいたま緑の森博物館	☎2934-4396	
M 彩の森入間公園管理センター	☎2960-1664	P134 (21)
保育所(園)・幼稚園・学童保育室		MAP
豊岡保育所	☎2962-4493	
黒須保育所	☎2962-7301	

高倉保育所	☎2962-6160	
東金子保育所	☎2962-7881	
金子第一保育所	☎2936-0237	
金子第二保育所	☎2936-1655	
宮寺保育所	☎2934-2058	
二本木保育所	☎2934-1701	
藤沢保育所	☎2962-4044	
藤沢第二保育所	☎2962-3680	
西武中央保育所	☎2932-2905	
豊岡保育園	☎2962-3448	
あけぼの保育園	☎2962-2428	
いるま保育園	☎2962-8253	
しらすぎ保育園	☎2963-1564	
おおぎ保育園	☎2963-7707	
おおぎ第二保育園	☎2963-0007	
茶々保育園	☎2964-5559	
ゆりかご保育園	☎2934-2967	
こどものくに保育園	☎2963-0341	
あけぼの保育園分園	☎2966-6730	
わかばの森保育園	☎2965-3003	
杏ほいくえん	☎2931-2000	
木の実保育園	☎2966-2155	
むさしっこ保育園	☎2965-5872	
どろんこ保育園	☎2962-5763	
.....		
おおぎこども園	☎2963-7707	
.....		
いるま幼稚園	☎2964-2498	
めぐみ幼稚園	☎2962-2300	
武蔵野音大武蔵野幼稚園	☎2932-1640	
若杉幼稚園	☎2964-1292	
わかばの森幼稚園	☎2962-6055	
白梅幼稚園	☎2963-0503	
角栄幼稚園	☎2962-4578	
元加治幼稚園	☎2932-0184	
あんず幼稚園	☎2932-6464	
.....		
豊岡学童保育室	☎2962-7871	
扇学童保育室	☎2964-7899	
扇第二学童保育室	☎2965-5511	
東町学童保育室	☎2963-8515	
高倉学童保育室	☎2963-1806	
黒須学童保育室	☎2964-9925	
東金子学童保育室	☎2964-0514	
新久学童保育室	☎2936-5128	
金子学童保育室	☎2936-3271	
金子第二学童保育室	☎2936-5290	
宮寺学童保育室	☎2934-4118	

狭山学童保育室	☎2934-4986	
藤沢学童保育室	☎2964-1306	
藤沢東学童保育室	☎2963-4112	
藤沢南学童保育室	☎2965-3749	
藤沢北学童保育室	☎2964-3718	
仏子学童保育室	☎2932-8877	
西武学童保育室	☎2932-2701	
西武第二学童保育室	☎2932-2701	
<b>小学校</b>		<b>MAP</b>
<b>M</b> 豊岡小学校	☎2964-5286	P134 <b>24</b>
<b>M</b> 黒須小学校	☎2964-4451	P134 <b>25</b>
<b>M</b> 扇小学校	☎2962-9005	P134 <b>26</b>
<b>M</b> 東町小学校	☎2964-2220	P134 <b>27</b>
<b>M</b> 高倉小学校	☎2964-5288	P134 <b>28</b>
<b>M</b> 東金子小学校	☎2964-3742	P135 <b>9</b>
<b>M</b> 新久小学校	☎2936-0114	P135 <b>10</b>
<b>M</b> 金子小学校	☎2936-0211	P136 <b>5</b>
<b>M</b> 宮寺小学校	☎2934-2014	P137 <b>8</b>
<b>M</b> 狭山小学校	☎2934-2077	P137 <b>9</b>
<b>M</b> 藤沢小学校	☎2962-5252	P138 <b>10</b>
<b>M</b> 藤沢東小学校	☎2962-8201	P138 <b>11</b>
<b>M</b> 藤沢南小学校	☎2962-1921	P138 <b>12</b>
<b>M</b> 藤沢北小学校	☎2963-1601	P134 <b>29</b> P138 <b>13</b>
<b>M</b> 西武小学校	☎2932-0454	P139 <b>7</b>
<b>M</b> 仏子小学校	☎2932-1201	P139 <b>8</b>
<b>中学校</b>		<b>MAP</b>
<b>M</b> 豊岡中学校	☎2962-5274	P134 <b>30</b>
<b>M</b> 黒須中学校	☎2963-7501	P134 <b>31</b>
<b>M</b> 東町中学校	☎2965-2631	P134 <b>32</b>
<b>M</b> 向原中学校	☎2963-2131	P134 <b>33</b>
<b>M</b> 東金子中学校	☎2962-7118	P135 <b>11</b>
<b>M</b> 金子中学校	☎2936-0131	P136 <b>6</b>
<b>M</b> 武蔵中学校	☎2934-2234	P137 <b>10</b>
<b>M</b> 藤沢中学校	☎2962-7214	P138 <b>14</b>
<b>M</b> 上藤沢中学校	☎2963-2677	P138 <b>15</b>
<b>M</b> 西武中学校	☎2932-2101	P139 <b>9</b>
<b>M</b> 野田中学校	☎2932-7301	P139 <b>10</b>
私立狭山ヶ丘高等学校附属中学校	☎2962-3844	
<b>高校・大学・特別支援学校</b>		<b>MAP</b>
<b>M</b> 県立豊岡高等学校	☎2962-5216	P134 <b>2</b>
<b>M</b> 県立入間向陽高等学校	☎2964-3805	P134 <b>3</b>
私立狭山ヶ丘高等学校	☎2962-3844	
私立武蔵野音楽大学附属高等学校	☎2932-3063	
私立東野高等学校	☎2934-5292	
私立日々輝学園高等学校	☎2965-9800	
私立武蔵野音楽大学	☎2932-2111	
<b>M</b> 県立入間わかさ高等特別支援学校	☎2941-5771	P135 <b>32</b>

